

518

160



始



14.12.7

510  
160

岐阜縣御巡幸誌

岐  
阜  
縣

岐阜縣編纂

岐阜縣御巡幸誌

全

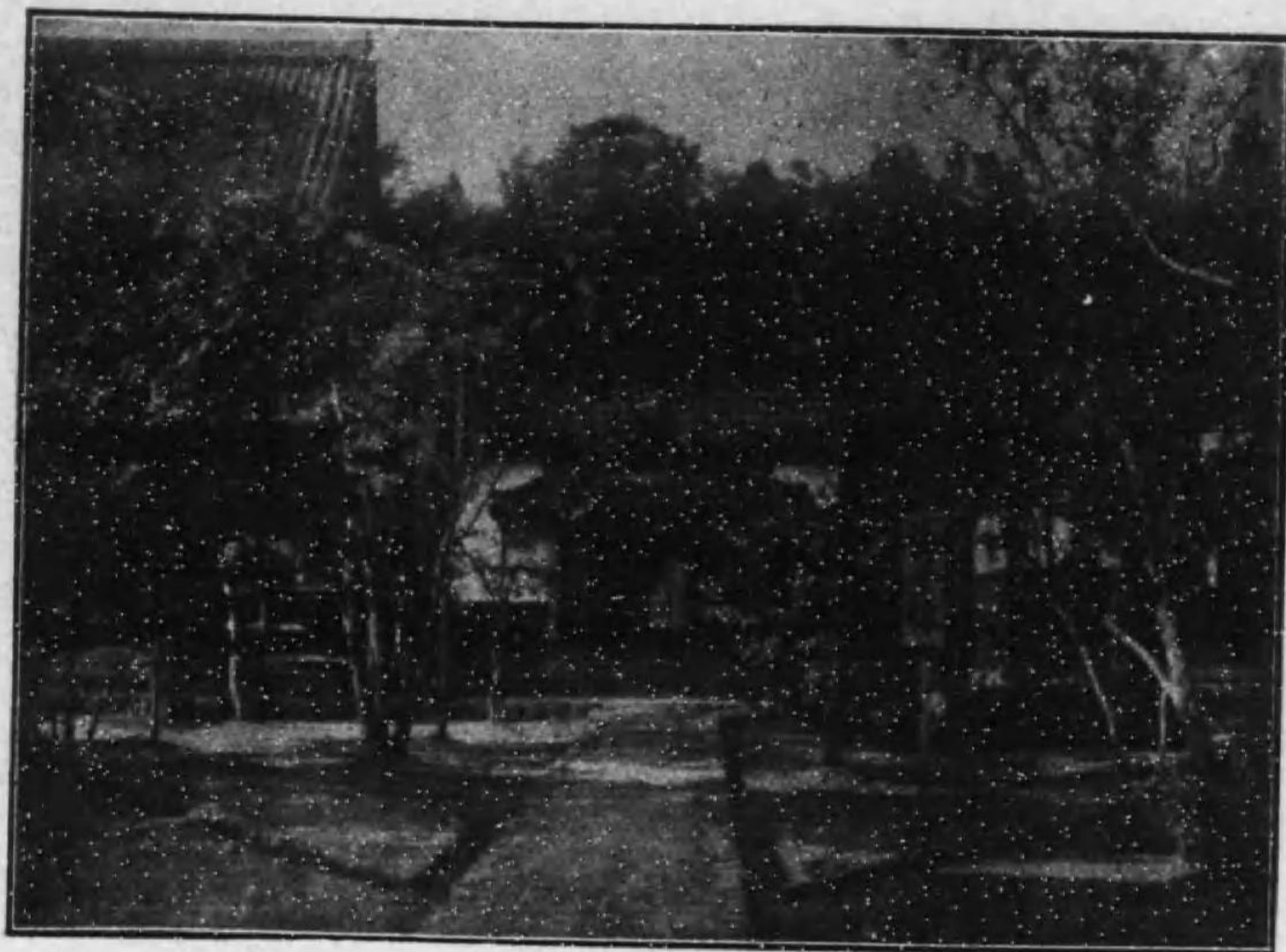
大正

14 6. 23

丙 亥

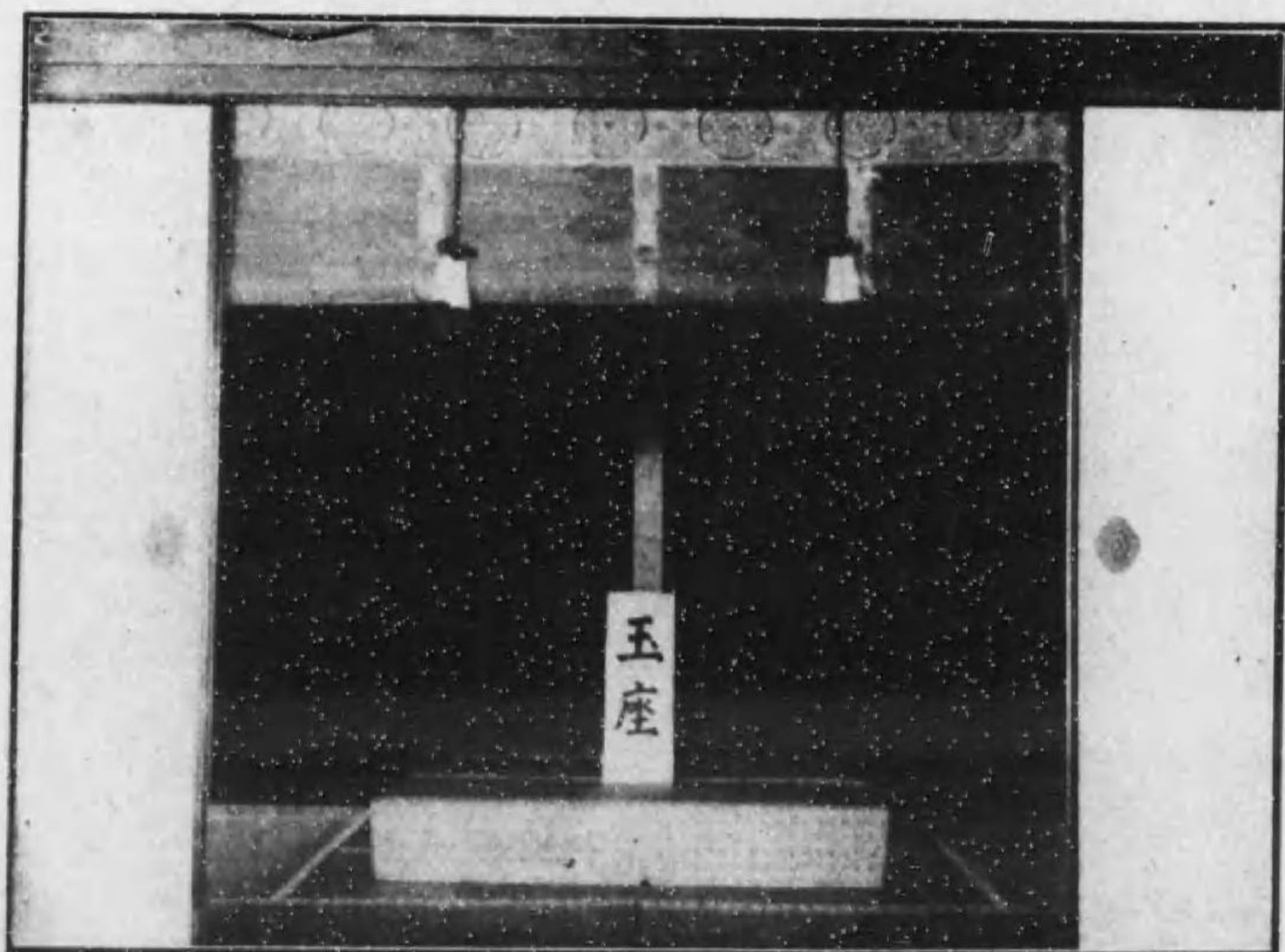
西濃印刷株式會社出版部發行

關ヶ原御小休所蹟



不破郡關村ヶ原宗徳寺

同御小休玉座蹟



同寺座敷

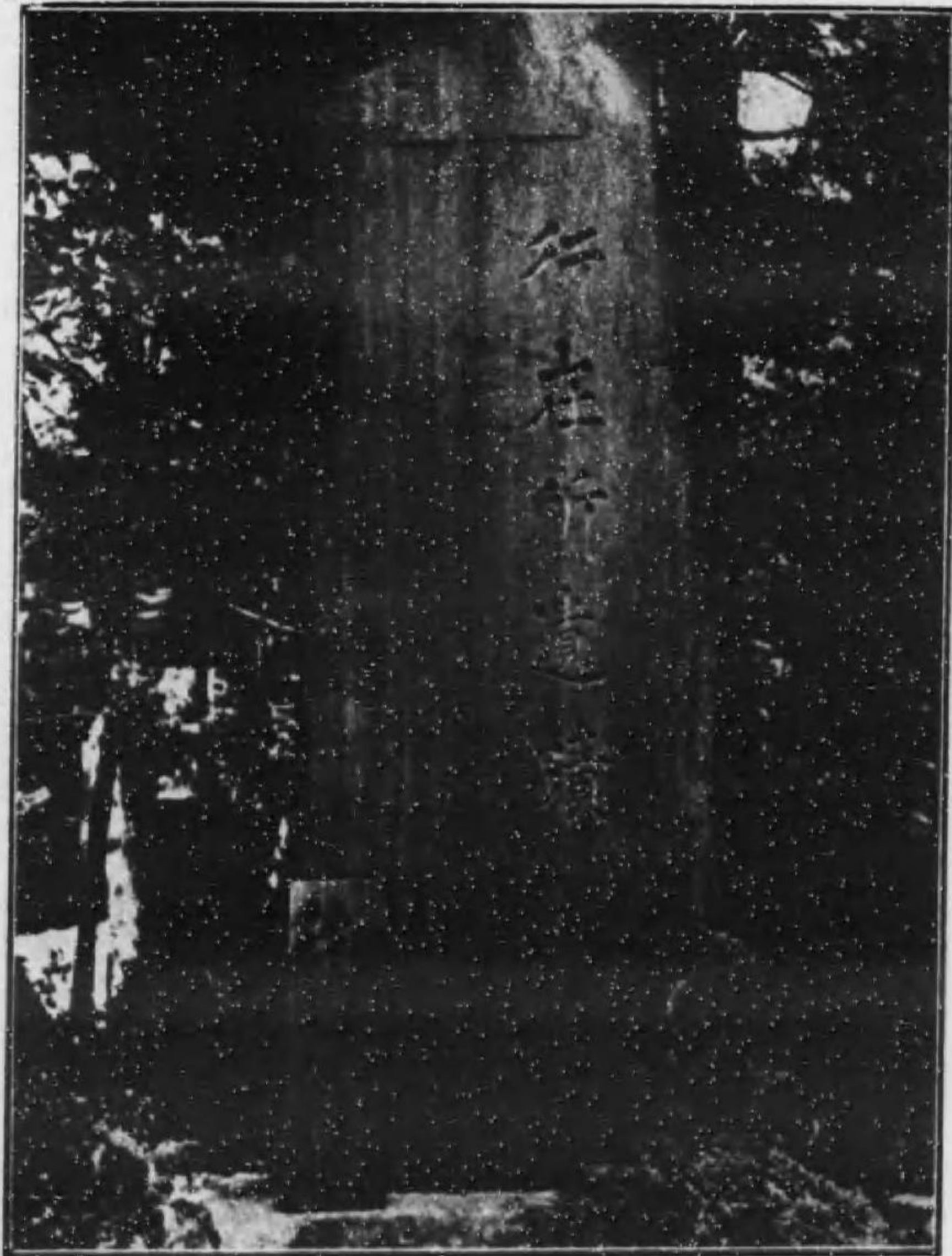


垂井御小休所蹟



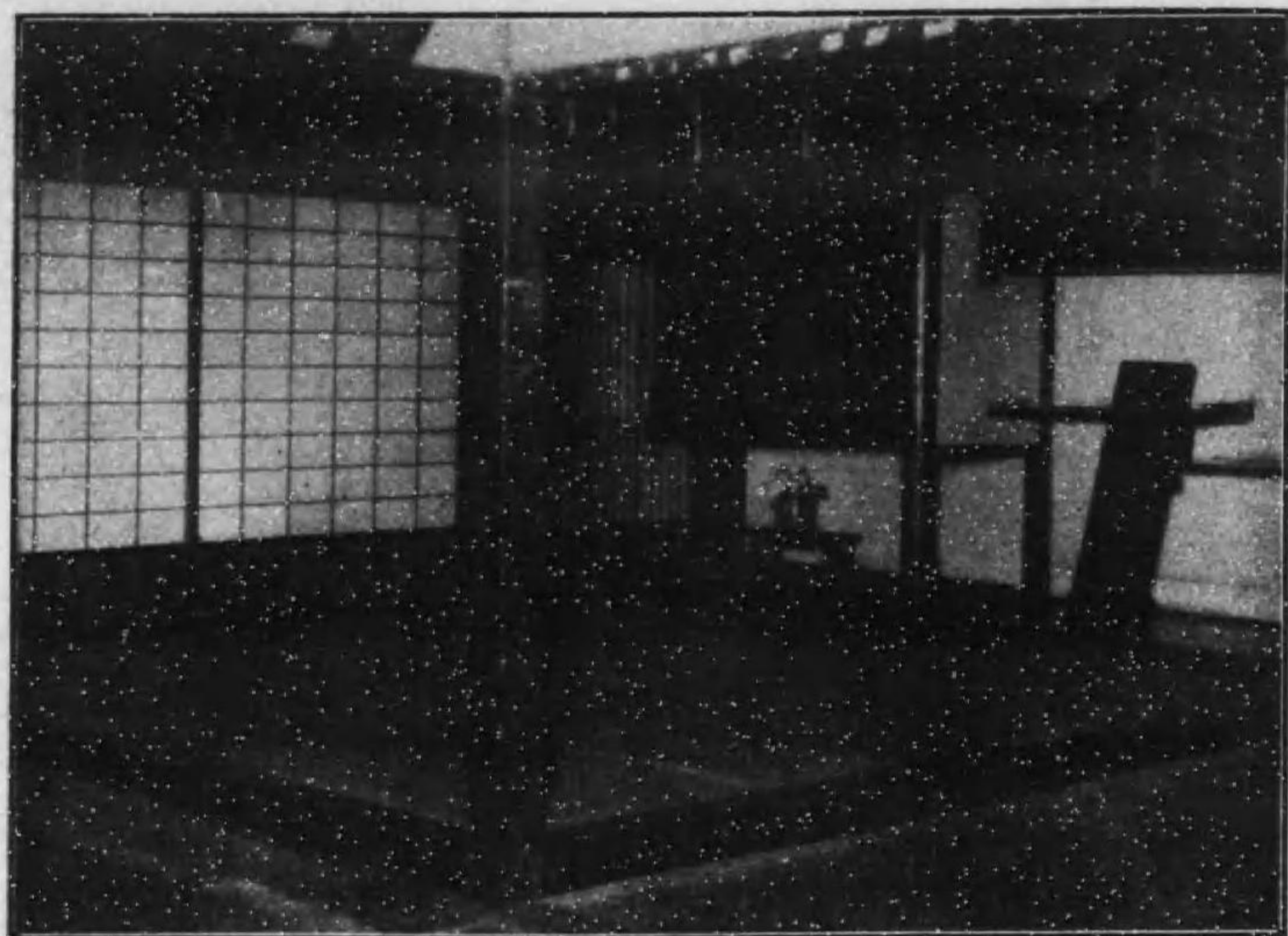
不破郡垂井本龍寺

長松御小休所蹟



方吉松長村崎荒郡不破

大垣行在所玉座蹟



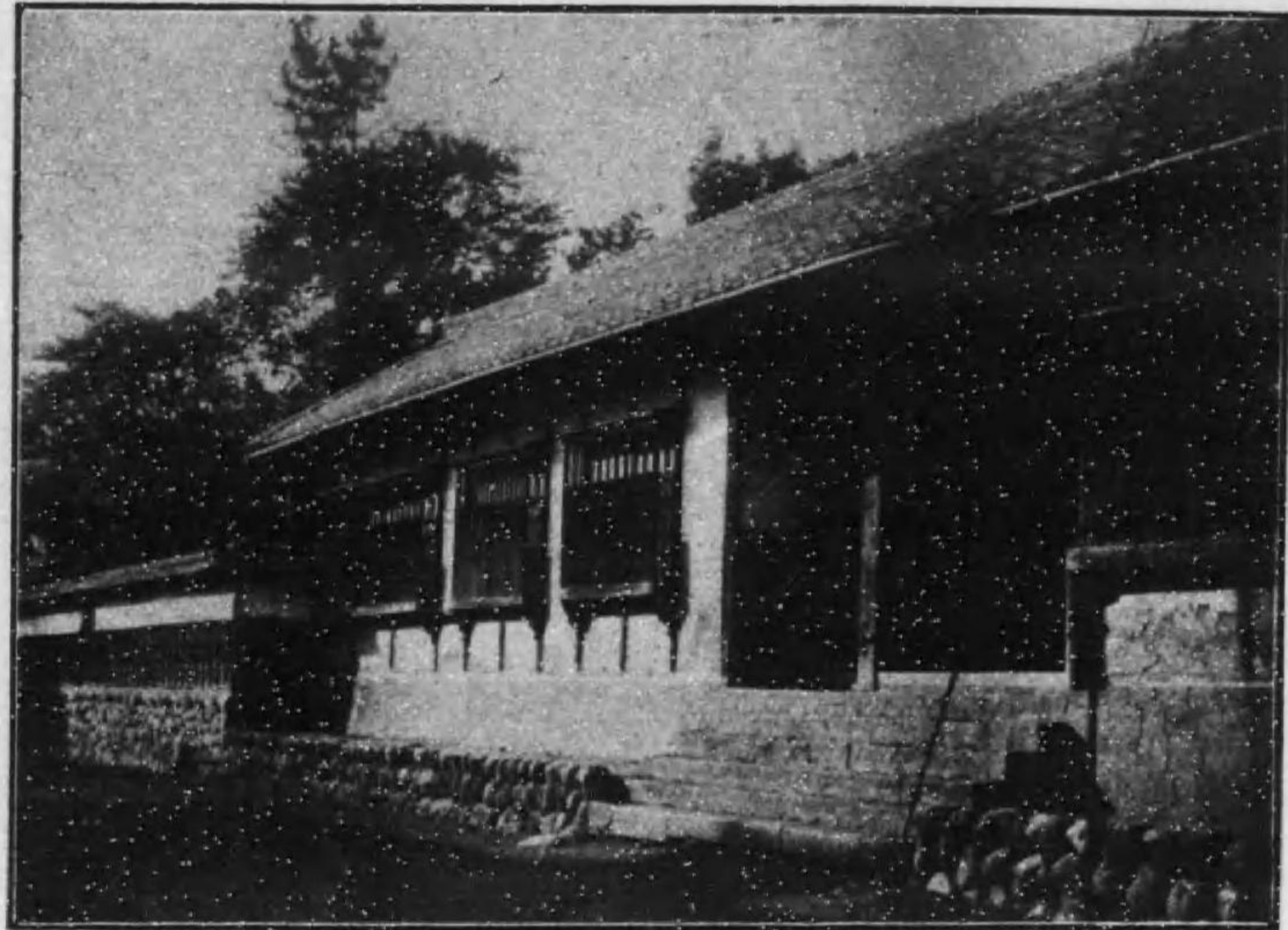
大垣市竹島町飯沼方

林村御召替蹟



大垣市林町岡田方

蹟所休小御久呂



方淵馬久呂村田鷺郡巢本

岐阜行在所札



岐阜市西野町眞宗本願寺派別院

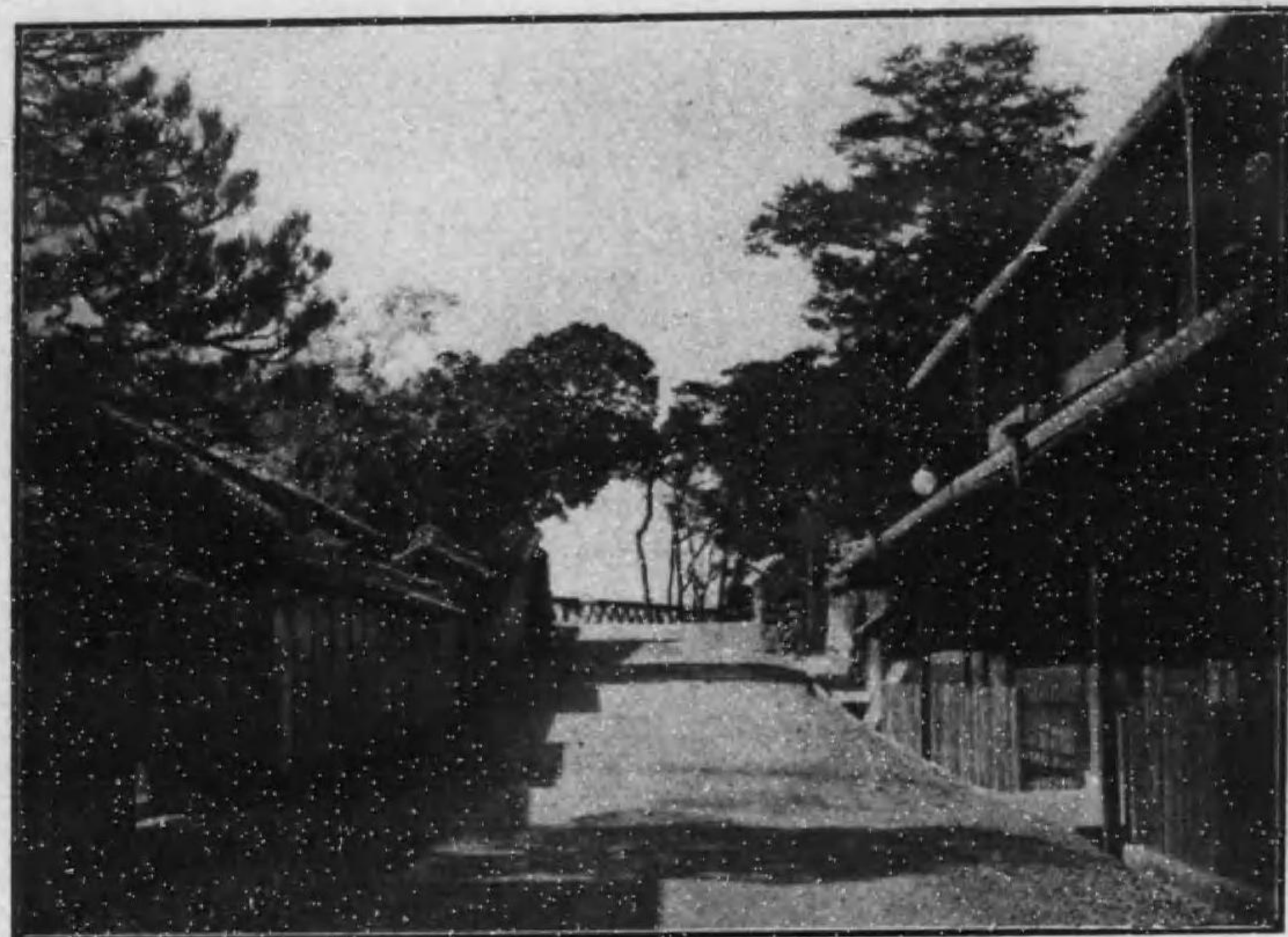
河渡御小休所札



稲葉郡合渡村河渡村木方

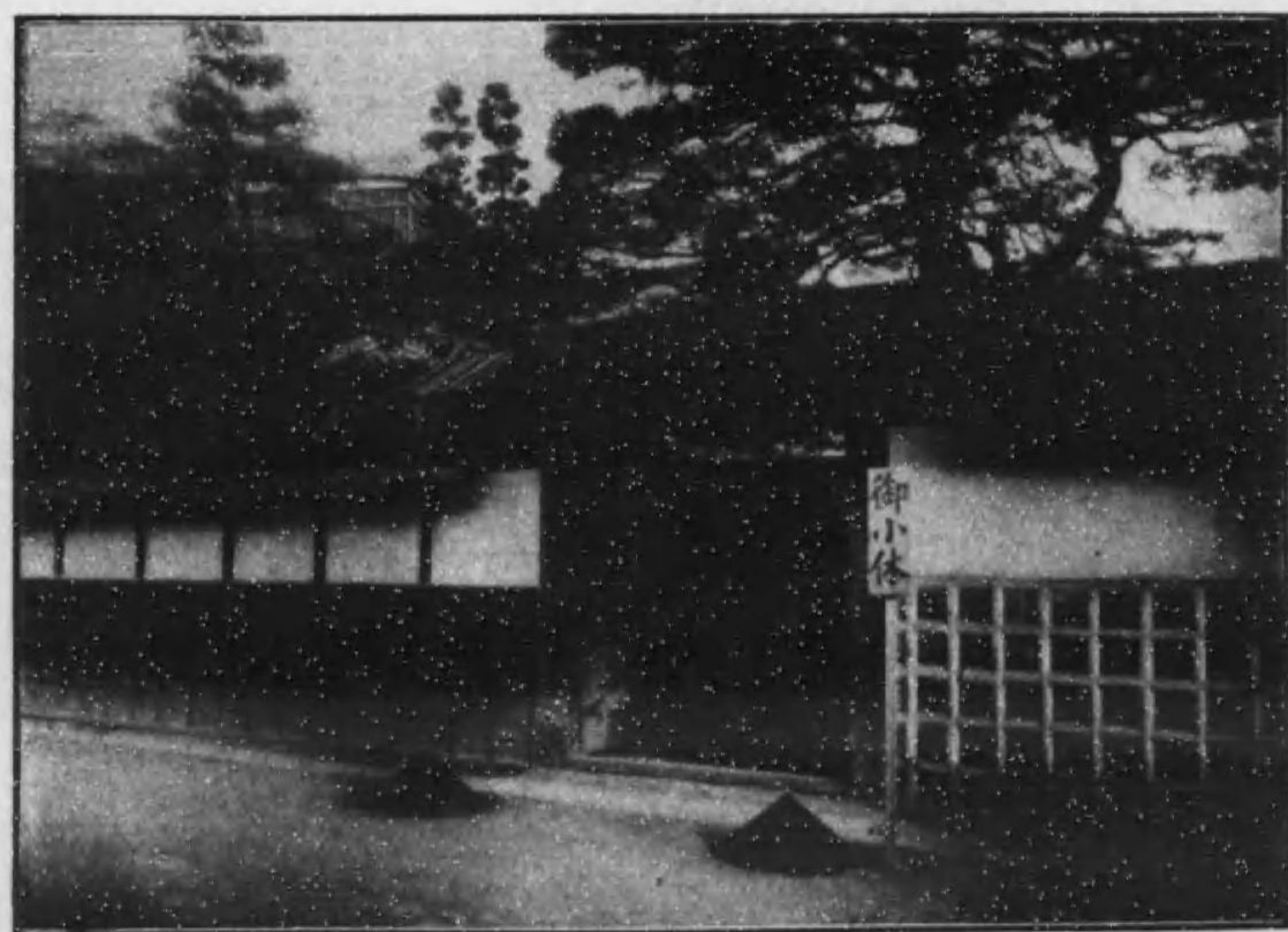


鏡島御召替蹟



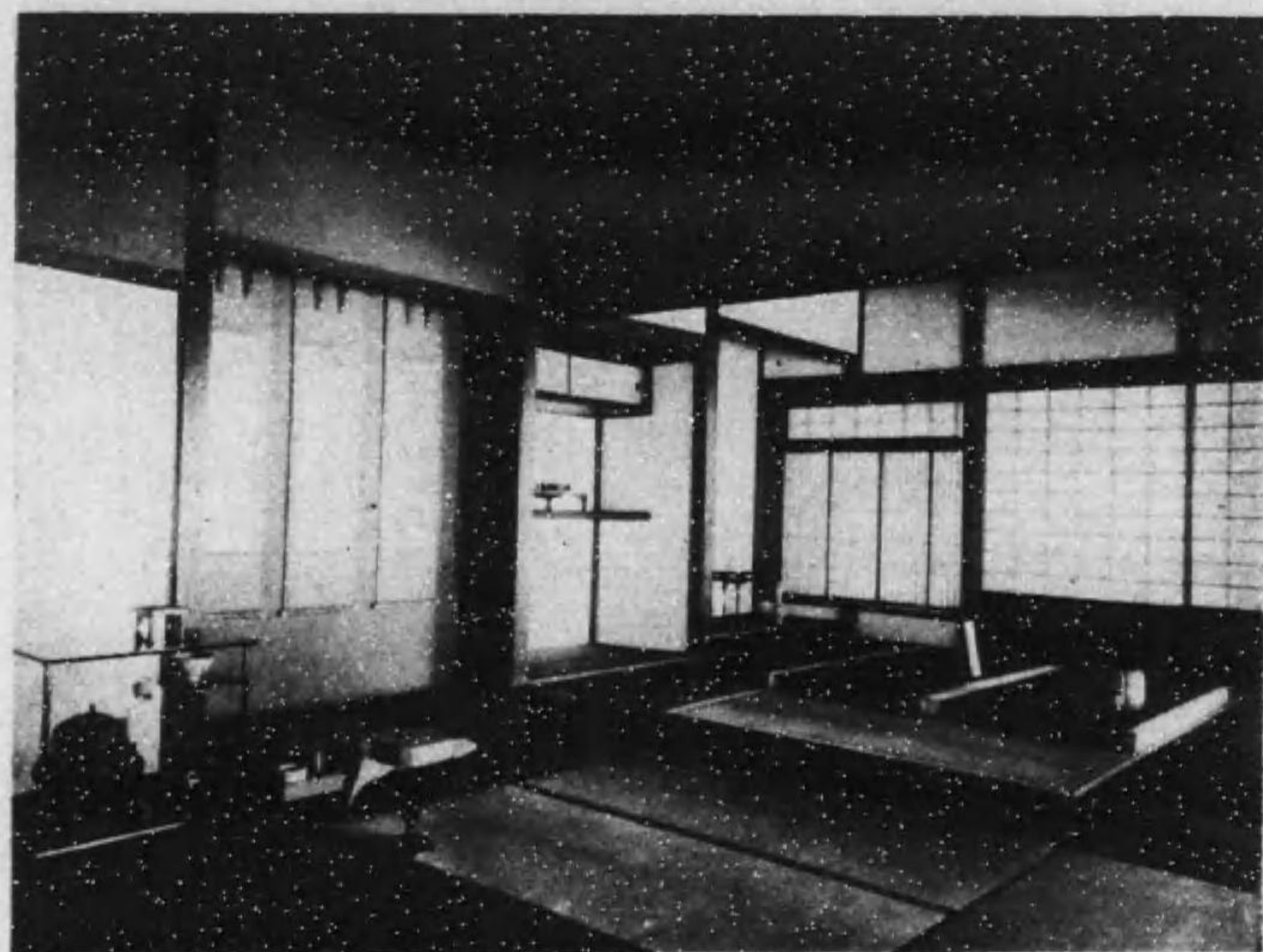
稻葉郡鏡島村上方

加納御小休所蹟



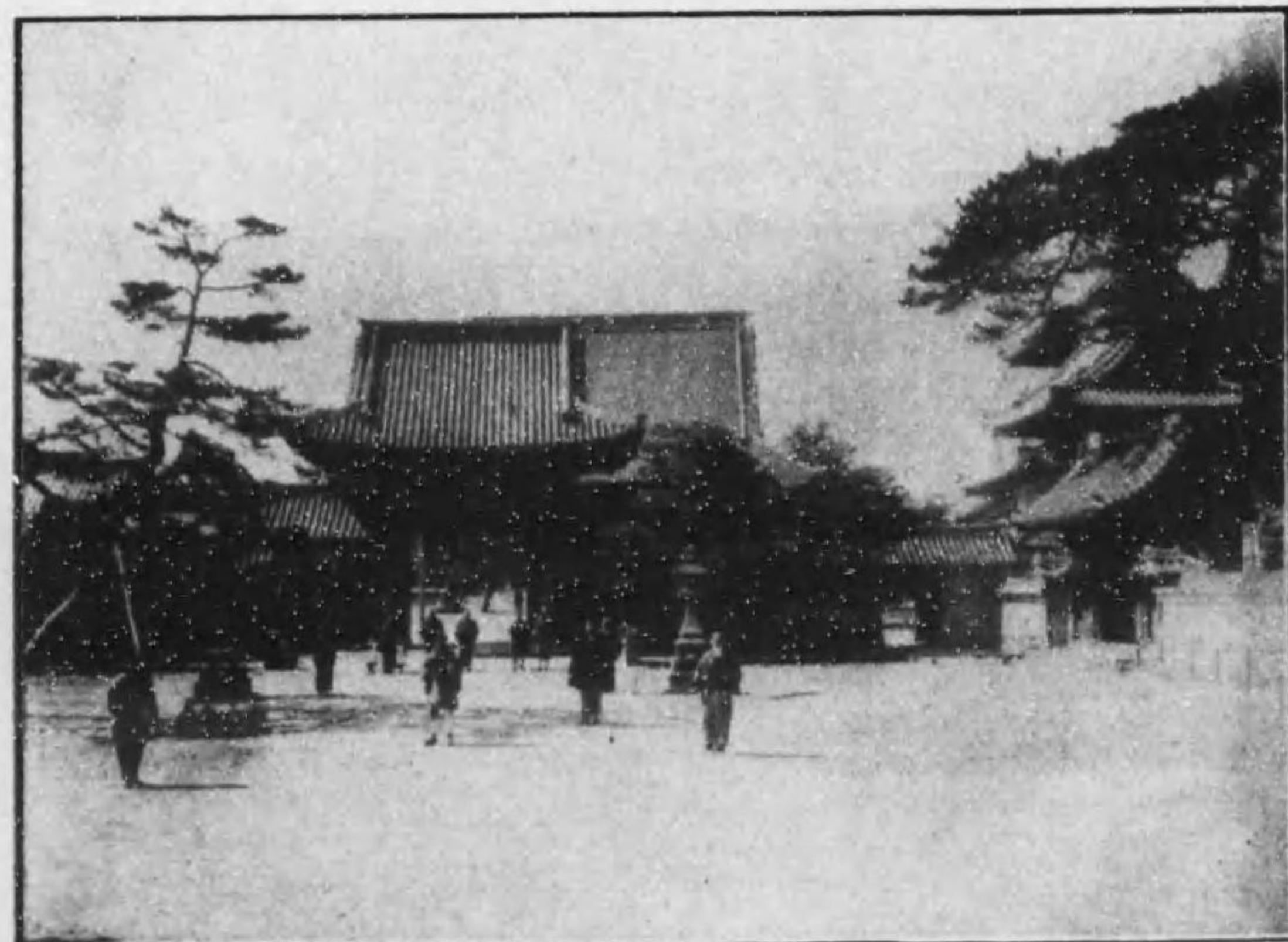
稻葉郡加納町宮方

加納御小休玉座蹟



加納町宮田方座敷

岐阜行在所蹟表門



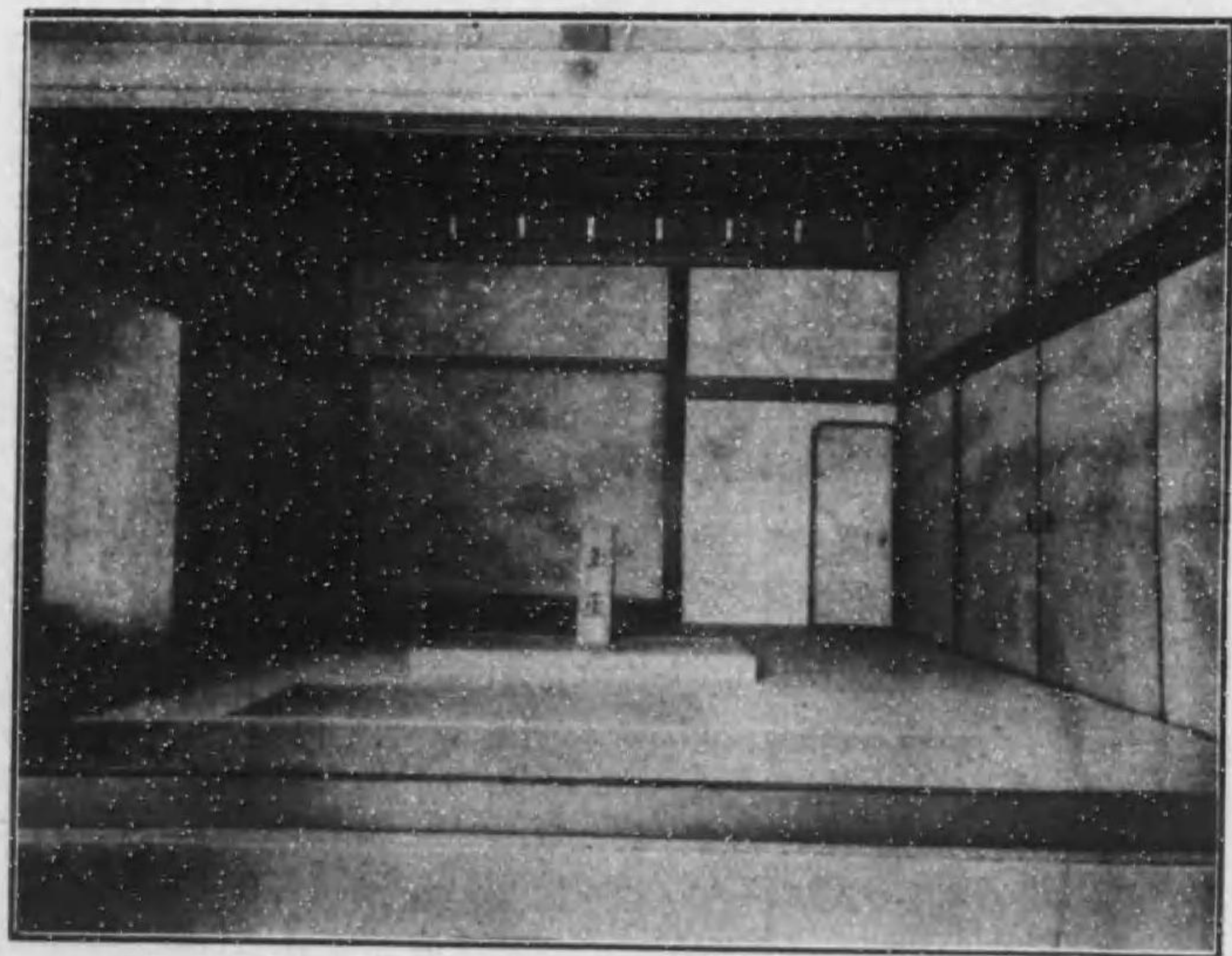
岐阜市西野町真宗本願寺別院

岐阜行在所蹟



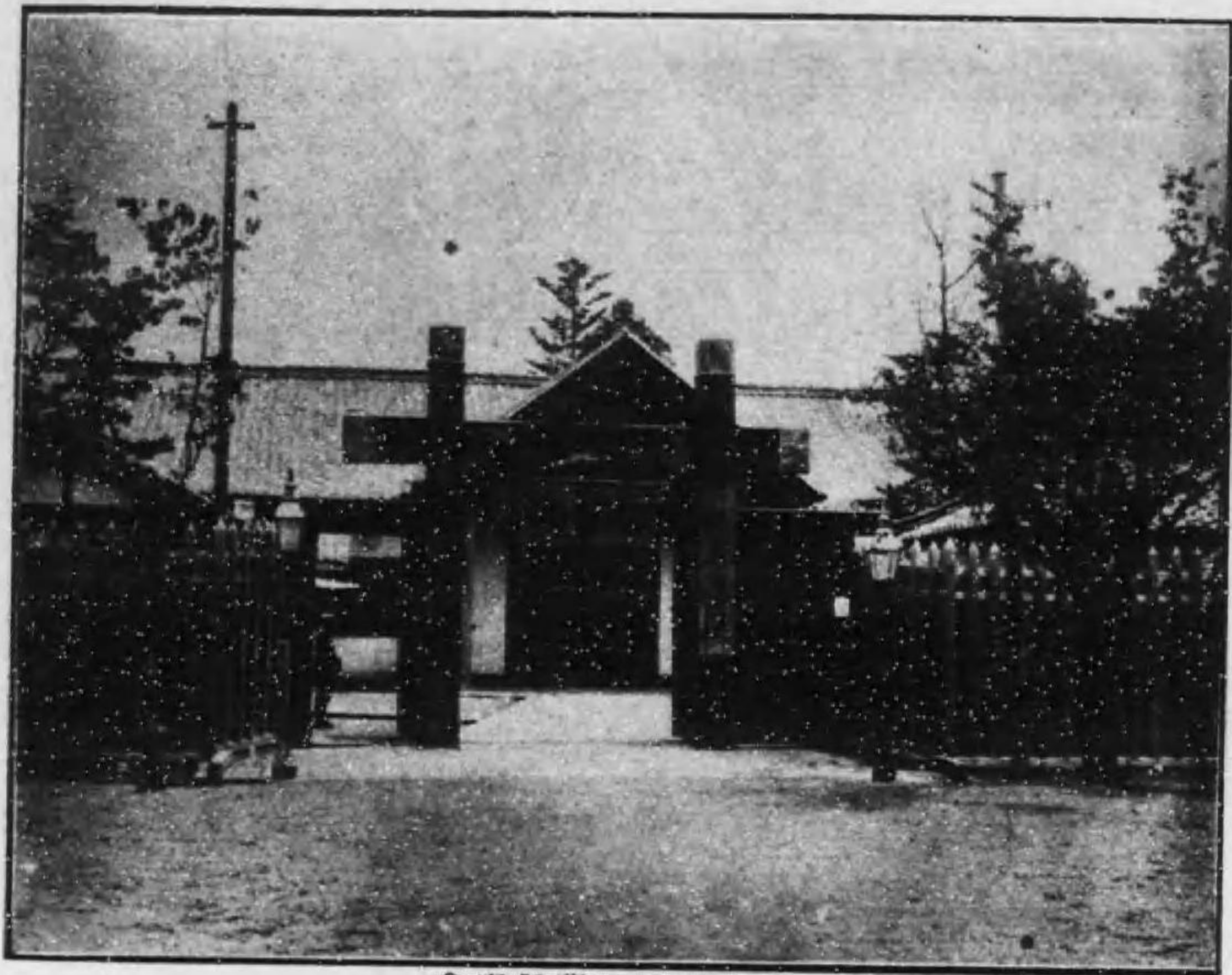
本願寺派岐阜別院

同玉座蹟



同寺座敷

岐 阜 縣 廳



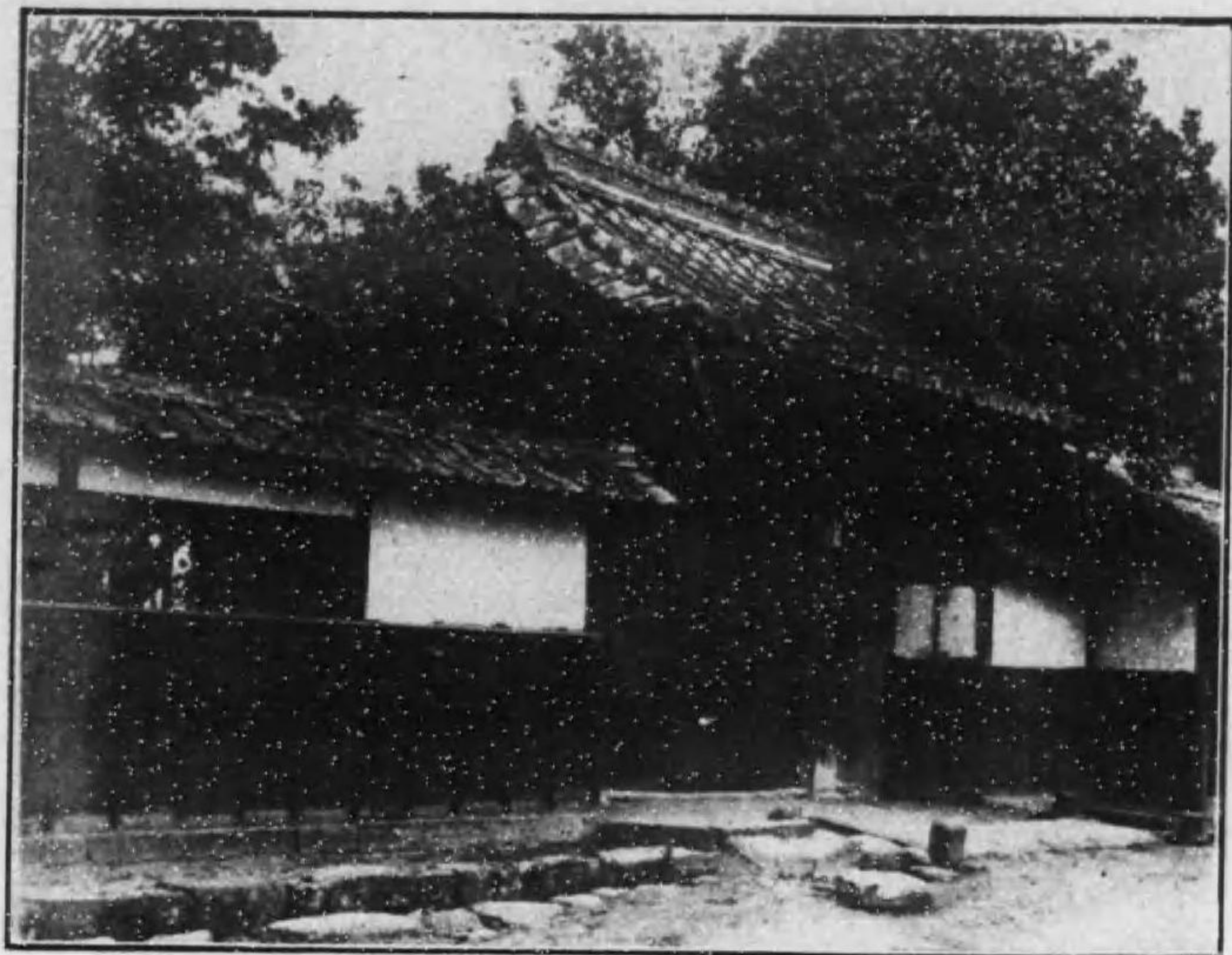
岐阜市舊縣廳舍

岐 阜 縣 師 範 中 學 校 本 館



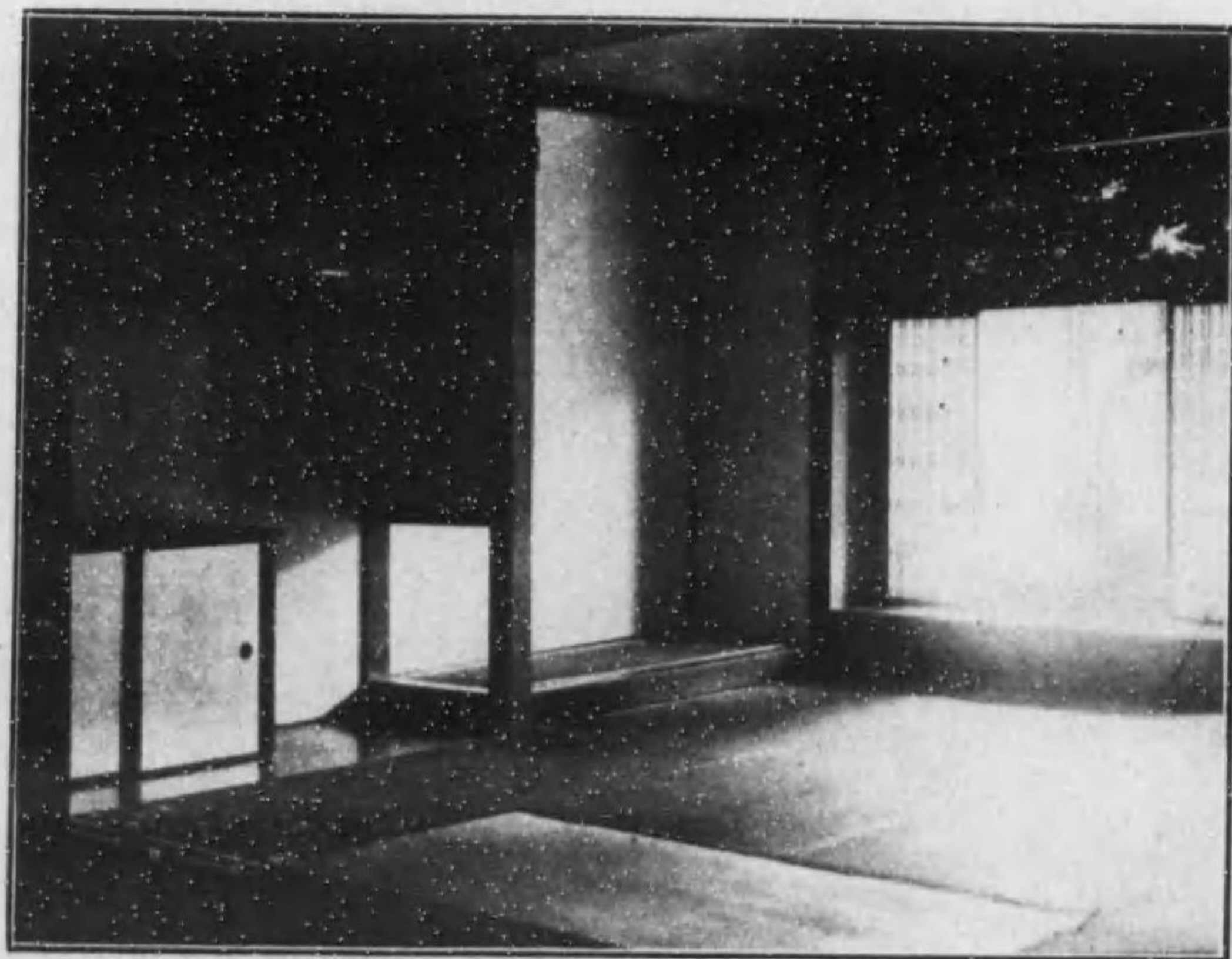
現 岐阜縣教育會圖書館

躰所休小御合落



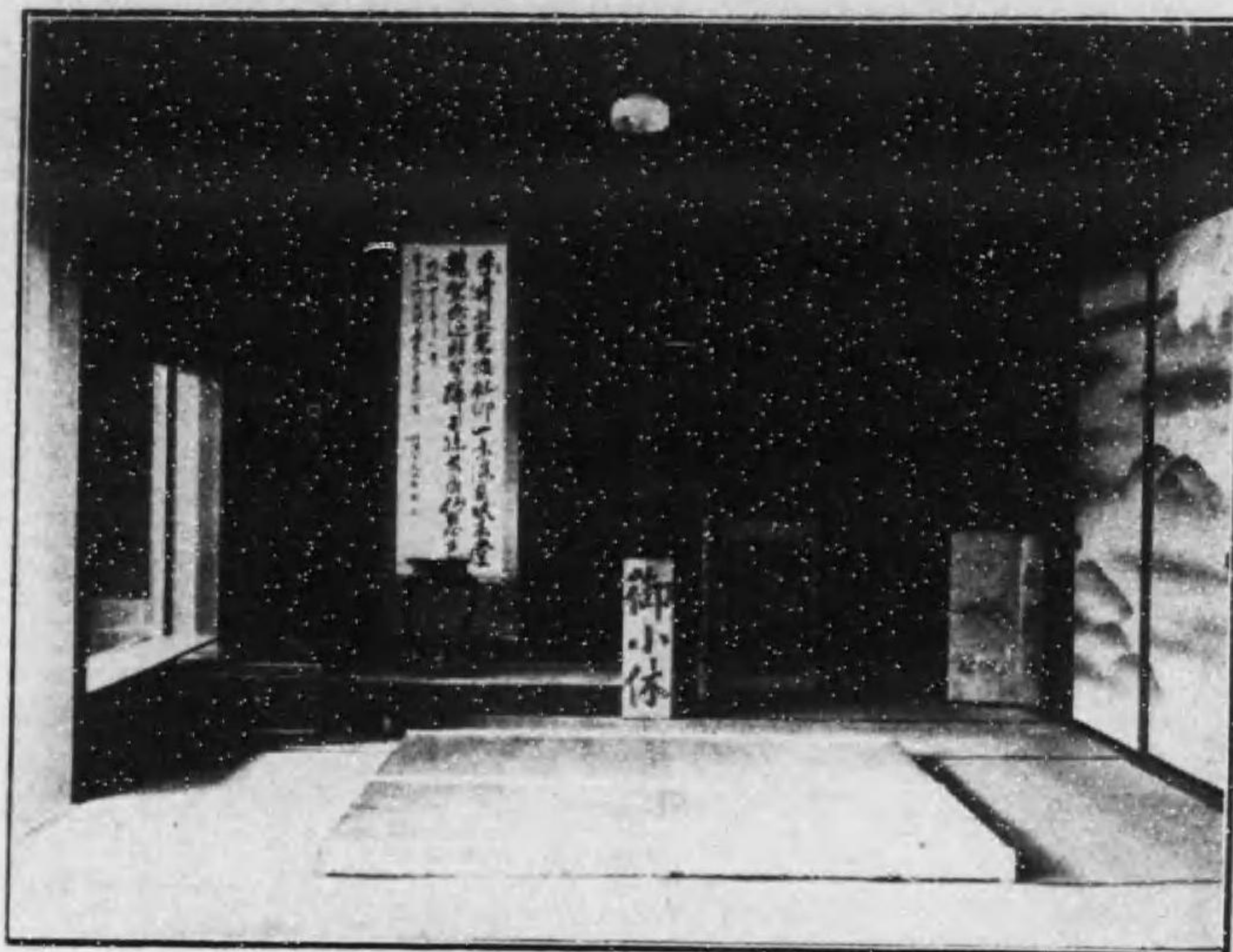
方口井村合落郡那惠

躰座玉所在行川津中



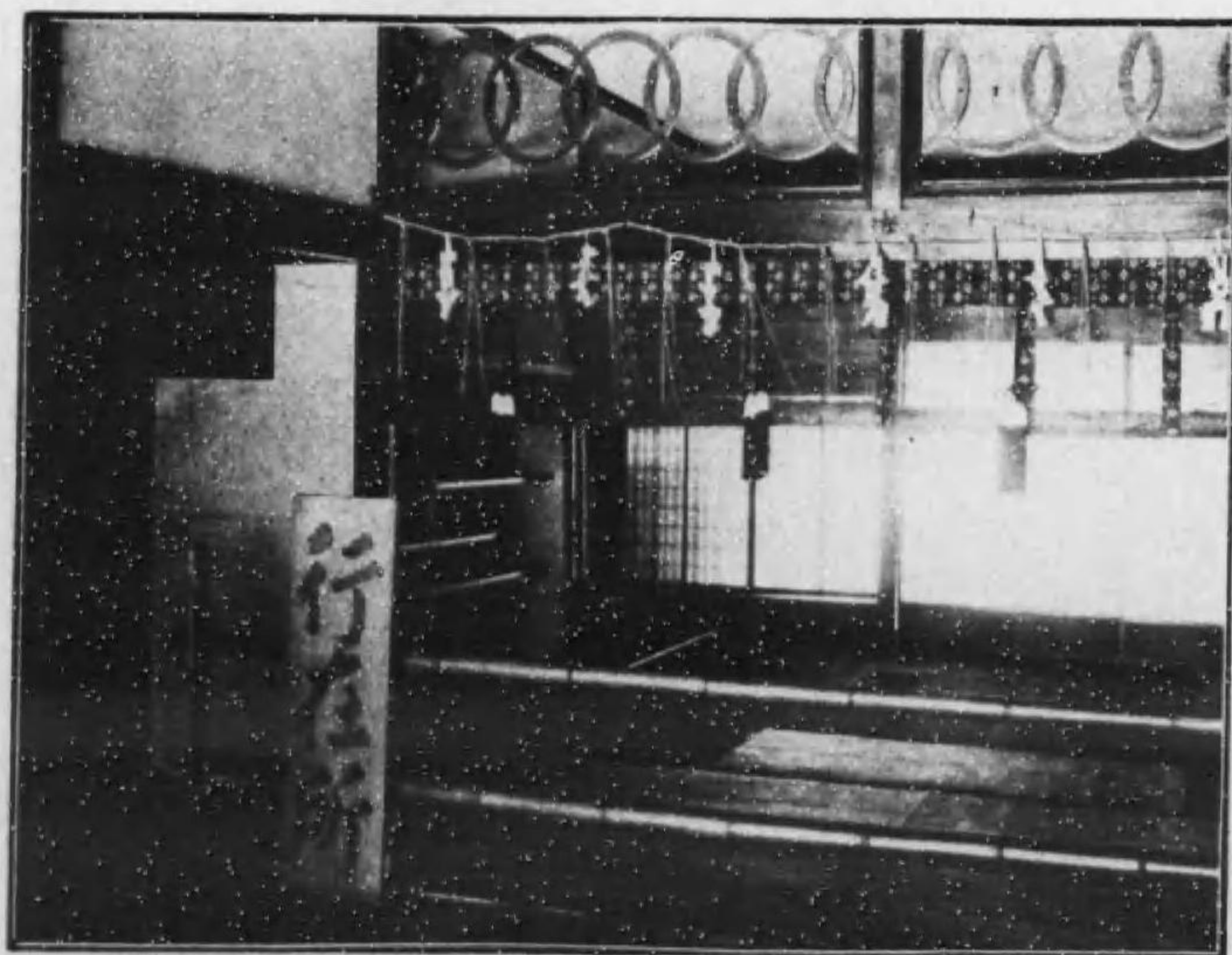
方森町津中郡那惠

跡座玉休小御川子茄



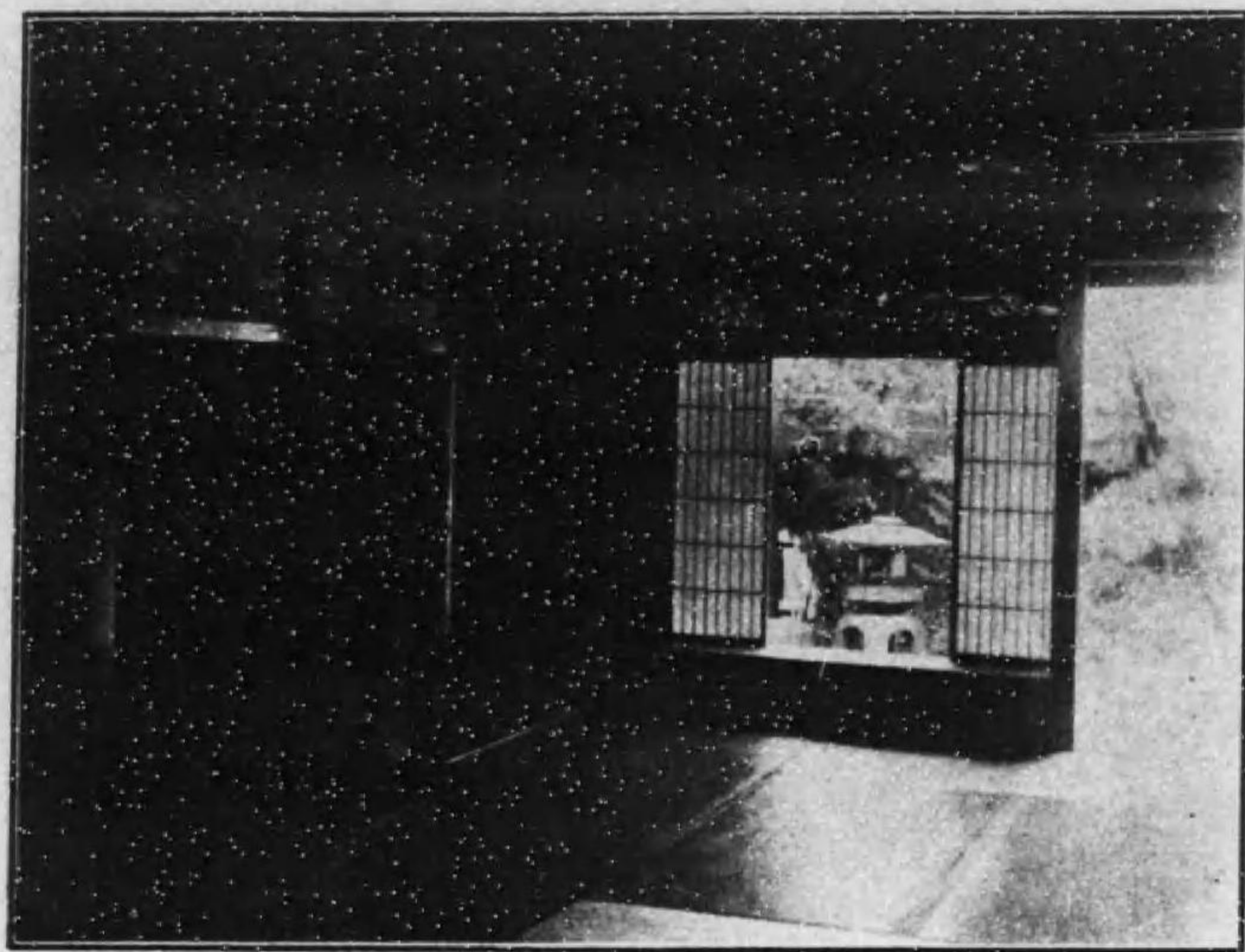
方原篠川子茄村本坂郡那惠

跡座玉所在行井大



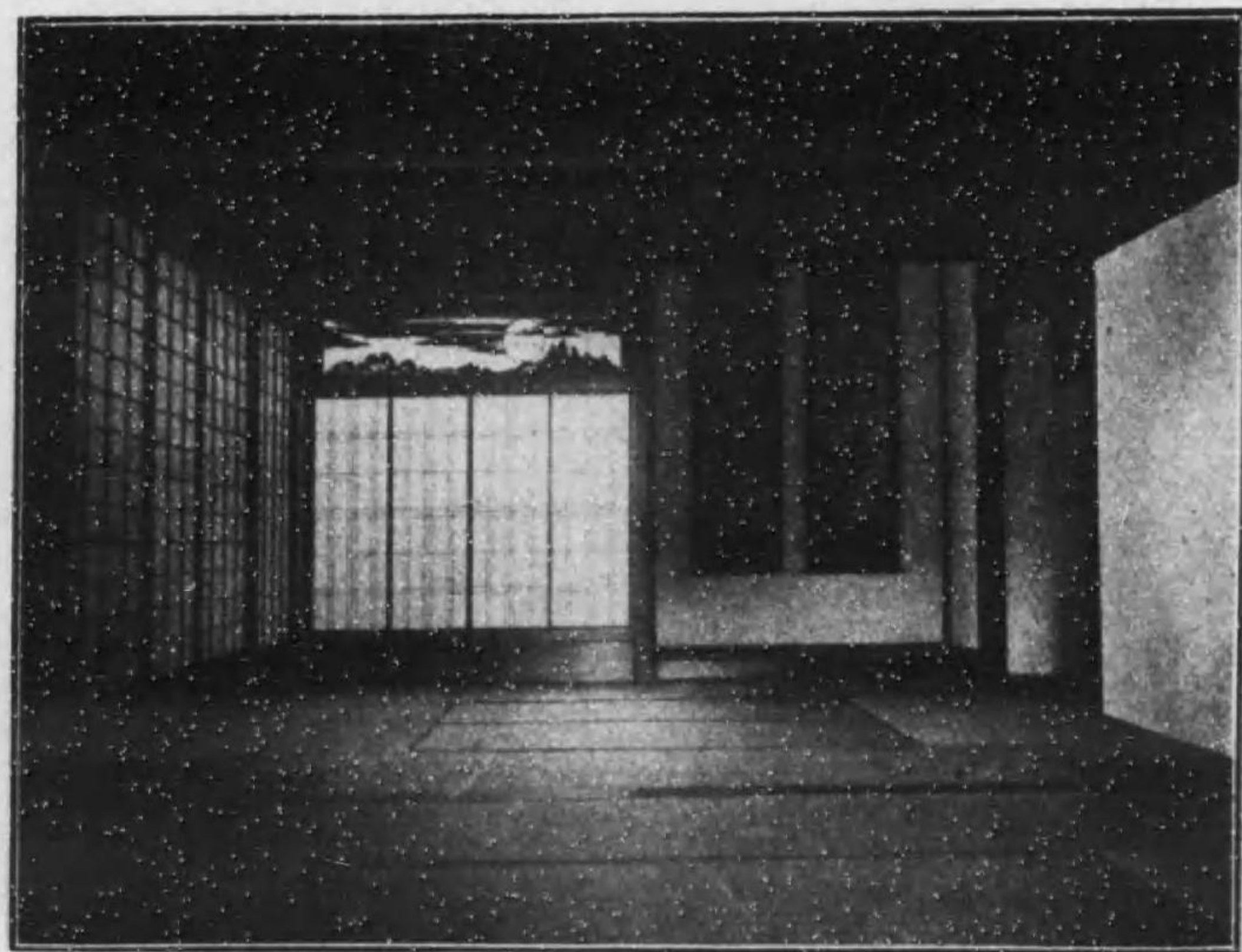
方藤伊町井大郡那惠

蹟座玉休小御折竹



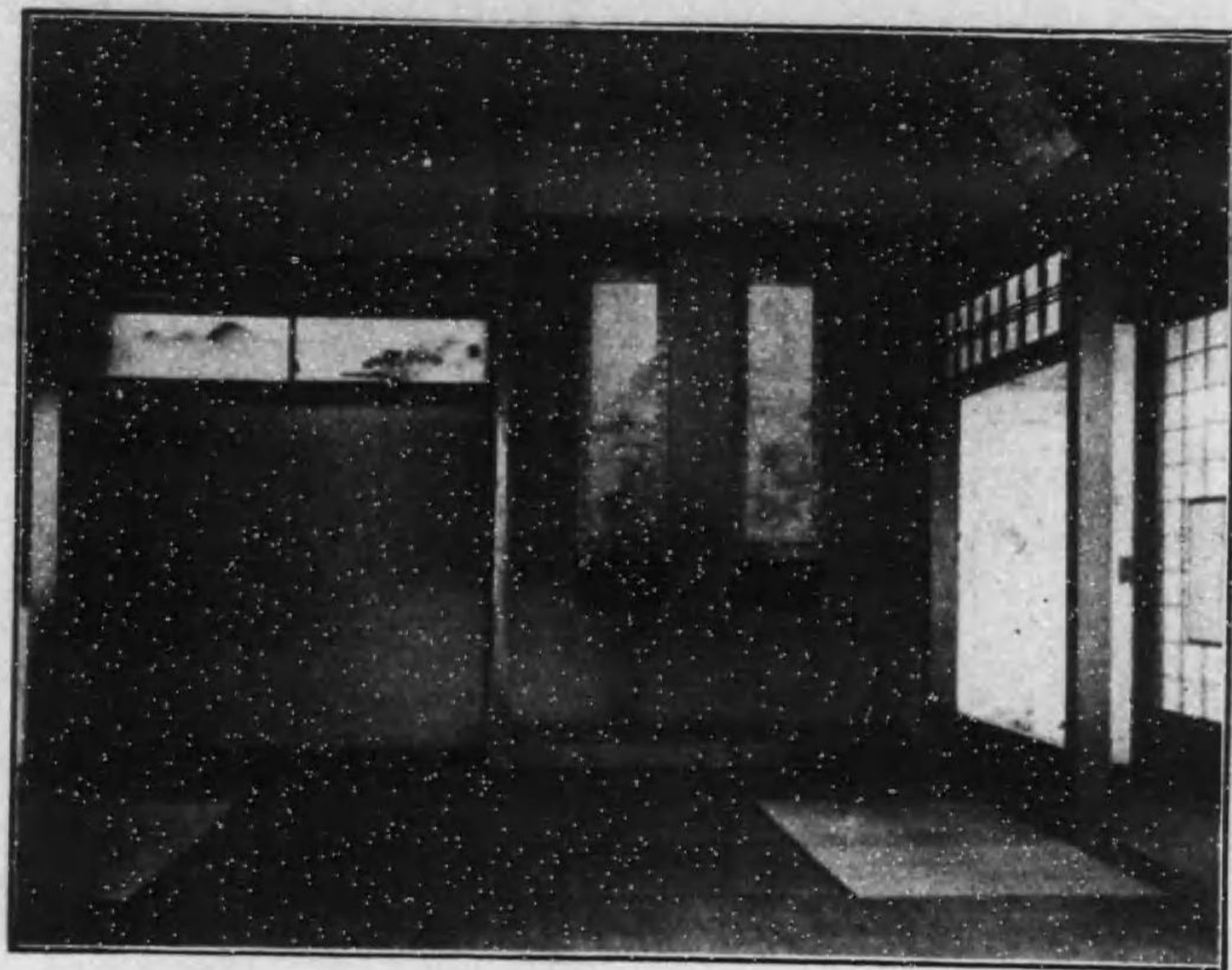
方山遠折竹村拉武郡那惠

蹟座玉所在行戶釜



方川小村戶釜郡岐土

土岐御小休玉座蹟



土岐郡一木村市安場方

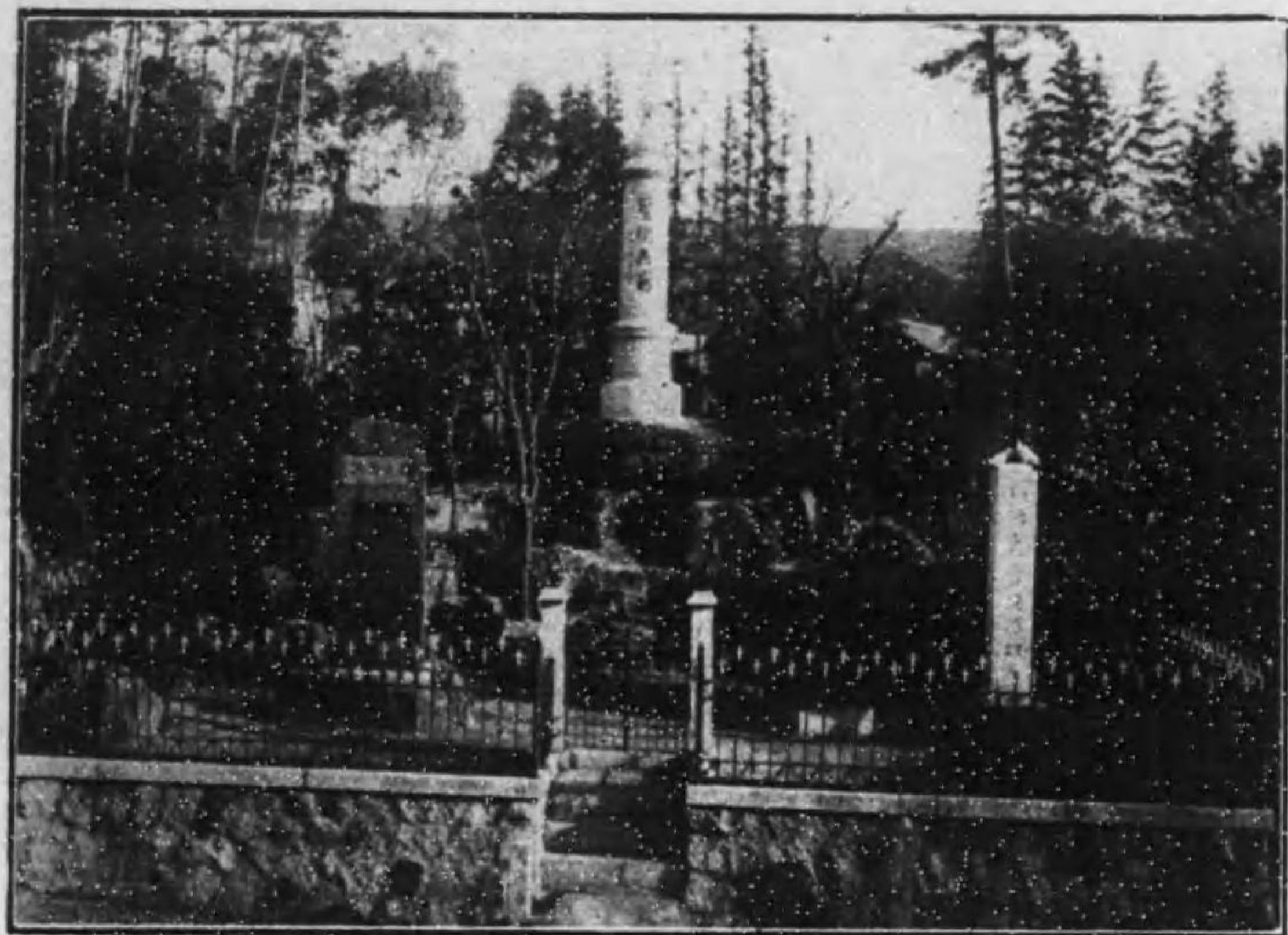
高山御小休玉座蹟



土岐郡津高町山深堂方

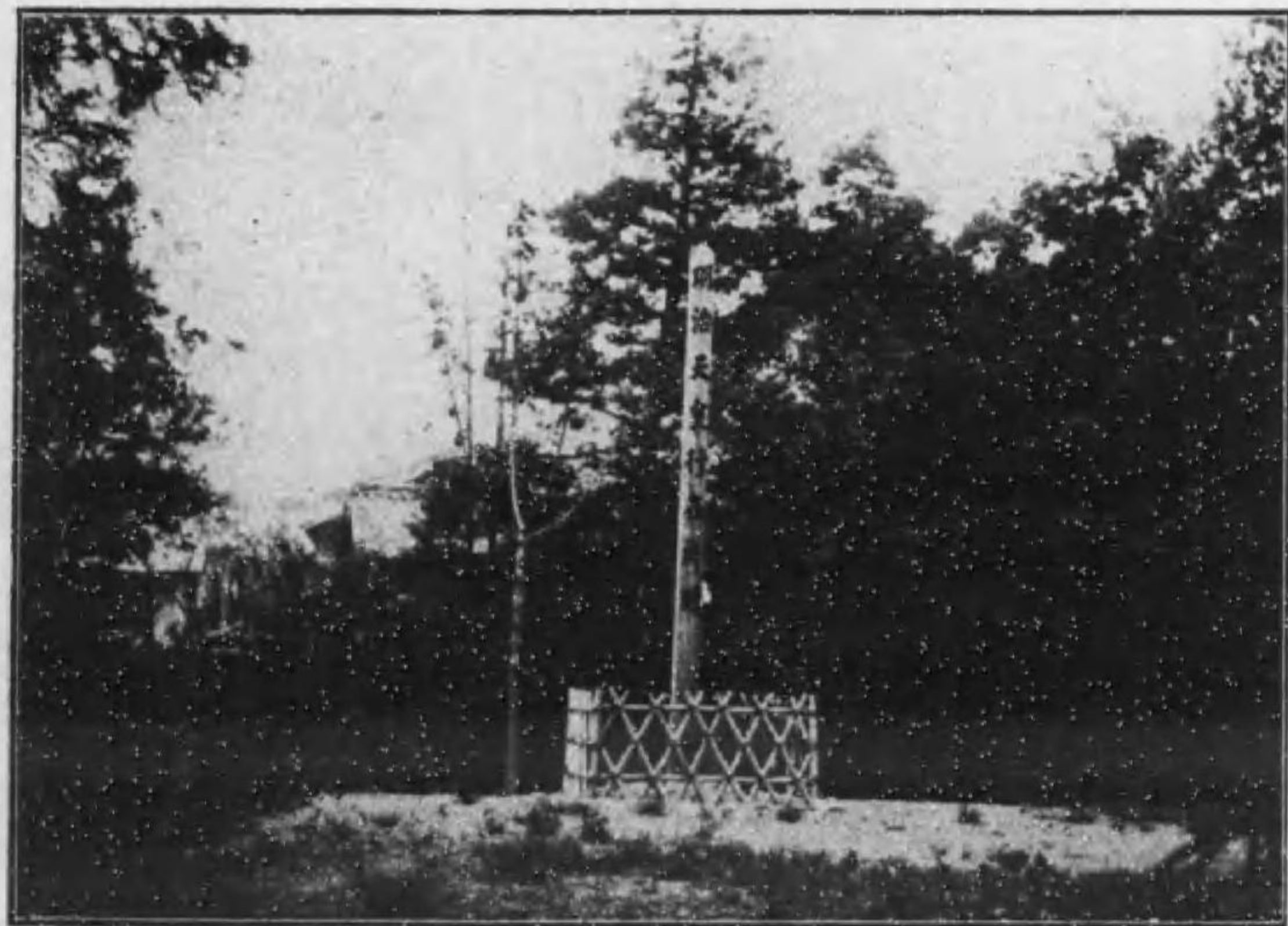


土岐口御召換記念碑



土岐郡津町土岐口

多治見行在所蹟



土岐郡多治見町西浦方

## 序

夫レ 皇室ヲ尊ヒ國體ニ遵ヒ彝倫ヲ叙イテ忠愛ヲ獎メ、國民ヲシテ其ノ嚮フ所ヲ知ラシメ、敢テ過ツコトナカラシムルハ、帝德ヲ宣揚シ王澤ヲ播敷シテ常ニ民ノ耳目ニ在ラシムルヨリ善キハ莫シ。是レ固ヨリ任ヲ牧民ニ膺クル者ノ當ニ先務トスヘキ所ナリ。恭シク惟ンミレハ

明治天皇幼冲ニシテ天步艱難ノ日ニ登極シタマヒ、天縱ノ聰睿ヲ以テ允ニ文允ニ武、克ク中興維新ノ大業ヲ成シ、前古無比ノ鴻圖ヲ致シ給フ。而シテ方チ省シ俗ヲ察シ寧處シタマフコト無ク、六龍ノ巡クル所蹟ヲ我カ岐阜縣ニ垂レタマフコト亦數々ニテ父老皆能ク之ヲ拜觀スルニ及ヘリ。而シテ之ヲ記録ニ繹ツネ之ヲ簿冊ニ徵スルニ、歴々トシテ述フヘシ。今ニ及ンテ謹ミテ之ヲ纂錄シ遺佚スルコトナキハ、亦 皇烈ヲ宣揚シ寵榮ヲ顯耀シ、永ク縣民ヲシテ聖蹟ヲ欽仰セシムル所以ナリ。蓋シ斯ノ舉ヤ、端ヲ鹿子木知事ニ起シ上田

知事ヲ經テ余ニ及ンテ乃チ能ク之ヲ成セリ。若シ夫レ編輯ニ當リタルハ、仙石保吉阿部榮之助ノ二氏ナリ、其ノ勞洵ニ多トスルニ足ルモノアリ。嗚呼後ノ此書ヲ觀ル者、聖德ヲ追慕シ、皇室ヲ崇敬スルニ於テ、忠愛ノ情油然而トシテ生スヘキナリ。是レヲ序ト爲ス。

大正十四年五月十日

岐阜縣知事正五位勳四等 白根竹介

### 緒言

- 一 本書ハ 明治天皇明治十一年及ビ同十三年ニ本縣ヲ御巡幸アラセ給ヒシ事蹟ヲ詳述シ、其ノ後鐵道ニ由リ御通輦アラセタマヒシコトヲ略記ス
- 一 史料ハ專ラ岐阜縣明治十一年御巡幸諸達編冊、同御巡幸日誌草稿、同御巡幸御用掛通牒書類、同回議編冊、岐阜縣史稿<sup>明治十一年</sup>、同縣治別錄<sup>附錄</sup>、宮内省式部寮明治十一年北陸東海兩道巡幸日記、同侍從局明治十一年北陸東海御巡幸日録、及ビ明治十三年岐阜縣御巡幸諸達編冊、同御通輦御用取調書編冊、同回議編冊、岐阜縣史稿<sup>明治十三年</sup>、惠那郡役所明治十三年御通輦書類、土岐郡役所明治十三年六月御通輦諸書類編冊、岐阜縣下輦道驛村略記、同御通輦沿道地圖、聖蹟關係諸家ノ記録等ニ據ルコト多ク、コノ他既刊關係書籍等ヲモ参照セリ
- 一 聖蹟ハ關係地役場ノ調査書類ニ依リ實地踏査シ、遺物、記録ニ徴シ、關係者ノ見聞ニ質シ、以テ史料ノ闕ヲ補ヒ、本文中ニ參取スルところ多シ
- 一 聖蹟遺物ノ寫真地圖等ハ多ク蒐集セシモ、本書ニ挿入スルコトヲ得タルハソノ一部ニ止マル
- 一 本書ノ編纂第一篇ハ岐阜縣史蹟名勝天然紀念物調査委員阿部榮之助、第二篇ハ同仙石保吉之ニ當リ尙ホ阿部榮之助全篇ヲ通校セリ
- 一 史料蒐集及ビ實地調査ニ方リ、種々便宜ト好意トヲ與ヘラレタル各官公衙並ニ諸家各位ニ對シ厚ク感謝ノ意ヲ表ス

岐阜縣御巡幸誌目次

第一篇 岐阜縣御巡幸

第一章	御巡幸布告……………	一
第二章	奉迎準備……………	一四
第三章	車駕進發……………	一六
第四章	美濃路御通輦……………	二〇
第五章	關ヶ原御小休……………	二五
第六章	垂井御小休……………	二四
第七章	長松御小休……………	二五
第八章	大垣行在所……………	二六
第九章	林村御召替……………	二六
第十章	呂久御小休……………	二七
第十一章	河渡御小休……………	二六
第十二章	鏡島御召替……………	二九

目次

岐阜縣御巡幸誌

第十三章	加納御小休	七
第十四章	岐阜行在所	七
第十五章	車駕親臨	七
第十六章	縣治提要	一〇〇
第十七章	御聖德	一一一
第十八章	笠松御小休	一四五
第十九章	御還幸	一五二
第二篇 岐阜縣御通輦		
第一章	御巡幸布告	一六一
第二章	奉迎準備	一八一
第三章	落合御小休	二〇一
第四章	中津川行在所	二〇四
第五章	茄子川御小休	二〇七
第六章	大井行在所	二一〇
第七章	竹折御小休	二一七

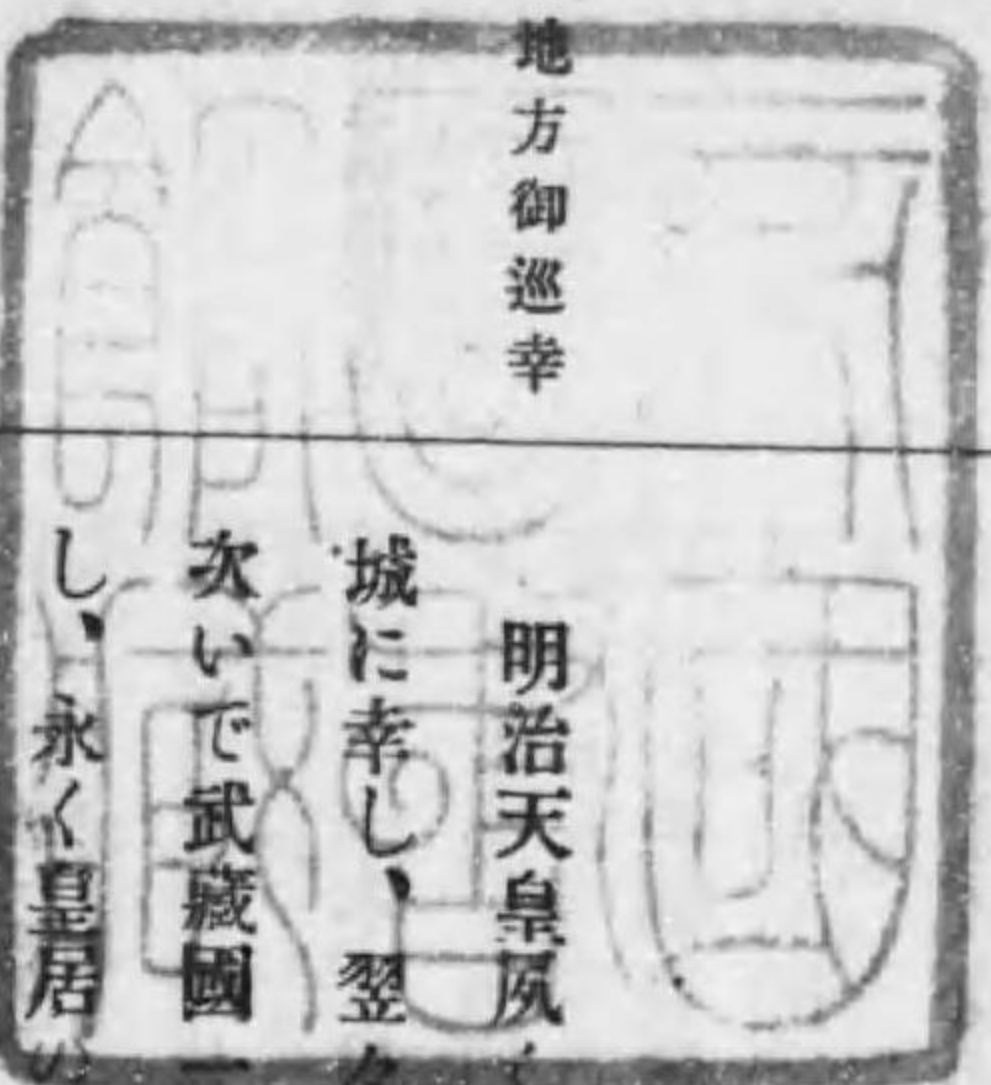
第八章	釜戸行在所	二一九
第九章	土岐御小休	二二三
第十章	高山御小休	二二五
第十一章	土岐口御召換	二二九
第十二章	多治見行在所	二三一
第十三章	御聖德	二四一
第十四章	東海道線通御	二四三

# 岐阜縣御巡幸誌

## 第一篇 岐阜縣御巡幸

### 第一章 御巡幸布告

地方御巡幸



明治天皇夙々寶祚を踐みて四海に君臨し、精勵治を圖りたまふ。明治元年三月御親征の爲め大阪城に幸し、翌々月還御あり。八月江戸を改めて東京と稱し、十月初めて此の地に行幸したまひ、東海道次いで武藏國宮なる大宮神社に謁し、十二月京都に還御し給ふ。東海道同二年三月再び東京城に幸し、永く皇居地と定めたまふ。東海道是歲六月諸藩、版籍を奉還す。同四年列藩を廢して縣を置き給ひ、海内の政令はじめて一途に歸し、維新の大業略々その實を得たり。是より漸次法令を改め制度を整へたまひ、中央政府の權日に重し。同五年夏秋の間自五月廿三日至七月十二日天皇海路西巡したまひ、中國及び四國諸縣に於ける政治の實況を禱はしたまふ。同八年四月大に官制を改め元老大審二院を置き

元老院をして立法の事に當らしめ、大審院をして上告を判定し、以て天下に無告の民なからしめ給ふ。尋で六月地方官を東京に召集して會議を開き、地方の道路、堤防、橋梁其他地方警察、地方民會、貧民救助等の事を垂問して民情を通せしめたまふ。是年夏秋自六月二日至七月廿一日奥羽地方御巡幸あり。同十年春一月二日海路西京及び大和御巡幸の途に上らせたまふ。適々西南亂るゝを以て、蹕を京都に駐め軍事を督し、七月三十日東京に還御したまふ。海路秋亂平ぐ。

同十一年五月二十三日、更に今秋北陸東海兩道諸縣御巡幸の儀、太政官より布告せらる。五月二十來ル八月北陸東海兩道ノ諸縣 御巡幸被 仰出候條此旨布告候事  
但御發途日限ハ追テ御沙汰可有之事

明治十一年五月二十三日

太政大臣 三條實美

乃ち太政官中に御巡幸御用掛を置き、その準備に着手せらる。尋いで六月二日内務卿伊藤博文より御巡幸一件關涉書類は御巡幸御用掛宛を以て太政官へ差出す可き旨を達せらる。七月二日、太政官より御巡幸御休泊日程を布達せらる。

岐阜縣

今般北陸東海兩道 御巡幸御休泊割別紙之通被仰出候條此旨相達候事

明治十一年七月二日

太政大臣 三條實美

兩道御巡幸布告

御巡幸御休泊割

北陸東海兩道 御巡幸御休泊割		(御日取)	
第一日(八月卅日)	板橋	第廿一日(九月十九日)	内島見
第二日(同卅一日)	浦和	第廿二日(同二十日)	水原
第三日(九月一日)	鴻巣	第廿三日(同廿一日)	加茂
第四日(同二日)	本庄	第廿四日(同廿二日)	見付
第五日(同三日)	高崎	第廿五日(同廿三日)	宮本
第六日(同四日)	高崎	第廿六日(同廿四日)	青海川
第七日(同五日)	高崎	第廿七日(同廿五日)	直江津
第八日(同六日)	輕井澤	第廿八日(同廿六日)	能生
第九日(同七日)	小諸	第廿九日(同廿七日)	外波
第十日(同八日)	下戸倉	第三十日(第卅一日)	三日市
第十一日(同九日)	下戸倉	第卅一日(第卅二日)	水橋
第十二日(同十日)	牟禮	第卅二日(第卅三日)	高岡
第十三日(同十一日)	新井	第卅三日(第卅四日)	津幡
第十四日(同十二日)	湯町	第卅四日(第卅五日)	津幡
第十五日(同十三日)	青海川	第卅五日(第卅六日)	松任
第十六日(同十四日)	石地	第卅六日(第卅七日)	大聖寺
第十七日(同十五日)	寺泊	第卅七日(第卅八日)	福井
第十八日(同十六日)	赤塚	第卅八日(第卅九日)	武生
第十九日(同十七日)	赤塚	第卅九日(第四十日)	二ツ屋
第二十日(同十八日)	赤塚	第四十日(第四十一日)	二ツ屋

岐阜縣御巡幸

四

第四十一日(第四十三日)	柳ヶ瀬	木ノ下(十月十日)	第五十六日(第五十七日)	(一ノ宮)同所御駐蹕(同廿五日名古屋)
第四十二日(第四十三日)	長濱	高宮(同十一日)	第五十七日(第五十八日)	一宮(名古屋)名古屋(同廿六日・廿七日)
第四十三日(第四十四日)	武佐	草津(同十二日)	第五十八日(第六十日)	知立岡崎(同廿八日・廿九日)
第四十四日(第四十五日)	大津	大津(同十三日)	第五十九日(第六十二日)	赤坂豐橋(同三十日)
第四十五日(第四十六日)		同所御駐蹕(同十四日)	第六十日(第六十三日)	荒井濱松(同三十一日)
第四十六日(第四十七日)		(大津)同(同十五日京都)	第六十一日(第六十四日)	見付掛川(十一月一日)
第四十七日(第四十八日)	草津(京都)	水口(同十六日京都)	第六十二日(第六十五日)	島田藤枝(同二日)
第四十八日(第四十九日)	土山(京都)	關(同十七日京都)	第六十三日(第六十六日)	静岡(同三日)
第四十九日(第五十日)	津(京都)	津(同十八日京都)	第六十四日(第六十七日)	同所御駐蹕(同四日)
第五十日(第五十一日)		(京都)同所御駐蹕(同十九日京都)	第六十五日(第六十八日)	蒲原(同五日)
第五十一日(第五十二日)	神戸(大津)	桑名(同二十日草津)	第六十六日(第六十九日)	三島(同六日)
第五十二日(第五十三日)	福田(武佐)	名古屋(同二十一日高宮)	第六十七日(第七十日)	小田原(同七日)
第五十三日(第五十四日)		(柏原)同所御駐蹕(同廿二日大垣)	第六十八日(第七十一日)	藤澤(同八日)
第五十四日(第五十五日)		(岐阜)同上(同廿三日岐阜)	第六十九日(第七十二日)	東京御着蹕(同九日)
第五十五日(第五十六日)	一宮(岐阜)	岐阜(同廿四日岐阜)		

先發官訓令

是日御先發官内務少輔林友幸より、本縣權令小崎利準へ對し左の如く訓令あり。

今般 御巡幸被仰出候儀ハ、親シク地方ノ實況ヲ被爲問候爲メ 御親臨被爲在候御趣旨ハ無程 御巡幸御用掛ヨリ心得書相達候筈ニテ、申マテモ無之候得共

萬乘 御親臨ハ古今稀有ノ盛典ニ付、勢ヒ其敬禮ヲ盡サント欲シ、夫々配慮不知々々形容虛飾ニ流レ、夫レカ爲人民ニ於テ無益ノ費用相掛リ候様ニテハ、折角奉尊ノ意モ却テ聖意不被

爲適譯ト相成候ニ付、可相成丈人民日常實地ノ景況 御覽相成候様、厚ク注意有之度

一 道路修繕等今般 御巡幸ノ爲メ、殊更ニ人夫ヲ遠路ヨリ使役シ、虚飾ノ手入等致シ、其費用ハ沿道又ハ管内民費ヲ以テ支出等致候様、儀有之候テハ、他日人民ノ苦情有之ハ勿論御巡幸ノ盛意ニ反シ候ニ付、必ス右様ノ儀無之様御取計可有之候

一 御通輦ニ付道路ノ中心へ、敬禮旁修繕シタル見へノ爲メ土ヲ盛リタルモノハ御通行ノ時分雨天ニモ相成候得ハ、却テ泥濘ヲ生シ通行ノ不便ヲ來タシ、供奉ノ者ニ至ルマテ困却スル事モ間々有之事ニ付、右等之儀無之様御注意有之度

一 御休泊 行在所竝御小憩等、拙者通行ノ節見分候條、其屬官管下境へ出迎、夫々案内候様可被致候

一 拙者 御先發トシテ 御發輦ノ日ヨリ凡三十日前當地出發、沿道通行候ニ付、道路橋梁等修補ヲ加フヘキ箇所、其外一切ノ事項其節協議可及ト存候  
右要件申入候也

同日太政官御巡幸御用掛ヨリも小崎權令に對し、沿道地方官心得書を達し、御發輦日限等は追て通達あるべきも、差向き御道筋宿驛區長戸長等へ篤く之を示し、聖旨に乖かざるやう注意せらる。一讀御聖徳の洪大なるを知る可し。



御巡幸ニ付沿道地方官心得書

- 一、御巡幸ノ儀ハ親シク地方民情ヲ可被知食御趣意ニ付、百般ノ事務形容虚飾ニ亘リ一體ノ聖旨ニ不乖戾様厚ク致注意、人民ノ困苦迷惑ニ不相成様取計候儀肝要ニ候事
- 一、道路橋梁等不得止分或ハ修補ヲ加フル等ノコトアルモ素ヨリ官費ニ可屬コトニ付、御先發内務宮内兩省官員實地點檢協議ノ上着手致シ決シテ人民ノ難儀不相成様可致事  
但シ道路修繕等ノ爲メニ十里二十里ノ外ヨリ人夫ヲ要シ候等ノ儀モ有之哉ニ相聞候得共右等ノ邊尤注意可致事

- 一、行在所ノ儀ハ内務宮内兩省官員出張可及協議候得共、只々御差支不相成儀ヲ大旨ト致シ可申、其土地ニ依リ候テハ何様被爲忍候儀モ可被爲在ニ付、是亦注意可致事  
但大臣以下供奉官員旅宿ノ儀ハ、殊更ニ修補ヲ加フルニ不及候事
- 一、供奉官員泊宿ノ節、夜具其外需用ノ物品ハ、可成丈有合品相用ヒ可申事
- 一、御馬車舍御馬竝供奉官員ノ馬繫場所ハ、御休泊トモニ御先發内務宮内兩省官員協議ノ上着手致スヘキ事
- 一、御休泊場所及供奉官員宿割、其他一切ノ手續等巨細ノ儀ハ、御先發内務宮内兩省官員ト協議可取計事

- 一、御休泊ノ外午前午後一二回ツ、御小憩ノ御場所ハ、實地ニ就テ御先發内務宮内兩省官員ト協議シテ用意可致、尤里程等ノ都合ニ依リ御野立ニテモ不苦事
- 一、御休泊行在所ニ可充家屋見立、粗繪圖面調製（方位竝疊數等記入）御先發宮内省官員ヘ可差出事  
但シ別段修繕ヲ加フルニ不及、且社寺等見立不苦事

- 一、御泊驛ニ於テ 行在所ヨリ凡ソ十丁内外ヲ隔候場所ヘ、非常 御立退所見立置クヘキ事
- 一、御膳部一式御椅子「テーブル」ハ都テ御持越ノ筈ニ付別段用意ニ不及、尤御浴室竝御廁ノ儀ハ御先發宮内省官員ヘ商議便宜可取計事
- 一、御泊行在所ヘ供奉ノ官省詰所取設ケ、椅子凡ソ十箇テーブル十脚長サ凡五六尺前後ノ品程用意可致置事
- 一、奥羽御巡幸以來、各地學校生徒奉送迎等ノ儀往々有之、其爲メ衣服ヲ揃ヘ或ハ帽履ヲ新調シ、後日其父兄ノ迷惑ニ歸シ候趣兼テ相聞候儀モ有之、畢竟是等ハ虚飾甚シキモノニ付、假令奉送迎候共平常所持ノ衣服ヲ用ヒ候様可致、右等ノ邊ハ其教官區戸長等ヘ兼テ厚ク致諭達、心得違無之様能々注意可致事
- 一、沿道ノ川々渡船橋梁ノ分ハ、格別修繕ヲ加フルニ不及 御通行差支可相成分ニ限リ實地見計 御先發内務省官員ヘ協議ノ上差支無之様可取計事

- 一、諸獻上物一切不相成事
  - 一、御通輦宿驛或ハ御休泊ノ地ニ於テ、國旗提灯等ヲ掲ケ、人民各自ノ祝意ヲ表シ候儀ハ禁示ニ不及事
  - 一、供奉官員ハ勿論、人夫等ニ至ル迄我意ヲ唱ヘ、旅宿其外ノ者迷惑致サセ候儀ハ無之筈ニ候得共、若シ右様ノ者有之候ハ、無忌憚可申出旨、兼テ區戸長等へ告示シ置可申事
  - 一、御行列拜見勝手タルヘク、且往來人差止ルニ及ハス、庶民營業平日ノ通可相心得事
  - 一、佛像墳墓或ハ不淨所等掩蔽ニ不及事
  - 一、前條大躰ノ御趣意ヲ奉體シ、總テ虛飾ニ流レス無益ノ失費無之様可致ハ勿論、其レカ爲別段民費賦課候様ノ儀有之候テハ以テノ外ノ儀ニ付、厚ク注意區戸長等へ精々告諭可致置事
  - 一、管内 御通行ノ節ハ、地方長官騎馬ニテ供奉可致事
  - 一、同上ノ節ハ警部二人騎馬ニテ 御先導可致事
  - 一、縣廳所在ノ地御泊ノ節ハ、左ニ記列シタルモノ爲伺 天機行在所へ參上可致事
- 地方奏任以上官員  
各廳ヨリ該地在勤、若シクハ出張ノ奏任已上官員  
有位者

大社宮司

六級以上教導職

維新前後王事ニ勤勞シ賞典ニ預リシ者

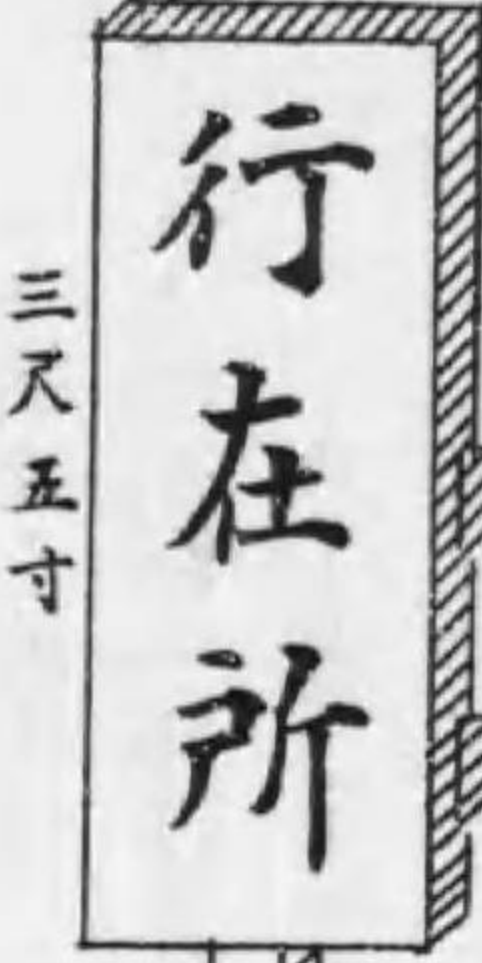
右何レモ禮服用ノ事

- 一、行在所へ地方判任官一名相詰可申事
- 一、御巡幸先 行在所御門出入ノ節、在地方官員並區戸長其他、總テ該縣廳鑑札ヲ以テ通行可致事

- 一、御休泊 御小休トモ、其宿驛ニ於テ別紙圖面ノ建札兼テ拵置 行在所前へ可相立事
  - 一、孝子義僕節婦並篤行奇特ノ者及忠臣烈士ノ墳墓事蹟等、兼テ取調置可申事
  - 一、管内人民年齡八十年以上ノ者名前、取調置可申事
  - 一、學校ノ數生徒ノ人員寄附金ノ總高、取調置可申事
  - 一、左ノ件々取調置縣廳へ 臨御ノ節、可供 天覽事
- 孝子義僕節婦其他篤行奇特者等、是マテ賞譽施行濟ノ者共行狀並賞與ノ次第  
警察署分署及巡查ノ員數  
勸業ノ方法

御御  
泊晝

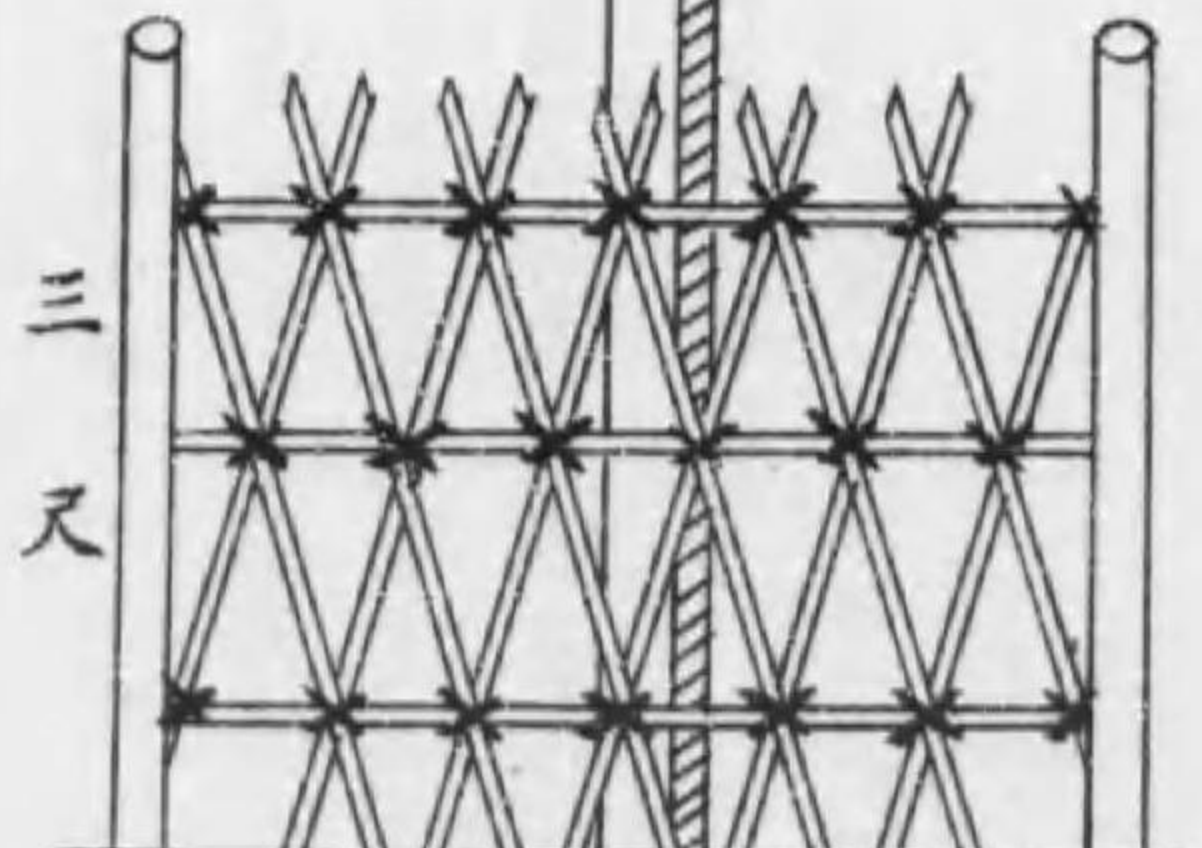
分五寸一尺一



三尺五寸

高 一丈

二寸八分角



方四尺四

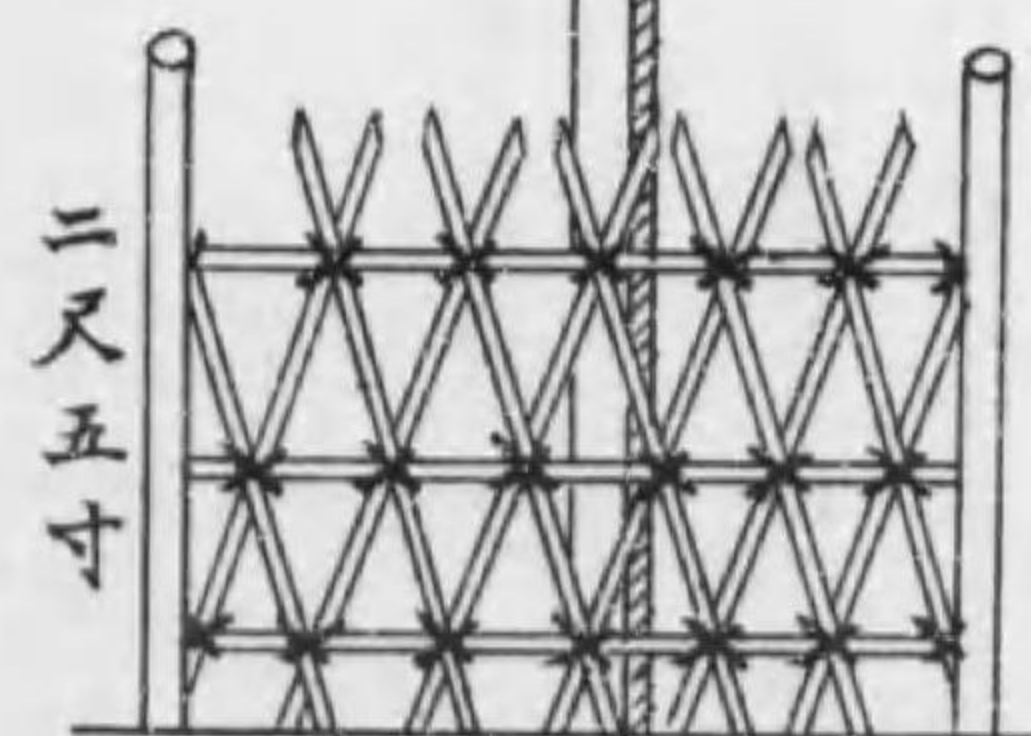
御小休



二尺

高 八尺

一寸八分角



方四寸五尺三

牧畜ノ箇所及牧畜ノ數

荒地並目今開墾ノ箇所

管内地圖竝一覽表

一、縣廳へ 臨御ノ節、縣治ノ事情等親シク言上可致事

一、沿道各縣ニ於テ 御巡幸ニ付テノ諸入費ハ、悉皆各縣豫備金ヲ以テ操換仕拂置、追テ精算ノ上 御巡幸御用掛へ可申出事

一、行在所建札ハ其家主へ被下候事

一、行在所家作向修繕及 御浴室御厠等後ト處分ノ儀ハ、供奉御巡幸御用掛へ可伺出事

一、御馬車舍及供奉官員馬繫、其他物置等新規建設ノ分、及買上諸器物ノ類ハ 通御濟ノ上悉皆入札拂代金取調、御巡幸御用掛へ可申出事

同十二日内務卿伊藤博文より、「今般 御巡幸之節爲ニ御警衛、警視局巡查供奉可被仰付ニ付、各地方ニ於テハ在合之警部巡查ヲ以テ適宜取締可致儀ト相心得、爲レ夫増員等之儀ハ不相成候」なほ「供奉警視ニテ 御道筋配置之警部巡查ヲ便宜指揮可致候」と達せらる。

同月二十日太政官御巡幸掛より、御先發官林友幸・西村捨三・佐和正・矢野駒之丞・櫻井純造出發の通知あり。

御警衛方  
内務省達

先發官出發

林 内務少輔  
 西村内務權少書記官  
 佐和少警視  
 矢野陸軍會計軍吏副  
 櫻井宮内少書記官

右今般 御巡幸爲御先發來ル二十五日出發候條此旨及御通牒候也

追テ本文ノ一行其縣へ到着日限ノ儀ハ尙林少輔ヨリ可及通知候條其節屬官一兩名管轄境迄御差出可有之候也

尋いで同月二十四 近衛都督山縣有朋より亦、陸軍會計軍吏試補矢野駒之丞・同一等書記石川盛貫を先發せしめ、供奉近衛將校及び騎兵一小隊後五騎増員の人馬宿割等に關し打合すべきを以て、可然取計らるべきやう、縣令に宛て通達せらる。

八月十日、聖上東京御發輦日限を、當月三十日と御治定の儀、太政官達を以て布告せらる。

北陸東海兩道 御巡幸來ル三十日東京 御發輦被仰出候條此旨布告候事  
 依つて縣に於ては同二十日、管内各區戸長へ心得方を示達すること左の如し。

御發輦御治定

區戸長心得方  
示達

區 戸 長

北陸東海兩道

御巡幸 御發輦日限御布告相成候處北陸道各縣

御巡幸之後愛知縣ヨリ當縣へモ 御臨幸岐阜地ニ一日 御駐輦可相成旨、兼テ御達ノ趣モ有之ニ付、左ノ條件爲心得相達候條、區村内夫々可告知此旨相達候事

- 一 御臨幸御日限ノ儀ハ 御發輦ノ日ヨリ五十九日目岐阜地 御着輦ノ筈ニ候事
- 一 輦路ノ儀ハ、羽栗郡田代村ヨリ岐阜マテニ候事
- 一 御行列拜見勝手タルヘク候得共、本年本縣乙第四十五號達ノ通可相心得候事
- 一 諸獻上物一切不相成候事

是より先同月四日 聖上伊勢神宮御參拜の儀仰出され、従つて御日取を變更せらる。仍つて十四日三條太政大臣より、御休泊割中滋賀三重兩縣下の分を改め達せらる。但し本縣御親臨日次は故キミの如し。  
 同二十二日宮内省より、鹵簿の式三様を達せらる。而してその「御巡幸御途中御馬車之節御列」は左の如し。

神宮御拜と御  
日取變更

鹵簿の式

地方警部馬 騎 兵同  
 地方警部馬 騎 兵同

御 旗 騎兵

近衛士官馬 同同  
 近衛士官馬 同同



一、前條ノ通り足痛者等多クシテ、多數ノ人馬ヲ要シ候節ハ、大凡人馬數ヲ見積リ右用意ヲ、前以テ其地方官ヘ可相達事

一、右用意ノ人馬ヘ、徵集地ノ遠近ニ應シ、左ノ額ヲ手當トシ繼立賃ノ外別段可下付事

一、一里以内ヨリ徵集ノ人馬ハ

〔地元ニ於テ徵集同様ト見做シ手當支給無之事〕

一、一里以上二里マテノ間ヨリ、右同斷

〔人足一疋 馬一疋〕

金五錢 金七錢五厘

一、二里以上三里マテノ間ヨリ、右同斷

〔人足一疋 馬一疋〕

金七錢 金拾錢五厘

一、三里以上ハ一里ニ付

〔人足一疋 馬一疋〕

金貳錢五厘ツ、 金參錢七厘五毛ツ、

一、一里以上ヨリノ徵集ニシテ、前夜ヨリ泊リ込マセシ者ハ旅籠料トシテ

〔人足一疋 馬一疋〕

金拾錢 金拾五錢

一、右人馬ハ御休泊驛間ヲ繼通シ、且賃錢ハ該地通運會社ノ定額ヲ、其要求人ヨリ直チニ爲仕拂可申事

一、右人馬ノ内使用者ナクシテ、不用流トナル分手當支給方ノ儀ハ、御先發官員ト地方官トノ協議ニ任スヘキ事

一、前條人馬差繰リ方ニ屬スル雇夫給料及右ニ關スル諸費、總テ官費支給候ニ付、手數等ノ名目ヲ以テ繼立賃錢ヲ始メ遠方ヨリ徵集手當ノ内ヲ、聊タリトモ勿錢等不相成旨屹度可相達置事

一、地方官ニ於テハ右人馬用意ノ達ヲ受クレハ、可成丈地元或ハ其近村ヨリ徵集シ、通運會社等ヘ合併、區長戸長役場等ニ於テ其繼立所ヲ設クルモ適宜ニ相任セ候ヘテ、其場所ヲ必ス驛遞局官員ヘ通知可爲致事

一、御休泊驛ノ通運會社ニ於テ平常人馬ノ豫備數ヲ取調、御當日其數限リ可擔保云々ノ請書ヲ取置キ、御先發驛遞局官員ヘ送付可致事

一、供奉官員ノ旅宿ハ別段家屋ノ繪圖製調ニ及ハス、別紙旅宿位置取調書ニ據リ大凡ノ見込ヲ立テ、該家ノ戸前ヘ假ニ休泊スヘキ官員ノ名札ヲ張り付置キ、掛官員到着ノ上速ニ其實際點檢ノ都合相成候様、處分致置クヘキ事

一、別紙旅宿位置取調書ハ其官ニヨリ行在所ヘ近キヲ主トシ、全ク大體ノ順次ヲ示達スル迄ナレハ、官等ノ高下人員ノ多寡及家屋ノ廣狹構造ノ美惡ニ應シ、實際ノ取捨ヲ專要トシ、該書ニ拘泥セス、都合宜シキ様注意可致事

一、宿札ハ西ノ内紙ヲ用ヒ別段木札ヲ製調スルニ不及事

但勅任官ハ豎切り半枚、奏任官ハ横切四枚、判任官ハ横切り六枚トス、尤一軒ヘ合宿等ノ分ハ、紙面右割合ヲ酌量シ、勅奏判ヲ區別マテニシテ一紙ヘ連書可致事

一、御馬車舎ハ可成丈

行在所最寄リヘ、其他御馬竝供奉官員廐假建等、適宜ノ地ヲ見量ヒ置可申事

一、一旦旅宿取極メ、戶主ヨリ請書差出シ候上、該家ニ不得已事件相生シ(家族ノ内病者或ハ死  
去其他火災ニ罹ル等)候節ハ該地區戶長ニ於テ、速ニ他ヘ變換取計ヒ、地方廳ヘ通知シ、地方廳ニ於テハ其次第柄ヲ驛遞局官員ヘ可致通知事

一、前條ノ如キ不得已ノ外、宿主ノ都合ヲ以テ他ト示談變換等致ス間敷旨、屹度申付置ヘキ事  
一、通シ人足ノ儀ハ追テ現員治定ノ上可相達ト雖モ、大凡千人ヲ目的トシ、適宜宿割ノ都合可取計事

一、御休泊ノ驛内人家寡少等ニテ旅宿適當ノ割リ當不相成節ハ、例外合併或ハ御當日非番ニ當リ候向ハ、先驛ヘ繰越シ、又ハ近在ヘ割リ宛候儀モ可有之事

一、御休泊驛ニ於テハ、宿主出迎ヘ等ノ手數ヲ省カン爲メ、該驛入口竝ニ行在所前ヘ、左右ヲ分チ家竝順序ヲ追ヒ、止宿官員ト宿主ノ町姓名ヲ記シタル木札或ハ紙札ヲ掲ケサセ、右ヲ目的トシ止宿家ノ見認易キ様可致事

一、宿割確定候ハ、兼テ右宿割帳ヲ製シ置、會計掛リ該地ヘ到着スレハ、直ニ可爲差出事

一、供奉ノ者ニ限リ晝泊旅籠料ハ、定價ヲ以別紙旅籠料授受概則ノ通御巡幸會計掛ヨリ現金仕

拂候筈ニ相定候條、此旨晝泊各宿主共ヘ無遺漏相達置クヘキ事

但萬一別紙概則第五條但書ノ場合ニ於テハ、證券引替ニ現金繰替置ヘキ事

一、渡船場ハ豫メ使用ノ船ヲ定メ、相當ノ賃錢取極メ、御當日限リ雇上ケ候等適宜ノ處分ヲ爲シ、其賃錢ハ繰替置クヘシ、尤該所ヘ官員及巡查ヲ出張セシメ乗込、人員竝荷物ノ揚卸シ等、混雜ヲ防止セシムヘキ事

一、橋錢ノ儀モ豫メ人員荷物ノ多寡ニ應シ、或ハ之ニ不拘概算ヲ以テ、當日限リ何程ト定メ、賃錢繰替仕拂置クヘキ事

一、御巡幸會計掛リ用金ノ儀ハ、沿道便宜ノ縣廳ニ於テ、大藏省出納局預ケ金ノ内ヨリ可受取コトアルヘシ、尤該預ケ金ハ通常ノ手續ヲ以テ、同局ヨリ可相達事

一、地方官送迎巡查警衛等、地方本務ノ爲メニ要スル一切ノ費用ハ固ヨリ、其地方廳ノ經費ニ可相立事

一、勘定仕上科目類纂等ハ、總テ通常規則ニ準シ區分スヘキ事

別紙旅宿位置取調書

第 三 十 二 號	下以御醫	第 三 十 二 號	警部以下
第 三 十 三 號	大御醫	第 二 十 一 號	警視官以下
第 三 十 四 號	多御醫	第 七 號	式部掌典
第 三 十 五 號	内侍	第 二 號	參議
第 三 十 六 號	内侍	第 二 十 六 號	警部以下
第 三 十 七 號	侍	第 四 號	太政官書記官
第 三 十 八 號	侍	第 一 號	大臣
第 三 十 九 號	侍	第 五 號	宮内卿以下
第 四 十 號	侍	第 六 號	宮内書記官
第 四 十 一 號	侍	第 十 一 號	侍從
第 四 十 二 號	侍	第 十 六 號	内廷課
第 四 十 三 號	侍	第 二 十 號	大藏書記官
第 四 十 四 號	侍	第 二 十 九 號	驛邊局
第 四 十 五 號	侍	第 十 四 號	内匠課
第 四 十 六 號	侍	第 十 七 號	等外一人
第 四 十 七 號	侍	第 二 十 五 號	警部以下
第 四 十 八 號	侍	第 十 八 號	御廳課
第 四 十 九 號	侍	第 十 九 號	馬丁
第 五 十 號	侍	第 二 十 七 號	警部以下

旅籠料授受概則の第一條晝泊賄表

晝		泊	
上等	一人ニ付拾五錢 勅任	上等	一人ニ付參拾五錢 勅任
中等	一人ニ付拾貳錢 判奏下士官	中等	一人ニ付貳拾五錢 判奏下士官
下等	一人ニ付七錢 兵卒外 從卒 夫小	下等	一人ニ付拾參錢 兵卒外 從卒 夫小
乘馬實費		乘馬實費	

拜觀者心得

同二十五日縣令より、管内沿道各區長戸長へ左の如く拜觀者心得方の儀を達せり。是日小崎權令縣令に昇任す

區 戸 長

別紙公達之趣ハ兼テ區長へ相達置候件モ有之。銘々ニ於テモ其心得可有之ハ勿論之儀ニ候得共今般 御巡幸ニ付テハ、尙又爲念相達候條、右之趣厚ク相心得、區村内無洩可知達、此旨相達候事

〔別紙公達〕 明治六年三月九日

行幸之節其御道筋通行ノ者、旗章ヲ見受候ハ、車馬ヲ下リ、笠竝帽等ヲ脱シ、總テ路傍ニ

第二章 奉迎準備



立禮可致事

〔同上〕 明治九年二月八日

近來行幸ノ節、御途中ニ於テ突然儀仗内へ衝入シ、訴狀建言書ノ類差出候者往々有之右ハ國律ニモ明載有之儀ニテ、甚以不相濟次第ニ候得共、小民共情事切迫ノ餘リ、心得違ニ依リ、終ニ罪科ニ相觸レ候様ニテハ、愍然ノ至リニ候條、向後右様心得違ノ者無之様諭達可致、此旨相達候事

但訴願建言等規則ニ依リ、其筋へ差出候ハ、取上ケ可相成旨ヲモ、是又懇諭可及置事

同二十七日縣より、御巡幸御用取扱方を、岐阜町渡邊甚吉・高橋善太郎・近藤伊三郎・本島常次郎三輪傳右衛門、今泉村小川汲三郎・玉井伊兵衛、小熊村岡本太右衛門に命じ、この旨第一大区一・二・三小区區戸長に達す。後岡本太右衛門の病氣辭職を聽し、更に加島勘藏・大澤儀三郎及び<sup>同月</sup>十二月渡邊金右衛門・渡邊銈次郎に御用取扱方を命ず。共に岐阜町御駐轡につきての御用を承るものなり。

八月七日林御先發官より御巡幸に付新規建築等見合すべき旨左の如く訓令あり。

御巡幸ニ付地方官心得書並第二號心得書、御達有之候通り、畢竟地方ノ實況ヲ被知食候爲メ御親臨被爲在候御趣意之處、或ハ敬禮ヲ盡サント欲スルノ餘リ、無益ノ建築等虚飾ケ間敷儀有之候テハ、御趣意ニ戻リ、不都合ノ次第ニ有之、右ハ假令篤志人民ノ協議ニ出ツルト雖モ

御巡幸御用取扱方  
先發官訓令

新規建築ハ勿論、別段取飾リ候儀ハ決シテ不相成、自然御差支ノ場所有之節ハ拙者見分ノ上夫々指揮可及候條、心得書ノ御趣意區戸長ハ勿前小前ノ者ニ至ルマテ、篤ト貫徹候様、精々諭達可有之、此段爲念更ニ相達候也

但本文ノ御趣意急速通知ノ爲メ、去ル七月一日附ヲ以テ、拙者ヨリ申入候通り、御發轡ノ日ヨリ凡三十日前出發沿道通行、夫々協議可及筈ニ付、萬一建築修繕等取掛候場所ト雖モ總テ拙者通行マテ見合候様可致事

かゝる程に御日程並に御發駕御治定ありたれば、掛官員各その擔當事務を處理して萬遺漏なきことを期せり。次いで八月二十二日更に御用掛を増し、四等屬野村晋七等・屬山本操に驛遞を、八等屬長谷川貫一に驛遞並用度を、八等屬坂篤・十等屬伏島貢に用度を、八等屬服部長次郎・九等屬小田島源太郎・十等屬千田惟安・等外一等出仕工富頼孝に土木を、十等屬野村稻守に庶務を夫々擔當せしむ。翌月十九日羽栗郡笠松村三谷孝助・加藤助市・高木武八・山田良之助・小川彦左衛門に、御巡幸御用取扱方を命ず。

九月十五日先發官より、左の如く本縣に通牒あり。縣は井手今滋・四等屬木村直量・七等屬野村信一を、伊勢國河曲郡神戶驛に派遣し協議せしむ。

御巡幸ニ付、御先發トシテ林内務少輔初メ、昨十四日三重縣下津へ到着致シ候條、先御休泊割

先發官通牒

御用掛増員

岐阜縣御巡幸

二四

順次ヲ以テ旅行ヲ計リ 御巡幸ニ付修補ヲ可加道路橋梁箇所並 行在所繪圖御休泊宿之位置等、神戸迄持參土木驛遞掛屬官御差出有之度、此段及御通牒候也

次いで二十三日縣は、羽島郡田代村より厚見郡岐阜町に至る沿道各區戸長へ、左の如く達す。

羽栗郡田代村ヨリ  
厚見郡岐阜町メテ 沿道區戸長

明二十四日 御巡幸御先發官、愛知縣ヨリ當縣へ入込相成候ニ付、縣令始致同行候條時宜ニ寄リ可相達儀可有之モ難計ニ付、副區長及正副戸長之内道筋へ致出頭居候様、可相心得、此段相達候也

二十四日御先官内務少輔林友幸・内務權少書記官西村捨三・内務二等屬淺井新一・同七等屬村木良藏・同八等屬望月武俊・同中村旭・同十等屬小川守一・太政官二等屬川村正平・宮内省書記官櫻井純造・宮内七等屬小平義近・少警視佐和正・一等警視屬佐々木千尋・四等警視屬中村與八・七等警視屬朝倉政治・陸軍會計軍吏試補矢野駒之丞・陸軍一等書記石川盛貫一行着縣に付、小崎縣令は御巡幸御用掛の屬官並に警部若干を率ゐて、田代村に出迎ふ。是日本縣四等屬上田恭徳を御用掛に任し、庶務に當らしむ。

翌二十五日林御先發官、屬官を帶同して登廳し、別紙豫備品目錄を交附し、且諸事協議の上岐阜行在所を、厚見郡今泉村眞宗本願寺派別院今の岐阜市西別院に選定し、非常御立退場を、同郡上加納村西覺寺

今の岐阜市吉津町二番地ノ十六 に定めらる。

〔別紙〕 豫備品目

御泊所之部

- 一、御膳水 夕朝二度分ニテ  
但御駐轡之節御晝分一升増 二升五合
- 一、醬油 同  
但同上五合増 一升
- 一、味淋酒 同  
但右同斷 一升
- 一、極上酒 同  
但右同斷 一升五合
- 一、魚 同 七種程
- 一、精進物 六種程
- 一、鹽 五合
- 一、鶏卵 五十
- 一、割木 五把
- 一、柴 二把
- 一、堅炭 六貫目

右御駐轡御箇所ハ日數ニ應シ用意之事

- 一、御膳水用水瓶 一斗入位割蓋付
- 一、水 櫛桶 柄杓 二本付
- 一、流 シ 寸法 巾二尺五寸長三尺五寸 木品杉櫛之類  
足高二尺一寸
- 一、テーブル 寸法 巾二尺長三尺五寸 木品右同斷  
足高二尺四寸 掛地ハ用意不及
- 一、竈 及 釜 三升焚位之分  
但御湯沸用有合品用意
- 一、氷 或ハ雪 三十斤

右内膳課ニテ使用之分

- 一、テーブル 行在所用臨時豫備 三脚
- 一、大竈及大釜 御風呂御湯沸用  
但可成古キナ用意沸騰シテ濁ラサルチ主トス其他御風呂器具ハ用意ニ不及
- 一、白木提燈臺 但寸法木品圖面之通提燈ハ用意ニ不及 四基
- 一、蠟 燭 三十目掛位 五十挺
- 一、同 十目掛位 百挺
- 一、燭 臺 但高サ二尺餘有合ニテヨロシ若  
シ新調ナレハ木品杉櫛等ニテ 二十
- 一、煙草 盆 但新調ナレハ木品同上寸法見計 十五面

- 一、茶 具 但有合取集メ凡三十人分 一式
- 一、行 燈 但皆具付有合 七ツ
- 一、筵 但靴拭用臣下出入口ニ敷設之分 六枚
- 一、木製燭臺 但テーブル上ニ用ル分寸法圖面之通 小十
- 一、雇 夫 但水汲湯沸小使等ニ使用ニ付強壯之者 五人
- 一、雇 給 仕 年齡十三四年ヨリ十七八年マテ  
但行在所供奉官員使用 三人

右調度課關係之分

- 一、六枚折屏風 但並寸法有合之品 一雙
- 右内廷課ニテ使用之分

- 一、馬 飼 料 和馬 洋馬 御料臣下共合
- 一、飼 葉 桶 但一頭分皮麥四升切秣一貫五百目  
但桶盪之類有合品取集メ 四十二頭分
- 一、水 桶 馬口洗用  
但一個ニ付柄杓二本宛漆 四斗桶或  
ハ地方適宜有合ノ古桶ニテヨロシ 八個
- 一、高張提燈 馬建ニ應シ一棟ニ付  
但該地有合之分 一張宛
- 一、同 臺 右準ス

一、馬車舎保護之人夫

二人

御書所之部

右御厩課ニテ使用之分

- 一、御膳水 一 升
  - 一、醬油 五 合
  - 一、味淋酒 五 合
  - 一、極上酒 五 合
  - 一、魚 三種程
  - 一、精進物 二種程
  - 一、鹽 三 合
  - 一、水 或ハ雪 十五斤
  - 一、割木 三 把
  - 一、柴 二 把
  - 一、堅炭 三貫目
  - 一、水檐桶 一 荷
- 柄杓二本添 割蓋付

- 一、流シ 木品杉樫木ニテ宜シク寸法長三尺五寸巾二尺五寸高二尺一寸
- 一、テーブル 寸法木品御泊所ニ同シ
- 一、組板枕木 右同木材ニテ寸法長一尺二寸巾二寸二分高五寸五分

右内膳課ニテ使用之分

- 一、煙草盆 但有合ニテ宜シ若シ新調ナレハ木品杉樫之類寸法見計 十 面
- 一、茶具 但二十人分程有合取集ノ用意 一 式
- 一、筵 但靴拭用トシテ臣下出入口に敷設之分 四 枚

右調度課ニテ關係之事

- 一、飼料皮麥 但一頭ニ付一升宛飼葉桶ハ用意不及 四十二頭分
- 一、水 桶 馬口洗用 但有合桶ニテ宜シク一個ニ付柄杓二本宛添 八 個

御小休所之部

- 一、手 桶 但柄杓一本添清水入置之事 割蓋付 一 個
- 一、鐵氣ヲ脱シタル鐵瓶或ハ新調土瓶之内ニテ御茶用御湯ヲ沸シ置ク事(但三四合入位ニテ宜シ)
- 一、行在所及供奉休所等へ有合之茶具用意之事

笠松御小休所の議

是より先、羽栗郡笠松村真宗東本願寺別院在勤高木惠了等、同所別院を以て御小休所に治定せられんことを請ひて許されたりしが、更に惠了等十八名より、木曾川渡船場附近の堤上に御假屋新築の議を出願したれば、縣令より左の伺書を先發官に提出して其の指示を受く。

今般 御巡幸ニ付縣地へ入御之節管轄界美濃國羽栗郡田代村木曾川西岸堤上ニ 御假屋ヲ設ケ 御小休所ニ充テ、同所ニ於テ當木曾川ノ水利水路ノ沿革利害得失等奏上仕度、尤該川ノ儀ハ著名ノ巨川ニテ其利害ノ關係スル所頗大ナルヲ以、前陳ノ如ク取計可申ト存居候處、同郡笠松村東本願寺別院在勤高木惠了竝ニ門徒ノ者共ヨリ、右別院ヲ以テ御小休所ニ被仰付候様可奉願處、不便ノ土地ニモ有之候ニ付、木曾川堤上へ 御小休所トシテ自費ヲ以 御假屋ヲ出來、右御用濟ノ上ハ該寺へ御下渡ヲ相願寺内へ設置致シ、永ク保存仕度旨願出候、右ハ奇特ノ儀ニ付聞届不苦哉ニ存候得共、一應御模様相伺候條、宜御示授被下度候也  
當日林内務少輔より許可の指令を得たり。依つて同所副區長杉山市右衛門に許可の旨を通じ、更に御間取の都合等は、都で掛官の指揮を受けて着手せしむ。

其他諸打合

この他行在所備付品御警衛方等に關し、詳細林内務少輔より指揮を仰ぎて準備するところあり。翌二十六日御先發官の一行、用濟み歸途に就く。依つて縣令竝御用掛屬官田代村まで同行し、道路その他につき打合はすところあり。

岐阜行在所指定

二十六日縣より今泉本願寺別院を岐阜行在所に、上加納西覺寺を非常御立退所に指定せり。

厚見郡今泉村 本願寺別院

御巡幸ニ付其院ヲ以テ 行在所ニ被定候條此段相達候也

但掛官員ヨリ可及協議儀モ可有之候條諸事不都合無之様可相心得候事

厚見郡上加納村 西覺寺

御巡幸之節非常

御立退場ニ被相定候條此段相達候也

但掛官員ヨリ可及協議儀モ可有之候條諸事不都合無之様可相心得候事

次いで縣令は縣病院長土屋寛之に命じて、御休泊用御膳水の検査を行はしむ。醫員石田重道細密

その定性分析に當り、無色清澄無味無臭の良水を選定せり。

是日更に月番區長に對し左の如く牒し、普く縣内區長に達せしむ。

今般御巡幸ニ付テハ、左之輩爲伺 天機禮服用行在所へ可致參上等ニ付、此旨相心得。若

天機奉伺者心得

御膳水檢定

右之輩各區内ニ居住候ハ、可致通知、此旨相達候事

但行在所ハ厚見郡今泉村真宗本願寺派別院ニ候事

一有位者

一六級以上教導職

一維新前後王事ニ勤勞シ賞典ニ預リシ者

但分與賞典祿ノ者ハ此限ニ非ス

又權少教正柴田基範へ、六級以上の教導職天機奉伺に參上すべきを通達せり。

十月一日 御通輦御道筋の儀につき、左の如く沿道第一大區一・二・三・四・五・十二小區・第二大區

四小區の區長戸長に達す。

御巡幸ニ付 御通輦御道筋左ノ通被相定候條此旨相達候事

御着輦ノ節

愛知縣下尾張國葉栗郡北方村ヨリ木曾川ヲ 御渡リ、管内羽栗郡田代村堤上御假屋ニ於テ

御小休、夫ヨリ笠松村 御通輦、厚見郡川手村、左へ加納町、夫ヨリ新道筋ヲ上加納村、

美曾野町、鐵屋町、小熊町等 御通輦、岐阜笹土居町通リヲ鞆屋町迄、夫ヨリ左へ本町筋

釜石町、鍛冶屋町、車町、七曲町等 御通輦、夫ヨリ稻束村内字忠節中程ヨリ左へ、本願

寺別院 行在所迄

還幸ノ節

行在所ヨリ羽栗郡田代村迄、御着輦ノ御道筋ヲ還幸

縣廳竝ニ師範校及名古屋裁判所岐阜支廳へ臨御ノ節

行在所ヨリ西野町筋、夫ヨリ岐阜病院前ヲ御通輦、左へ西都賀佐町ヨリ縣廳へ臨御

縣廳ヨリ會議所脇ヲ通御、磐根町ヲ右へ師範校へ臨御

同校ヨリ磐根町筋、夫ヨリ右へ七軒町、左へ秋津町通御、左へ小熊町、夫ヨリ名古屋裁判所

岐阜支廳へ臨御、同應ヨリ再ヒ小熊町・秋津町・七軒町等 御通輦、泉町ヲ左へ西野町筋ヲ

行在所へ還御

次いで日人民拜觀心得方竝に取締方につき、各警察署同分署へ示達するごころあり。

御巡幸ニ付テハ多數ノ人民爲ニ拜觀、岐阜地及 輦路へ出行可致ニ付テハ、自然儉兒或ハ不逞

ノ徒各部内へ入込、或ハ失火等ノ變モ難計候條、御駐輦中ハ勿論、其前後共於ニ各分署ニ旅舎

改方ヲ始、一層注意シ、取締行届候様可致、此旨相達候事

又行在所竝に輦路警衛の爲め、第四課巡查三名、岐阜警察署部内十一名但岐阜笠松兩分署諸の外、大垣警察署部

内三十七名、上有知警察署部内二十三名、御嵩警察署部内三十名、高山警察署部内二十名を召集す

可きことを令せり。又行在所等警衛の警部勤割の儀につき、第四課・警察署・同分署へ、左の如く達す。

御巡幸之節行在所並輦路警衛等ノ警部勤割、別紙之通相定候條、各署常務ハ勿論、御駐輦前後共別テ取締方差支不相成様精々可申合、此旨相達候事

その部署

〔別紙〕御先導

三等警部 川俣正名  
六等警部 石川豊吉

輦路等警衛

第一號	笠松分署	十等警部	山崎正
第二號	下川手村出張	同	今村渚
第三號	加納交番所	十等警部	宮岡慎太郎
第四號	上加納交番所	同	野田尙
第五號	東別院	十等屬	渡邊源六
第六號	岐阜分署	同	岡本木勢
		同	小倉楓

第七號 忠節町  
第八號 行在所

同	石川貞幹
同	飯田宗純
六等警部	杉本義定
同	村井高正
八等警部	九鬼重撫
同	石川戈足
九等警部	野田謙造
三等警部	川俣正名
六等警部	石川豊吉
八等警部	中川靜
同	小川謙輔
同	柿崎干城

第九號 縣廳屯在各部巡視

任所取締

岐阜警察署  
同部内駐在

九等警部 松野惠二  
十等警部 三輪芳太郎

大垣警察署	同	奥野毅
同部内駐在	同	宮川好之
同	同	藤田淳哉
同	同	岩田寛廣
上有知警察署	同	大森督政
同部内駐在	同	青木貞教
御嵩警察署	同	紀野維益
同部内駐在	同	遠藤定躬
同	同	岡忠亮
高山警察署	同	枝吉元信
同部内駐在	同	山田清記
同	同	川口市之助
第四課	同	矢野知
監獄署	同	磯貝亮三郎

人夫讀賣人心

十二日太政官御巡幸御用掛より移牒せられたる「御巡幸御用物運搬等ノ通シ人夫及讀賣ノ者心得

規則」を第四課警察署同分署へ達す。

供奉一行荷物運搬ノ人夫及御巡幸誌類讀賣等ノ者心得規則

- 一、荷物運搬ノ人夫途中ニテ車馬等通行ノ節、聲ヲ掛時ハ、道ヲ譲リ往來ノ妨トナルヘカラス、但荷物ヲ往來ニ横タフヘカラス
- 一、御巡幸誌類ヲ拜觀人ニ押シ賣シ、其他總テ人ノ權利ヲ妨ケ、及惡口雜言等ヲ爲スヘカラス
- 一、何レノ場所ヲ論セス、亂醉放歌スヘカラス
- 一、供奉官員及ヒ地方警部巡查ニ於テ前條々ノ事ニ付指示アル時ハ、直ニ奉命シ決シテ違背スヘカラス

右ノ條々違背スルモノハ、違式註違ヲ以テ論シ、地方警察官へ交付シ、壹圓五拾錢以下五錢以上ノ贖金ヲ科スヘキモノナリ

十九日更に御巡幸御用掛員を増し、五等屬梅田信明・九等屬平野愿造・十等屬山本義行に驛遞並用度を、六等警部村井高正に警衛を、七等屬榊田道古・同奥富雄三郎・八等屬杉本直衛・九等屬伊藤馨・等外二等出仕成瀬三津太郎に庶務を、等外一等出仕伊藤三郎・同山田正弘に土木を擔當せしむ。又横山孫造・野田文柄<sup>三</sup>に御用扱方を命じ、更に片野龍造等に御用取扱を命じ、岐阜行在所に於て天覽に供すべき書畫古器物の蒐集陳列をなさしむ。

御用掛増員



第三章 車駕進發

御發轅供奉員

八月三十日午前七時三十分、明治天皇北陸東海兩道御巡幸の爲め、東京宮城を御發轅あらせたまふ。右大臣岩倉具視・參議兼大藏卿大隈重信・參議兼工部卿井上馨・宮内卿德大寺實則・同大輔杉孫七郎・警視局大警視川路利良・陸軍少輔大山巖・一等侍補佐々木高行・同土方久元・一等侍醫伊東方成・内務大書記官品川彌二郎・宮内大書記官香川敬三・同山岡鐵太郎・二等侍補高崎正風・宮内權大書記官堤正誼・三等侍補山口正定・三等侍醫伊東盛貞・太政官少書記官谷森眞男・同櫻井能監・大藏少書記官橋本安治・同權少書記官佐伯惟馨・三等掌典岩倉具綱・侍從堀河康隆・高辻修長・富小路敬直・綾小路有良・西四辻公業・東園基愛・北條氏恭・片岡利和・太田左門・侍從助勤京極高典・増山正司・侍從試補藤波言忠・萩昌吉・御用掛近藤芳樹・警視局權少警視迫田利綱・近衛士官陸軍少佐比志島義輝等七百餘名供奉す。

埼玉群馬長野  
三縣御巡幸

鹵簿肅々中仙道を進ませられ、板橋を過ぎて浦和驛に抵り駐り、翌日埼玉縣廳に臨御して治績を視たまふ。次いで桶川八月三十日御泊熊谷九月一日御泊新町九月二日御泊を経て九月三日前橋行在所に成らせられ、翌日群馬縣廳に臨み高崎に駐轅したまふ。是より碓氷峠を越えさせ給ひ、信濃國に入り松井田九月五日御泊追分九月六日御泊を経て、長野に抵り、翌日長野縣廳に臨御し給ふ。

北陸道御巡幸

御日程變更

同十日長野御發轅、越後國關川御泊高田同十日御泊柿崎同十日御泊柏崎同十日御泊出雲崎同十日御泊彌彦同十日御泊を經由して、同十六日新潟縣に臨御し、御駐轅したまふこと三日。同十九日新潟を發したまひ、新發田御泊新津同二十三日御泊長岡同廿三日御泊柏崎同廿三日御泊柿崎同廿三日御泊名立同廿五日御泊を巡幸して、同二十六日糸魚川驛に到りたまふ。霖雨やまず。天皇深く供奉諸員の疲勞を憫察あらせられ、翌日駕を駐めて人馬を休養せしめ給ふ。同二十八日御發轅、泊・魚津同廿九日御泊富山同三十日御泊今石動十月一日御泊を経て、十月二日金澤に到り、石川縣廳に臨御したまふ。是日岩倉右大臣より御休泊御改定の旨、本縣に達せらるること左の如し。第四十八日以下の御休泊は故の如し。

第三十三日(十月一日)	高岡	今石動	第四十一日(十月九日)	二ツ屋	敦賀
第三十四日(十月二日)	津幡	金澤	第四十二日(十月十日)	柳瀬	木ノ本
第三十五日(十月三日)		同所御駐轅	第四十三日(十月十一日)	長濱	高宮
第三十六日(十月四日)		同上	第四十四日(十月十二日)	武佐	草津
第三十七日(十月五日)	松任	小松	第四十五日(十月十三日)	大津	大津
第三十八日(十月六日)	大聖寺	丸岡	第四十六日(十月十四日)		同所御駐轅
第三十九日(十月七日)	福井	福井	第四十七日(十月十五日)	大津	同上(京都)
第四十日(十月八日)	武生	今庄			

再度御日程變更

西京入御

葦路御變更

美濃路御通葦

岐阜縣御巡幸

四〇

金澤御駐蹕三日、同五日御發葦、小松・丸岡同月六日・福井同月七日・今庄同月八日・敦賀同月九日・木ノ本同月十日・高宮同月十日・草津同月十日を經幸して、十三日大津に抵り、弘文天皇長等山前陵に謁し、翌日滋賀縣廳に臨御したまふ。再び御日程の變更あり、明日京都に到りまして同十九日まで御駐葦遊ばさるゝこと、なれり。斯くて十五日京都御所に入御し、明日孝明天皇後月輪東山陵を拜し給ふ。陛下この行、櫛風沐雨、到る處具に政績を視、民情土俗を察し、鰥寡孤獨を恤み、浴く恩澤を布きたまふ。到ります所、人民子來して曠古の盛儀を拜し、泰平の頌を奉る。

### 第四章 美濃路御通葦

天皇東海道御巡幸の初程、先づ伊勢に幸し親しく神宮に謁したまふべき御豫定なりしが、偶々三重縣下疾疫流行するを以て、御日取御葦道變更の議あり。依つて宮内卿徳大寺實則を遣り神宮に奉幣せしめたまひ、參議井上馨隨行内務大書記官品川彌二郎・同二に命じて三重縣を巡視せしめ、車駕徑ちに滋賀縣より本縣へ入らせ給ふことに御治定あらせらる。乃ち十九日午後一時二十五分先發官より電信を以て、御道筋變更美濃路御通葦の趣當縣へ通報あり。

御巡幸御道筋美濃路ニ御變更ニ付、明二十日京都ヲ御發葦、草津御泊、二十二日柏原御晝大垣御泊ニナル故、大垣行在所及供奉宿割トヲ直ニ取調置クヘシ、且呂久川・河渡川へ、船橋カ

假橋ヲ架クル様着手スヘシ、道路ノ事心得ノ屬官柏原マテ差出スヘシ

依つて直ちに御用掛屬官を美濃路各處に派遣し、各々の擔任の事に當らしむ。尋いで太政官より委細左の如く達せらる。岡崎以東は従前の通りなり。

岐阜縣

今般 御巡幸沿道中三重縣下惡疫流行ニ付同縣へハ宸臨不被爲在美濃路御通葦相成  
御休泊割中別紙ノ通被改候條此旨相達候事

明治十一年十月十九日

右大臣 岩倉具視

〔別紙〕

十月二十日	大津	草津	十月二十五日	一ノ宮	名古屋
同二十一日	武佐	高宮	同二十六日		同所御駐葦
同二十二日	柏原	大垣	同二十七日		同上
同二十三日	岐阜	岐阜	同二十八日	知立	岡崎
同二十四日		同所御駐葦			

縣に於ては、即日その趣並に心得方を沿道區戸長へ達示すること左の如し。

第四章 美濃路御通葦

四一

沿道へ示達

御巡幸 御通輦御道筋御改定相成候ニ付、別紙心得書相達候條、不都合無之様豫テ可致注意此旨相達候事

〔別紙〕

一、御通輦之儀ハ、滋賀縣下近江國坂田郡長久寺村ヨリ、不破郡今須村、夫ヨリ大垣へ御着輦之事

御休泊日割 〔前掲の如し今茲に省略す〕

一、御通輦沿道御休泊ノ地ニ於テ、國旗提灯等ヲ掲ケテ、人民各自ノ祝意ヲ表シ候儀ハ不苦候事

一、供奉官員ハ勿論人夫等ニ至ル迄、我意ヲ唱へ旅宿其外ノ者迷惑致サセ候儀ハ無之候得共、若シ右様ノ者有之候ハ、無忌憚可申出事

一、御行列拜見勝手タルヘシ、且往來人差止ルニ不及、庶民營業平日ノ通可相心得事

一、區戸長其他 行在所へ御用有之 右御門出入之節ハ鑑札ヲ以テ通行可致事 但鑑札ハ縣廳ニ於テ下渡シ可申事

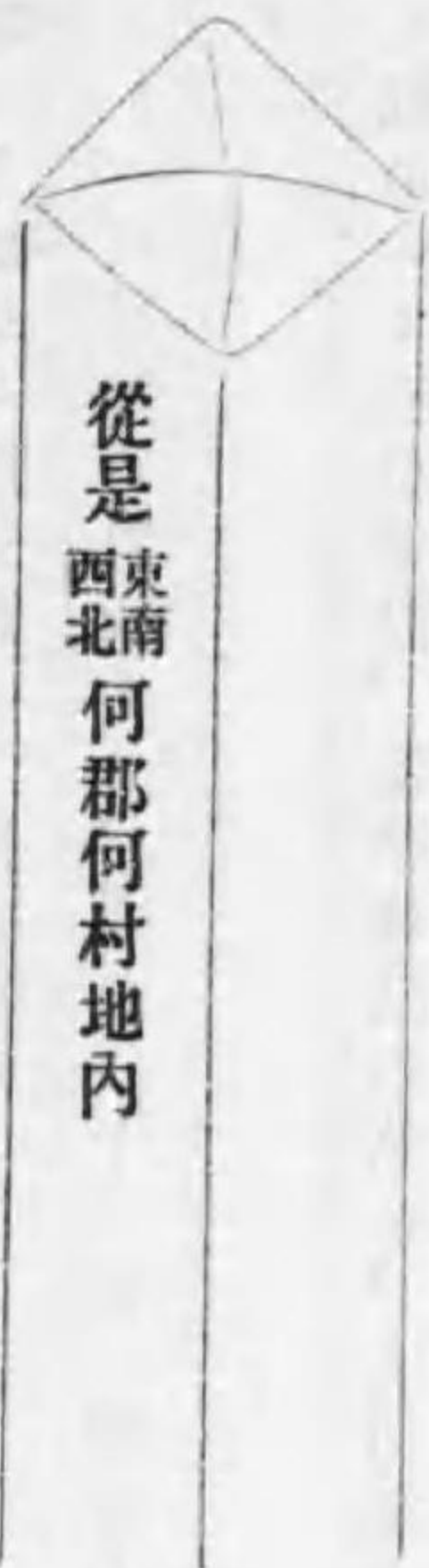
同日岐阜町より田代村に至る區戸長に對し、御道筋並御日取改定に付、不都合無きやう注意すべきことを達し、今泉村本願寺別院竝に上加納村西覺行へも御休泊日割を通告す。又輦路區戸長へ各村界標柱等を樹つ可きことを令せり。

不破郡今須村ヨリ中仙道筋 區 戸 長  
厚見郡加納町迄沿道 區 戸 長  
不破郡垂井村ヨリ安八郡大垣町林村樂田村大島村迄 區 戸 長

御巡幸ニ付各村々界標杭、從前打立有之向ハ削リ直シ、村名等書改メ可申、是迄建設無之向ハ左ノ雛形ニ準シ、各村界往還際見安キ場所へ打建置可申、且市街地ハ各町毎入口ニ、板札へ町名相認メ打付置可申、此段相達候也

〔雛形〕

凡二寸角高四尺位



從是 方何町 角

板札凡巾三寸長一尺五寸

釐路點檢開申

岐阜縣御巡幸

四四

縣に於ては急遽美濃路點檢のころ、道幅狭くして車駕通御困難なるにつき、同日午後七時電信を以て、左の如く御道筋變更方の儀を、京都行在所へ上申せり。

大垣ヨリ岐阜ノ間近路ハ、御通行六ヶ敷、一旦垂井宿へ御戻リ、本街道、御通行相願度、然ルトキハ八里餘ノ里程ナリ、因テ二十三日ノ御晝美江寺宿ニ御改正ノ儀相伺、即刻御指令被下タシ

橋梁急架

斯くて取あへず橋梁架設、道路修繕の爲め、大垣輪中堤防修理總代五島貞之進安八郡南一色村伊藤清之進同郡今福村川瀬昇同郡津村松岡治郎平同郡長澤村に御用取扱方を命じ、人夫を召集して盡力せしむ。翌日二十

前三時京都行在所より、電信にて大垣岐阜間の道幅等につきて問合せあり。依て直ちに道幅廣き處五尺程狭きは四尺位にて御馬車通り難く、其の上道悪しき場所多き旨返電せり。

御日取改定通達

是日縣は御道筋並御日取割改定の儀につき、管内區戸長に左の如く達せり。

區 戸 長

御巡幸ニ付、當縣へ御臨幸御日限等、過般相達置候儀モ有之候處、御道筋日割共、御都合ニ付御改定相成、來ル二十二日滋賀縣下近江國坂田郡長久寺村ヨリ、不破郡今須村始御通釐安八郡大垣町御泊、二十三日岐阜御着、二十四日同所御駐釐、二十五日岐阜御發釐羽栗郡田代村迄、夫ヨリ愛知縣下へ御巡幸被爲在候ニ付、爲心得相達候條、區内夫々可告知此旨相達

候事

京都御發程

十月二十日晴天、今朝車駕京都を發し、途に天智天皇山科陵を拜し給ひ、草津驛着御、安田勘次郎宅を所在所となし給ふ。翌日午前二時草津行在所より縣に指定せらるること左の如し。電

大垣岐阜ノ間御道筋ノ儀、回答ノ趣承知セリ、右ハ最前定メラレシ御道筋ニテ道幅狭キ所ハ御板輿ニ召サセラレ通御相成ルニツキ、垂井驛へハ御戻リニハ相成ラス、依テ右ノ趣御先發官林内務少輔へモ御通知アリ、尙ホ同人ト御打合せ宜ク御取計アルヘシ

縣令御出迎

斯く御道筋決定につき、それく準備を忙がせつ。縣令小崎利準車駕奉迎の爲め、滋賀縣下高宮驛に向す。午後四時三十分、車駕平安、高宮行在所圓照寺に着御あらせ給ふ。縣令直ちに參候して天機を奉伺し、謁を賜はる。即ち隨行屬磯野重述をして、縣治書類の一部を供奉太政官庶務課に進達せしむ。宮内省、供奉章を縣令に下附す。

縣御用掛増員

是日更に御巡幸御用掛を増員し、八等屬西村元長・等外二等出仕小山政敬・同野村曠に土木を、等外二等出仕鈴木精一・同柿元一兵に庶務を擔當せしむ。同二十二日また八等屬吉田爲誠・等外一等出仕渡邊賢・同飯田冕造・等外四等出仕花輪治康を同御用掛に任し驛遞の事に當らしむ。又前日廿羽栗郡笠松村田中喜兵衛・杉山逸作・久納貞助・高木久治郎・丹下嘉七・同郡田代村赤塚治太郎・赤塚武一郎に御用扱方を命せり。

勅使差遣通知

是より先<sup>十九日</sup>縣に於ては、美濃路御通輦治定の牒報に接すると共に、特使を南宮神社に派し「御巡幸御道筋御變更相成、來る二十二日柏原驛より大垣へ御着輦之筈被仰出候付ては、御參拜相成候哉も難計候に付、兼て御用意可有之候、此段申入候也」と通達せり。

南宮神社

社務所に於ては翌日早朝、宮司國井清廉出仕し直ちに準備に着手す。是日供奉式部寮より縣に對し、南宮神社へ勅使差遣の電報ありたれば、その旨を直ちに社務所に報す。乃ち社にては主典清水保實を高宮行在所に遣し、諸準備の打合せを爲さしむ。保實旨を受けて即日夜半歸社す。

抑々不破郡宮代村鎮坐國幣中社南宮神社は、金山彦命を祭り、當國一ノ宮なり。初め神武天皇東征に際し、此の神奇端を顯はしたまひければ、社殿を今の府中村に興して祀りたるを、崇神天皇の朝に至り、現地に遷宮し奉ると傳ふ。仁明天皇承和三年十一月四日、從五位下を奉られ、名神に預りたまひしより、清和天皇の貞觀元年正月廿四日正三位、同六年五月二十二日從二位、同十五年四月五日正二位に陞り給ふ。かくて延嘉式<sup>神名</sup>には、仲山金山彦神社<sup>大神</sup>と見えたり。朱雀天皇の朝天慶の亂起るや、叡山の阿闍梨明達、勅を奉じて當社法體殿<sup>南宮神社</sup>に參籠し、調伏四天王法を修するこゝと三七日、神威いやちこにして、滿願の時賊主將門誅に伏す。依つて亂後勳一等を奉授せらる。尋いで後冷泉天皇の康平年中、奥州亂に際し、鎮壓祈禱あり、神驗顯るゝを以て正一位を捧げ奉るといふ。かくて美濃國神名帳には正一位勳一等仲山金山彦大明神と申し、當國一宮なり。又龜山後宇

南宮臨時祭

多兩朝文永弘安の間、元兵入寇せしとき、亦敵國降伏の勅禱あり。國人鐘を法體殿に懸けて、天子玉體安穩將軍御願成就を禱ることあり。古來夷賊防禦の武神として、國家民人の崇敬篤し。中古禁中豐明節會には、當社神木白玉椿を用ふる例とぞ、新拾遺行家の歌に「美濃山の白玉椿いづよりか豊の明に逢ひはしめけん」などあり。今も社殿の右側に在りて、名木白玉椿と共にその妍を競ふ。當時神領も多かりけん、後に皇室御領となりしを、室町末期戰國時代に武士の掠むるところとなり、近世僅に四百餘石を有せり。社殿は慶長庚子の亂に兵燹にかゝりけるを、徳川家光、寛永十九年美濃代官岡田將監善政に命じて造營せしめたるものなり。王政維新の後、神佛判然の令に依り、法體殿竝に五重塔を朝倉山に移し、社僧を廢せり。次いで天下諸神の班位を新制するや、明治四年五月十四日國幣中社に列せられ、同年十一月十七日大嘗祭行はるゝにつき、笠松縣より奉幣使參向す。この時縣小參事國井清廉、宮司に任せられて祭事に與かる。これより數人交替し當時<sup>十年十二月以來</sup>清廉再び宮司たり。

二十一日、明日勅使南宮神社參向神饌獻備に付、縣より七等屬櫛田道古に旨を授け該社へ出張せしむ。社に於ては今朝宮司以下社人皆齋戒し、神前裝飾を始め諸事例祭のとき如し。特に庭上左右に梶舍<sup>長二間</sup>を建て、淨砂を盛る。午前十時先發官林内務少輔外數人參拜あり、勅使殿等を檢分す。尋いで縣は式部寮より左の達を得たれば、即刻寫を南宮社務所に致し式に依りて具備せしむ。<sup>夜半南宮署</sup>

來二十一日國幣中社南宮神社へ 勅使トシテ三等掌典岩倉具綱被差遣候ニ付

幣帛料 金拾貳圓

神饌料 金四圓

右御奉納相成候條便宜ニ付正午十二時迄ニ例祭通リ供饌致置候様神官へ御達可有之此段及御達候也

明治十一年十月十九日

供奉式部寮

岐阜縣御中

勅使參向

追テ次第書二通祝詞案一通等御回シ申候條次第書一通祝詞案等ハ神官へ御渡可有且擔當ノ屬官一人竝ニ案内者等垂井驛へ正午十二時迄ニ御差向ケ可有之此段申添候也

二十二日晴天、今朝車駕滋賀縣高宮行在所を發したまふ。午前十一時勅使岩倉具綱、掌典補以下隨員と共に先行して垂井驛に着し、休憩少時、やがて式に依つて列次を立て警部護衛、柿田道古を先導として南宮神社に參向せらる。神職一同樓門外の石橋際に出迎へ、宮司國井清廉先導して内庭に進み勅使殿に入る。時正に午後零時半なり。

是日早朝社人廣前を裝飾し、午前十一時樓門外に於いて祓式を行ひ、先づ神饌を獻備すること式に依る。

神饌獻備

開扉 宮司國井清廉奉仕

此間伶人奏樂 樂人拜殿南の方に列坐 不破光寧・清水安二郎・大庭通敏奉仕

神饌供進 宮司・禰宜島保道・主典清水保實・同池田實 同平松盛明・大領神社奉仕宇都宮秀尙奉仕

御食 和稻一臺 荒稻一臺 御酒 二瓶 鏡餅 一重

海魚 鯛一臺 川魚 鯉一臺 鳥鷺 一臺

海菜 くりし昆布 海菜 松茸 大根 菓 柿 蜜柑一臺

海水 いかた一臺 野菜 蓮根一臺

此間奏樂

次に宮司參進二拜、祝詞を奏す

挂卷母 恐伎

南宮神社乃 大前爾 宮司國井清廉 恐美 白左 今度三等掌典從四位岩倉具綱 御使止 爲互齋奉眞

給賀故爾 御食御酒魚菜種々乃 物乎 備奉 且 仕奉 眞志米給布事 平 聞召 止 恐美 恐美 白須

畢つて宮司二拜退下す

次に奉幣の式、宮司先行勅使參進して手洗の儀あり、南方帷舎に着く。神職一同北方帷舎に着き地方官帷舎側に候す。次に掌典補幣帛を捧げ持ち、宮司と共に拜殿に進み、八足案上に置く。次に

勅使奉幣

宮司之を受けて内陣に進み、神前に奉獻す。八足 案上次に掌典補幄舎に就き、祭文を執りて使に付す。次に勅使階下鈞殿中央に參進宮司 同候、二拜祭文を奏す。

天皇乃大命爾坐世 挂卷母恐伎南宮神社乃大前爾三等掌典從四位岩倉具綱乎使止爲且白給波久白左  
食國止所知食須大八洲國乃此國々乎大御親巡幸志見行志給止爲且此所爾至其給布故爾大前爾  
御幣帛奉其志給布

天皇乃大命乎開食止恐美恐美白須

明治十一年十月二十二日

勅使二拜、祭文を宮司に付す。宮司内陣に納め畢つて階を下り、返祝詞を申す。使之に應ず。次に勅使退出

次に幣帛神饌撤下(此間奏樂)

閉 扉(此間奏樂) 次いで宮司以下各員退出

勅使退出して幄舎に就き、次いで勅使殿に於て暫時休憩の後歸向す。神職一同樓門外石橋の砌に奉送すること奉迎のときと同じ。

### 第五章 關ヶ原御小休

御小休所指定

宗徳寺

車駕奉迎

曩に御道筋改定の通達あるや、即日縣官御駐蹕所準備の爲め、關ヶ原驛に出張し、第四大區十一小區副區長三輪治郎右衛門・關ヶ原村戸長古山兵十郎等と共に、宗徳寺を按檢して御小休所に指定し、便殿を始め、供奉諸員の控室を準備せしめ、又御厩課休所を設け、儀仗騎兵休所を伊藤義平方に、巡查休所を岡野重右衛門竝に川瀬莊平方に定む。御用水は嚴重なる検査をなし、圓龍寺の井戸より調ふること爲せり。依つて同驛古山兵十郎・佐藤徳兵衛・川崎彌六・山口甚右衛門・高井藤一郎に臨時御用取扱を命じ、掛官と共に諸準備を擔當せしむ。

御小休所宗徳寺は眞宗大谷派に屬し、前に文久年間和宮江戸御降嫁の節、御用を奉じたることあり。略々驛の中央に當り、中仙道の北側に沿ふ。門左右を入りて正面に本堂、右に庫裡、その中間に玄關あり。又その後方に客室離座あり、庫裡と、廊下に依りて通ず。便殿はこの客室の西面せる上段ノ間一間床とし、次ノ間二室八疊を供奉大臣參議竝に高等官室に充て、尙庫裡の一部をその他の供奉員室に用ふること爲せり。

二十二日午前八時天皇高宮御發輦、やがて柏原所在所南部破竹方着御、午饌を召させたまふ。午後一時五分同所御發輦につき、本縣縣令小崎利準、滋賀縣縣令籠手田安定と代り警衛供奉し、三等警部川俣正名・六等警部村井高正御先導をなし奉る。今須に御小憩なきを以て此處にて交代せり輦路は警部、巡查を指揮して警固護衛す。鹵簿の列次左の如し。

鹵簿列次

警部馬	騎兵	同	御旗	騎兵	近衛士官馬
警部馬	騎兵	同			近衛士官馬

同馬	上	侍從馬	同馬	侍補馬	侍補馬
同馬	御馬車	侍從馬	同馬	侍補馬	侍醫馬

宮内大輔馬	宮内書記官馬	大臣	大警視馬
	岐阜縣令馬	參議	陸軍少輔馬

太政官書記官馬	騎兵士官	騎兵	同
内務書記官馬		騎兵	同

關ヶ原着御

かくて國境寢物語より車返坂を過ぎさせ、今須村<sup>戸長飯沼</sup> 山中村<sup>戸長佐竹兵助・副戸長藤野甚左衛門</sup> 藤下村<sup>戸長高木林兵衛副戸長岩田吉彌</sup> 松尾村<sup>戸長水野豊七等奉迎</sup> を經て、午後二時關ヶ原驛に着御あらせ給ふ。縣官・區長・戸長・玉村戸長岩田新藏を始め、御用取扱方一同門前に整列奉迎す。沿道の老幼、絶えて久しき御巡幸を仰ぎ喜び合ひつゝ、軒頭に國旗を掲げ路傍に堵列して玉車を迎へ奉る。アラビヤ産の高く逞しき二頭立御馬車嚴めし。

便殿鋪設

當日葦路は掃き清められて一塵を留めず。宗徳寺門前には兩側に清砂を盛り、右側に式の如く「御小休」の勝を立て、門内兩側に幔幕を張り、正面玄關より便殿に至る廊下には白布を敷く。上段ノ間に二疊臺を置き、正面床間に菊花を生け、孔雀の畫幅<sup>筆者不詳</sup> を巻きて右に置き、東側次ノ間に金屏風を廻らせり。次ノ間には葉鶏頭の鮮かなるを生く。着御に先ち宮内省差廻の調度もて便殿の鋪設をなす。即ち玄關には菊花御紋章ある紫縮緬の幕を張り、揚巻もてしぼり、廊下を入りて便殿二疊臺の上には美しき毛氈を敷き、テーブル・御椅子を置かれたり。

御小休

車駕門を入りて玄關に駐るや、陛下は御軍服<sup>墨衣白袴</sup> 嚴めしく、左手に御劍を撃げ、龍顔いとも麗はしく出で立たせたまひ玉歩緩かに便殿に進ませられ、西面、金屏を背にして御椅子にかゝり給ふ。侍從劍璽を捧じて進み、御側の案上に奉安す。供奉内膳課より御茶菓を奉る。御膳水は圓龍寺の井水なり。

關ヶ原戰圖

この時岩倉右大臣御次ノ間に候し、驛の古老なる舊本陣古山兵十郎を召して關ヶ原合戰東西諸將の陣址等につきて問ふところあり。兵十郎所藏せる古戰圖を展べて説明すること詳細なり。依つて右大臣より陛下に合戰の御物語あり。御輿を催したまひ、圖面を暫し御手許に留めさせたまふ。

御發駕

やがて御發駕の號令古關に響けば、供奉の諸員儀仗の將卒一齊にその位列に着く。警蹕嚴かに諸員敬禮の間、陛下玄關より御馬車に召させたまふ。時に午後二時半なり。この時宮内省より御小休



所當寺へ金拾五圓、御厩課休所同寺へ金貳圓、騎兵休所伊藤義平へ金貳圓、巡查休所岡野重右衛門へ金參圓、同川瀬莊平へ金參圓、御膳水御用圓龍寺へ金五拾錢、御小休所敷物等取設共同者へ金五圓を下し賜ふ。

聖蹟現狀

御小休所宗徳寺は不破郡關原村大字關ヶ原二千八十二番地ノ一に現存し、便殿は御殿と稱し今は上段ノ間を低くし次ノ間と同じ高さにして保存せり。玉座の間は二疊臺を置き平時出入を禁じ御小休札と共に當日の光榮を記念す。又現に御下賜金の包紙紙を保存せり。圓龍寺亦同じ。

### 第六章 垂井御小休

關ヶ原懷古

當日秋晴、暖氣春の如し。近郷より御盛儀に會ひ奉らんものと集ひ合へる拜觀者驛路に滿つ。かくて奉迎者堵列敬禮の間を、鹵簿肅々東に進ませたまふ。驛を出づれば關ヶ原古戰場窓外に展開す松尾山は後ろに高く、右に毛利勢の陣地南宮山、左に西軍の本營たりし笹尾山あり。徳川家康の陣所と聞えたる桃配山は右の路傍に近し。陛下古戦圖を展べて地形に照し、東西兩軍の形勢、勝敗の續を研究したまふとかや承りし。かくて此の圖面は大垣行在所にて、北條待従もて杉本直衛に影寫のこと御沙汰あり。二十四日出來呈上せしにより原圖は縣官へ下げ渡されたり。

垂井着御

やがて野上村戸長早野芳三郎奉迎をも過ぎ、垂井驛に入りたまふ。沿道には老幼群集路を狹んで整列奉迎す。

御小休所

龍顔いと麗はしく御小休所本龍寺に着御あらせたまふ。時に午後三時三十分なり。縣掛官並に當村戸長・御用掛・第四大區十小區内各村戸長・副戸長・學童等門前に奉迎せり。

御小休所本龍寺は中仙道垂井驛の中程に在り。眞宗大谷派に屬せり。是より先廿日縣大書記官、屬官を従へて出張し、戸長細井金四郎・御用掛奥山文三・樋口十郎二と共に檢分し、御小休所と指定せり。依つて係縣官一名出張し、御用掛五名と共に晝夜準備を急げり。

便殿鋪設

住職土山源宗記録するところに據れば、處々の修繕向も臨時の事とて全備せず、假りに門内に御馬車繫を拵へ、便殿は玄關を入り右に折れて庫裡より離れ建てられたる座敷西の間にて、庭園・南面せる上段ノ間八を充つ。庭前には同寺門徒等が伊吹村より松一株松茸十數本生えたるを土つきの儘にて移し植ゑたり。次を花ノ間八と云ひ侍従室とし、茶ノ間は侍補室、竹ノ間を供奉大臣參議等勅任官室とし、虎ノ間を供奉各廳奏任官室とし、庫裡廣間を内膳課供奉判任官室、本堂を近衛士官室、庫裡納戸を臨時御茶ノ間となせり。正門樓に菊御紋章紫幕を張り、式臺に新菴を敷きて御靴拭とし、廊下には便殿まで白布を布く。玉座は總べて御持越の調度もて、御着葦に先だち鋪設せられたり。御休憩中茶菓を奉ること式の如し。御膳水は古井莊之助方井水を用ふ。御茶道具は府中村中井啓次郎方の銀瓶その他を用ひ、藤井良平・古井定太郎御茶方として奉仕せり。

午後三時五十分御發轍、鹵簿前に同じ。區長・戸長を初め小學兒童等發路左側に、一般拜觀人は右

御發轍

聖蹟現狀

側に堵列して奉送す。商家何れも軒頭に日章旗を掲げて祝意を表せり。御發駕の際官内省より當寺へ御手當金貳拾五圓御小休所、竝に金貳圓御殿課、騎兵休所北村卯吉方へ金貳圓、巡查休所古井莊之助へ金參圓、同安村増右衛門へ金參圓、御膳水井戸主古井莊之助へ金五拾錢下賜せらる。

御小休本龍寺は不破郡垂井町千二百三十四番地に在り。玉座の間は當時上段なりしを後床板を下げて次ノ間と同じ高さにし、又天井壁等を修復し、今も二疊臺を置き平時猥りに出入を禁じ、當時の儘保存せり。當寺十五世住職土山源宗この光榮を誌して「今上天皇御休養履歷書明治十一年戊寅十月廿二日」を作り、御小休立札、御下賜金包紙、各室割札侍從・侍補・供奉大臣參議・勅任官各廳委任官・判任官・内膳課及び御巡幸一覽表と名づくる銅版畫等と共に所藏せり。

### 第七章 長松御小休

長松進御

垂井驛より東に、相川を渡れば美濃路は右へ中仙道より岐れ、青野ヶ原を東南に進む。やがて綾戸村を過ぐれば、是より田疇平遠、稻穎方に黄熟して秋豊穰々たり。鹵簿肅々進むところ、玉車高く夕陽に映射して麗はしく、皇旗翻翻ゆるく和風になびきて鮮かなり。

長松御小休所

是より前十月廿日縣は長松村佐久間佳又・山田光也・柳瀬誠兵衛・柳瀬謙次郎・廣瀬榮治に御巡幸御用取扱方を命じ、縣の御用掛と協議して諸準備を爲さしむ。即ち吉田贊三方を御小休所とし、御厩課休

所を隣家當村事務所に騎兵休所を山川利三郎方に、巡查休所を佐久間佳又・都築是宇彌方に定め、御膳水は戸田氏寛方の井戸水を用ふることゝす。贊三方座敷は住家と離れて建てらる。即ち門を入れば正面に中門あり、その右側に玄關六あり、廣間十次ノ間十二に通す。之に隣りて八疊二室及び次ノ間八上段ノ間八の四室あり、上段ノ間は南北兩面に各入側を備ふ。前栽は中門と扉とにて一廊をなし老樹花卉の趣乏しからず。當日便殿は上段ノ間を以て之に充て、二疊臺を新にす。之に隣れる八疊二室を大臣參議の間に、廣間その他を供奉諸員の休息所に充つ。門前に御小休所の札を立つること式の如く、之より門内兩側に幕を張り、中門を入りて直に便殿に入御相成るやう新に御杵臺を設く。着御に先ち、供奉調度課員、御紋章入紫幕を門に張り、便殿に緋毛氈を敷きつめ、二疊臺の上に南面して御椅子、その前と左とに大小の卓子を据ゑ、左側小卓子の上に呼鈴を置く。床ノ間に生花あり。その右に違棚あり。

御小休

午後四時三十分車駕長松御小休所に着御、諸員敬禮の間に、侍從御劍袋を捧じ、次に御壘袋紐を捧じて先行、次に天皇御佩力を握り、御機嫌麗しく便殿に進ませたまふ。侍從劍壘を違棚の上に奉安し、陛下御椅子に着かせたまふ。御茶菓を奉ること式の如し。

御發轅

御休憩少時、やがて御發轅大垣行在所に向はせたまふ。奉送者堵列敬禮、肅然たる鹵簿を拜して泰平の盛典を喜び合へり。かくて吉田贊三へ金貳拾圓、事務所へ金貳圓、山川利三郎へ金貳圓、佐

久間佳又竝に都築是宇彌へ各金參圓、戸田氏寛へ金五拾錢を下し賜ふ。

御小休所吉田賛三宅は不破郡荒崎村大字長松七百二番地に在り。同村の舊家にして、徳川時代諸侯參勤交代の節、當家を以て休息所に充てたることあり。文久三年春將軍家茂上洛の際亦休息せり。今回御小休所に御使用ありたる家屋は明治二十四年の震災に罹りて倒壊せり。依つて別に住家を改築し、御座所に當れる處に、行在所遺蹟碑を建て、賛三自ら銘記して光榮を子孫に傳ふ。

行在所遺蹟

明治十一年十月二十二日

天皇自西京還幸車駕入岐阜縣途次賛三家行爲行在所洵可謂千載之榮也後二十四年十月濃尾地大震家亦罹災而壞矣改築經營不得不改舊域而其遺蹟適屬庭園因建碑記之以示子孫云

明治四十三年十二月十二日允許

吉田 賛 三記

### 第八章 大垣行在所

縣は曩に十九日夜御用掛小川高好を安八郡大垣町に遣し、副區長鈴木徹と謀りて御駐蹕準備をなさしむ。尋いで翌日未明御用掛上田恭徳を派し行在所を竹島町舊本陣飯沼武右衛門宅に、非常御立退所をその

東北方約十町許なる傳馬町眞宗開闢寺現今大垣市大谷派別院に選定し、又供奉官員の宿所をも定む。次いで臨時御用取扱方十五人を命じ分擔事に當らしむ。即ち諸式用達奥田盛八・野田喜兵衛・行在所掛河村長四郎・川瀬榮之助・調度掛辻利右衛門・高田長五郎・高田紋八・吉田源兵衛・今津一兵衛・宿割掛國枝靜也・服部傳吉・飯沼武作・横幕忠雄・厩掛高橋奎二・小幡守登なり。

前日二十午後三時林内務少輔先着し行在所竝に御立退所を檢分す。飯沼武右衛門方は舊本陣なり門を入り中庭正面の式臺を上げば玄關廿一に續きて、十二疊、九疊の通廊あり。その左側に六疊供進所六疊御巡幸御用委任官・無委任官宮内奏任官・式部奏任官八疊大臣參議宮内大輔大の三室、右側に十疊内廷十六疊半三分して近衛土官・侍醫・侍從・侍補上段八疊の三室あり。この上段ノ間を便殿に充つ、床違棚あり、一方五疊の廊下に面し附書院明障子あり庭園に向ふ。又門内右方に六疊、八疊御巡幸御用掛判任官・宮内屬式部屬及び六疊二間内匠課・御殿課及び守衛兵あり、諸雜用間之に附屬せり。而して當日便殿その他各室裝飾につきてはその記録を缺く。但し御着輦に先ち御持越品にて御門玄關等を飾ること式の如し。

鳳車午後四時五十分長松御發、同五時や、過ぎ大垣町御着、市民堵列奉迎の間、龍顔いと麗はしく船町・俵町を通御、南大手より右に折れ竹島町行在所に着御したまふ。副區長鈴木徹・五島庄兵衛・藤江半之丞・河合榮之助・大橋茂十郎、戸長水谷十太夫・石原尙秀・早野清九郎・山村蕃藏、副戸長松岡半助・奥田弘右衛門等及び御用取扱方一同門前に整列奉迎す。市内商家皆國旗軒燈を掲げて敬意を表

祭糶料下賜

せり。本夕管下人民十餘名の獻詠詩歌を供奉宮内省庶務課へ進達し、乙夜の覽に供し奉る。  
十月二十三日陰。今朝故小原忠寛が維新の功勞を追賞し給ひ、その子小原迪大垣居住を行在所に召し祭糶料一封を下し賜ふ。

岐阜縣士族 小原 迪

其方父故是水維新ノ際奉職勤勞不少ニ付爲祭糶料金貳拾五圓下賜候事

明治十一年十月二十三日

岩倉右大臣

小原忠寛

小原是水は舊大垣藩の老職にして通稱二兵衛名は忠寛是水又鐵心と號す。天保十三年家を嗣ぎて藩事に當り會計を管す。後學政を振興し、弘化嘉永の間外交の事をこるや、支家戸田伊豆守浦賀奉行を援けて變に備へ、或は藩の財政を釐革して經濟の實績を擧ぐ。文久二年夏病を以て職を辭し、加越京阪の間を遊歴し、大いに心身を養ひ、且天下の諸名士と交を訂す。依つて此の行他日輔藩勤王の義を成すの因たりしといふ。尋いで職に復し是より國家益々多事に際し、力を財用武備に注ぐ。元治元年七月長州藩士闕を犯すや、忠寛藩兵を指揮して之を退く。慶應三年冬大政復古し朝廷博く人材を徵し、國事に參せしめ給ふ、所謂徵士なり。忠寛選ばれて上京し、翌明治元年正月三日參與に任せらる。會々伏見の事起り、大垣藩徳川氏の先鋒をなす。忠寛之を憂ひ、即ち請ひて歸垣し、藩主戸田氏共を説きて反正歸順せしむ。是月十七日會計官判事を兼ね從五位下に叙せらる。五月十二

日江戸府判事兼任の命あり、病を以て任を果し難きに依り上表職を辭せんことを請ひて允さる、恩賚厚し。明年夏朝廷、大垣藩兵東征の功を嘉し賞典祿三萬石を賜ふ。藩主乃ち千五百石を頒ちて忠寛に賜ひ、その功に酬ゆ。版籍奉還の後大垣藩大參事となり、同四年正月越前本保縣知事に任命せられたれど、未だ赴かずして免せられ、大垣藩出仕に補せらる。翌年四月十五日病を以て卒す。享年五十六、城南全昌寺に葬る。忠寛三女あり、甥を養うて嗣とし長女に配す、迪これなり。後同二十三年五月特に勅して忠寛に正五位を贈りその中興の奮動を賞し給ふ。同二十三年五月特に迪を華族に列し男爵を授けたまひ、その遺功を褒せらる。

大垣御發轅

供奉員宿舎等

是日午前七時大垣行在所御發轅、縣令供奉、警部御先導、鹵簿輦路護衛等前日の如し。飯沼武右衛門へ御手當金五拾圓、開闢寺へ金壹圓貳拾五錢御用物置場細野隆太郎へ金壹圓五拾錢を下し給ふ。昨夜供奉奏任官四十六名・判任官一百名・等外雇從者二百九十名・小者車夫一百七十八名合計七百十四名の宿舎等左の如し。外に鐵道局長二名・新聞記者寫眞師等七名隨行せり。又馬匹五十六頭の厩を裁判所前に新造し、小學校を鞍置場となせり。

符號	勅 奏 任		判 任		等 外	小 車 者 合 人	町 名	宿 主 姓 名
	官 名	人 名	官 名	人 名				
第一號	右大臣	岩倉具視	大浦少警部		從者五	小者六 馬丁一	十四新町	吉岡松次郎
第三號一	參議 大藏書記官	大隈重信 佐伯惟馨	金子大藏屬・南大藏屬 同御用掛小泉・高木・ 橋石權少警部		同二		九竹島町	奥田茂八





第卅四號	陸軍少尉 同中尉	高山善一 高山善一	從者一	馬丁二	五同	高木留吉
合計		四六	一〇〇	三九〇	一七八	七四
號外	鐵道局長					二竹島町
同	新聞記者 寫眞師			二五	七	大橋榮吉
通計		四六	一〇〇	三九七	一七八	七三

聖蹟現狀

大垣行在所飯沼武右衛門宅は今大垣市竹島町二百二十九番地ノ三に在り。家屋の所有者代りたれど當日便殿に御使用なりし上段ノ間は、近時までその四周に七五三繩を張り襖を締め漫りに出入することを憚り、内に明治天皇尊影を奉安し酒饌を供へなごして保存に努め居たりしも、今や次第に荒敗に委せられんとす。されば近時市の有志間に之が保存法を講じつゝある者あれど、未だその具體的方法を決するに至らず。

第九章 林村御召替

林村御召替所

鳳車竹島町を東へ、本町筋を北へ進み、開闢寺前にて岐阜町へ折れ、林村戸長尾崎政之助副戸長立川喜右二に入る。この間約十二町程なり。道路これより狭きを以て同村岡田源兵衛方を假營として御板輿に召替させたまふ。午前七時依つて金五圓を源兵衛に下し賜ふ。岡田源兵衛方は代々合羽商を營み、當時この邊に

て構もや、廣き家なり。今大垣市大字林本郷七番八番の一に屬し現に昔ながらの業を營む。家屋は明治二十四年の大震に會ひたれば、その後改造したれど、尙入口の鴨居及び桁は特にそのまゝの舊材を用ゐてこの榮譽を記念せり。

第十章 呂久御小休

呂久川渡御

天皇林村より御板輿に召させ御進發あらせたまふ。劍璽は御唐櫃にて御先行、富小路敬直等守衛し奉る。樂田村戸長箕浦莊吉副戸長小林源十郎を過ぎ呂久川に到る。第五大區十五小區副區長小倉喜兵衛大島村戸長臨時御用扱と共に奉迎し前日竣工せる假船橋のことにつきて何くれと心を用ふ。事無く渡御したまふ。第六大區二十小區副區長辻高古橋村人區内各村戸長村民と共に奉迎す。かくて午前八時二十分呂久村馬淵次郎右衛門方に着御あらせたまふ。同村戸長馬淵玄之助、副戸長馬淵數右衛門、御用取扱方北村哲三・馬淵六三郎・馬淵研三・横山恭平・馬淵辰次郎等奉迎して御用をうけたまはる。

呂久御小休所

當日御小休所便殿は離座敷に設け、本宅を供奉大臣・奏任官の休憩所に充つ。玉座は座敷八疊ノ間を用ひ、次ノ間六疊を侍従の室とす。便殿の床には狩野晴川院法印筆山水の對幅を置き、黃白大輪の菊花を磁瓶京南に生け、又違棚には丸形香爐京南と寒牡丹を挿したる小花瓶を置く。侍従の間一方には六曲屏風飲中八仙の圖を展べ、次の四疊間に通するやうなせり。御着輩に先ち供奉式部寮の御調度も

て玉座を鋪設す。

聖上中門にて御輿を捨てさせ、玉歩ゆるやかに便殿に入御、御小憩あらせたまふ。御茶菓を上ること式の如し。やがて御發輩あらせらる。この時金貳拾圓を馬淵次郎右衛門へ、金貳圓五拾錢づ、御厩課休所馬淵權右衛門及び騎兵休所横山次郎兵衛へ、金參圓五拾錢づ、巡查休所馬淵玄之助・馬淵定助へ下し賜ふ。

御小休所馬淵次郎右衛門方は舊大野郡呂久村に在り。慶長年中以來幕府の公狀を帶して呂久川渡船のことを管したる舊家なり。今本巢郡鷺田村大字呂久に屬す。明治二十四年の震災に遇ひ、便殿たりし座敷及び住家共に倒壊したれば今改築して當時の建物を存せず。御座所の邊は庭園の一部となれり。今同家に御小休札と御下賜金包紙を保存せり。

### 第十一章 河渡御小休

河渡御着叢

午前八時三十五分呂久御小休所御發、再び御馬車に召させ給ひ、中仙道を東に本巢郡美江寺驛取扱方小森治三郎・大澤定五郎・松井新治郎・馬淵久平・毛利庄吉用、本田村を過ぎ、午前十時五分方縣郡河渡驛に着御、村木忠一方に御小憩あらせたまふ。同村戸長村木忠一・白木門一・一日市場村戸長國江幸人、御用取扱方曾我屋村曾我部仲衛・曾我部俊治・川部村福島清一・寺田村小村市平・今嶺村戸崎惣十郎等門前に整列奉迎す。

御小休所

當日便殿は座敷を以て充て奉る。門を入りて玄關六次ノ間八に續きたる上段八疊ノ間に玉座を設く。この間は東と北の二方庭園に面せり。入御に先ち供奉係官先着し、玉座玄關等を裝飾すること例の如し。御途中秋雨至りて冷氣頓に加はるを以て、御小休の際急に御火鉢を差し上げたり。御茶菓式の如し。御膳水は水谷徳八方の井水を用ふ。

御發叢

同十時二十五分御板輿に召したまひて、鏡島に向はせ給ふ。この時金貳拾圓を村木忠一方へ、金貳圓五拾錢づ、御厩課休所水谷房治・騎兵休所水谷源造方へ、金參圓五拾錢づ、巡查休所水谷徳八・後藤市平方へ、金五拾錢を御膳水井戸主水谷徳八方へ下し賜ふ。

聖蹟現狀

河渡御小休所村木忠一宅は今本巢郡合渡村大字河渡千四百八十六番地に在り。當日便殿に供したる座敷は舊本陣水谷善兵衛方の座敷を移したるものなり。明治二十四年の地震にかゝりて倒壊したれば、その後家屋を改築したるにより舊態を存せず。その址今庭園の一部に當る。而してその當時の記念物として、御使用に供したる鐘形金網蓋付火鉢本家村木忠衛方所持、御小休札及び御下賜金の包紙等を保存せり。

### 第十二章 鏡島御召替

長良川渡御

河渡驛の東に接して河渡川あり、この度急に船橋を架して御通輿を待ち奉る。川に臨めば對岸鏡



鏡島御召替

島江崎の樹木參差して遠く下流に連り、近く金華の翠巒を望みて風光賞すべし。河水は前夜の雨に少しく嵩みたれば、急設架橋もや、不安にて、縣令始め係官一同恐懼に堪へず、水夫を督し船を艤して御警戒申し上げ、幸に事無くて厚見郡鏡島村着御、上松承翁方にて御馬車に召替へ給ひ、直ちに御發轅遊ばさる。此の時承翁に御紋章入木杯一個竝に金五圓を下し賜ふ。

御召替所用意

上松承翁宅は稻葉郡鏡島村大字鏡島三番地ノ一に在り。河渡川渡場の東岸堤防外側に當り舊厚見郡の内に屬す。初め呂久御小休所より河渡川を渡御あそばされて當家別宅國道南側に着御御休息あらせらるゝことに内定せり。依つて急に京都有職家に就きて何くれと御調度品をさゝのへ敬意を捧げんことに努む。さて當日までに別邸便殿を鋪設すること、門を入り右に中門、これより座敷八疊間縁先まで棧道こゝや、低きを以て板橋を作るを架し、室内に赤絨氈を布き、金屏風を立て、次の御座ノ間八疊には青模様白地天鷲絨氈を中央に敷き、卓子を置き水色雲鶴模様の卓子掛をかけ、御手焙御煙草盆を置く。床には土佐光起筆歌人赤人の畫幅をかけ、古銅瓶に大輪の菊花を生け、又附屬の次ノ間まで夫々飾りつけて一たすら御入御を待ち奉る。かゝりし程に俄に雨天となりたる爲、長良川御渡御の御都合もやあらせられけむ、急に御模様替となる。依つて供奉係官先着し當家本宅軒先に紫幕を張り表ノ間十二疊半、床に狩野常信筆富士山圖を掛け花瓶を置くに玉座を設く。やがて御輿にて着御、御座敷に入り給ひ、御椅子に御手を添へ、床ノ間狩野常信筆富士山圖を掛け花瓶を置くを一瞥したまひて、直ちに御馬車に召し替へさせ御

進發あらせたまひしとぞ。

### 第十三章 加納御小休

加納着御

午前十一時過鹵簿肅々として加納驛に着かせたまひ、多數奉迎者堵列敬禮の間を龍顏麗はしく御小休所宮田吉三郎方に入御し給ふ。當家は同町の素封家にして舊時加納藩主より殊遇を受けたり。殊に祖父東策は字を維禎號を嘯臺と云ひ、文化文政の際詩名を以て聞え、藩主永井家の知遇を得たり。されば當驛には舊本陣もありたれど特に同家を以て御小休所に指定せられたるものなりといふ。戸長宮部玉三郎・御用取扱方村瀨定次郎等直ちに其の準備を急ぐ。

厚見郡加納町 戸 長

明二十三日 御通輩之際其町宮田吉三郎へ御小休可被遊旨仰出候條追而出張之上  
夫々可及指揮候得共其手當方至急本人へ可告知此旨相達候事

明治十一年十一月二十二日

岐阜縣御巡幸御用掛團

當家座敷の結構、街路に面せる門を入れれば正面に玄關十二疊半あり、右に十疊間、次ノ間十一疊に接して上段ノ間に通ず。上段ノ間は九疊にて一間の床あり。之に對して二疊の入側あり、更に北側に六疊の入側あり、床ノ間との間に書院明障あり中庭に面す。同家記録に云「十月二十二日の日にお

御小休所

もほえず大垣行在所より下し文有て、明日は我が家を行在所と定め給へるによりその心しらべなすべし、と仰事有けりとの事にしあなれば心しらは如何にしてかもよけむと覺束なくは思ふものから、我が里を過ぐせ給ふをさへこよなうれしと思ひしものを、かしこくも我が家を行在所に仕まつる事にさへなりけるは、我が家は更なり加納の里の榮なりとこみに畏り申の文奉りぬ。さるからに此の夜に入て判任の官二人我が家に來まして、御小休と墨黒々に記したる御札又大臣を始め官々の名を記せる札を下し給ひ、又大みましの間を始め官々の入ませむ間毎々々々を見夫々しらのせむやうを示して歸り給ひぬ。

二十三日の日には朝ごくより、御ましの間を始め毎の御傍物御調度などを物す。大御座所には明り床に青磁の瓶を置き白菊の花をさす。次の間には加納藩の舊知事永井尙服君より賜へる守信の筆なる費長房の畫の軸物をかけ、同じ君より賜へる孔雀牡丹蝶を蒔繪したる硯篋、同じ蒔繪の文臺を置く。此の二品は徳川文恭院の將軍より永井尙佐君に賜へるを、又我が家に賜へるものなり。又古筆の十二月の花鳥の畫の卷物を置く。是は我が家に古くより傳はるものなり。内膳の間は、玄關の間に狩野了菴の筆の人物の畫入屏風をもつて隔をなす。この屏風は盛徳院殿加納藩主奥平信昌より我が遠つ祖に賜へるものなり。此間には盛阿彌作なる眞塗の臺子を置いて、飾付は鐵朝鮮形の風爐に丸切合釜をかけたたり、こは莊兵衛政勝の作なり。又五郎三郎作なる緋銅龜目の水指、利休所持寫の鐵瓶、又抄

便殿御飾付

立・香合・蓋置・炭斗・釜敷・三ツ羽・帛沙なども添へ置て、外に水五升入の新らしき水鉢なども置く。又大臣參議を始め勅任の官の入る座敷、此の間は公甫の筆杜常の詩の軸物をかけ、供奉奏任の官の入る南の間は範古の筆の赤壁の畫の軸物、玄關の間には尙服の君より賜へる永井の家にその名しるき虎馬の畫の三幅對の中の馬の畫を掛け、其他侍從侍補の官の入る上段ノ間の次ノ間、供奉判任官の東の格子六疊ノ間、八疊ノ間などを饒る。又門の右の方には青き竹もて柱とし、同じ竹もて埒を結び芝を植ゑるなどして、御小休の御札を立つ。間毎々々は昨日賜ひし夫々の官の名をしるされたる札を懸けて御出ましを待ちまつる。

天皇御馬車にて出でませり。遠近より拜み奉らむとて朝まだきより參集へる老たるも若きも男も女もその數幾千萬人ならむ。御車の左より右より拜みまつるに、御車の窓は皆明け放ちましたれば各々親しく拜みまつりてよろこぶ聲里をぞよもせり。我は御門の右に待ち迎へ奉るに、天皇は近衛騎兵左右後を守りまつりて、御門の外より御車を降りたまひ、御徒行にて玄關に入らせ給へば、いと親しく龍顏を拜みまつりて尊さいはむ方なし。御供に仕給ふ大臣を始め、官々の人々設の席に入りていこひ給へば、やがて、天皇を始めまつり、御供の人々にも御茶御菓子を奉る。

かくて御小憩の後午前十一時三十五分御發轍、岐阜町に向はせ給ふ。「御立あらむとせし折、思はへず我をめて、今日我が家を行在所に仕へまつるをほめたまひて、黄金貳拾五圓を下し賜ひぬ。

御着 轡

御發 轡

いと畏し。御立の折も同じく御門の左に侍らひて送り奉りぬ。抑、我が天皇は天照大御神の御裔に  
 まして現人神とも遠つ神ともとなへまつり、近き年までは只人とし拜みまつるべき事ども思ひがけ  
 ざりけるに、世のさま變れるまゝに、かしこくも、かく遠き國までも御巡りましていやしき我が身  
 にさへ龍顔を拜みまつる事さへ有るを、ましてや我が賤が家を行在所に仕へ奉るはいともく、尊き  
 うれしき事の限りなり」と。「さればその折のさま、詳に書記し、後の世に傳へばやと行在所の家主宮田吉三郎長みくも  
 白言葉な、そのま、筆取りてするものは、南宮神社宮司兼大講義國井清廉、時は明治十一  
 年十一月なり」

御下賜金

聖蹟現狀

宮田家に今もこの時の御下賜金の包の中に慶長小判一枚を入れ換へて、その由を記して保存し、  
 尙御小休札、供奉員名札等を所藏せり。又この時御厩課休所中尾文四郎、騎兵休所市橋安吉へ金貳  
 圓五拾錢づゝを、巡查休所尾關二平、松波菊太郎へ金參圓五拾錢づゝを下賜せられたり。

御小休所宮田吉三郎方は今稻葉郡加納町大字東加納本町二丁目五十九番地に在り。當日御小休あ  
 らせられたる座敷の建物はその後隈りに常人の出入を禁じ鄭重に保存したれど、町家櫛比の間に  
 在りて永久に保存し難きを憂ひ居たるに、遇、明治二十四年の大震に際し、岐阜市寺町瑞龍寺院  
 寮倒壊したるを以て同寺に奉納し院寮として移建保存せり。又玉座御飾付品は勿論、御下賜金包  
同月二十四日小判一枚を金子と入れ替ふ旨記す 供奉員座敷張札内膳課侍從侍補供奉大臣參議勅任官供奉各廳奏任官供奉判任官 御小休立札を保存し、又國井清  
 廉に囑し行在所記録一卷を編して光榮を記念せり。

### 第十四章 岐阜行在所

別院奉迎準備

曩に縣より厚見郡今泉村眞宗西本願寺別院を以て岐阜行在所に充つべき旨を同寺輪番水原慈音に  
 内達するや、大教正大谷光尊之を榮とし、直に西本願寺執事少教正香川葆晃に命じて奉迎準備に當  
 らしむ。葆光即ち輩路に當る末寺僧侶中へ奉迎心得方を左の如く達示せり。

今般其地御巡幸親シク人民之疾苦稼穡之艱難等御巡視被爲在候ニ付テハ各天恩ノ辱キヲ感戴  
 可致殊ニ本宗ノ儀ハ王法爲本之御教示モ有之候ヘハ猶厚御崇敬之禮相顯候様門徒末々迄懇諭  
 可致此段相達候事

明治十一年七月二十一日

二等執事 香川 葆 晃

依つて院の上下擧つて敬意を失はざらんとし、別院副總組長願誓寺了要、眞桑村乘泉寺淨巖、六  
 條村慶善寺源叡を始め宗内二十一住職出頭し、別院町方勘定講肝煎講中と合議し協力準備に努む。依  
 つて堂宇の修理、玄關前の疊石、川筋石垣の手入等悉く出來せり。

かくて縣は當寺を以て岐阜行在所の指定をなすと共に、聖上御駐蹕の際御旅情を慰め奉らん爲め  
 に古書畫骨董品を陳列して天覽に供せんとし、十月七日片野龍藏に御用取扱方を命ず。龍藏即ち同  
 志岩田彈之丞・高橋精一・石崎專之助・石原彌藤太・戸倉六郎を薦めて同取扱方となし、蒐集に努む。

書畫陳列

第十四章 岐阜行在所

縣の通牒に依りて、各郡より報告し來るもの多し。即ちその中約五十點を選びて廣間<sup>今の對面所</sup>堂北餘間に配列せり。その品目左の如し。及び本

天覽品目

- |        |           |           |        |
|--------|-----------|-----------|--------|
| 第一區 廣間 | 第十五號      | 水晶一輪活     | 古川治右衛門 |
| 床 間    | 第十六號      | 提籠挿花籠     | 片野 龍藏  |
| 同      | 第十七號      | 青銅大瓶      | 戸倉 六郎  |
| 第一號    | 第十八號      | 交趾密花瓶     | 巖田 彈之丞 |
| 第二號    | 第十九號      | 辰砂色花瓶     | 菅 宗三   |
| 第三號    | 第二十號      | 白交趾花瓶     | 石原 彌藤太 |
| 第四號    | 第二十一號     | 白玉鳳凰影一輪活  | 早川理右衛門 |
| 第五號    | 第二十二號     | 飛青磁壺形花瓶   | 早川理右衛門 |
| 第六號    | 第二十三號     | 七寶花瓶      | 石崎 專之助 |
| 第七號    | 第二十四號     | 古銅角形花瓶    | 早川理右衛門 |
| 第八號    | 第二十五號     | 飴色交趾花瓶    | 石原 竹三郎 |
| 第九號    | 第二區 本堂北餘間 |           |        |
| 第十號    | 第一號       | 古銅耳附大瓶    | 脇坂 文助  |
| 第十一號   | 第二號       | 青玉蓮葉水盤    | 長屋 八郎  |
| 第十二號   | 第三號       | 柿色交趾提籠大花瓶 | 鈴木 風越  |
| 第十三號   | 第四號       | 白高麗長花瓶    | 片野 龍藏  |
| 第十四號   | 第五號       | 提籠莫物籠     | 片野 龍藏  |

管内物産陳列

- |           |            |        |      |           |        |
|-----------|------------|--------|------|-----------|--------|
| 第六號       | 天然木花瓶      | 江馬 春琢  | 第二號  | 白高麗水烈紋花瓶  | 高橋 瀨一郎 |
| 第七號       | 水晶小花瓶      | 早川理右衛門 | 第三號  | 青磁耳附花瓶    | 安田 彦八郎 |
| 第八號       | 白玉小花瓶      | 片野 龍藏  | 第四號  | 南京古染附花瓶   | 片野 龍藏  |
| 第九號       | 古銅金象嵌宙     | 石原 彌藤太 | 第五號  | 海鼠色種壺花瓶   | 中村 音次郎 |
| 第十號       | 青玉一輪活      | 石原 彌藤太 | 第六號  | 竹葉物籠      | 江馬 春琢  |
| 第十一號      | 白高麗水烈紋耳管花瓶 | 石原 專之助 | 第七號  | 古銅宙       | 大橋 榮吉  |
| 第十二號      | 翠翠玉一輪活     | 早川理右衛門 | 第八號  | 青玉花瓶      | 戸倉 六郎  |
| 第十三號      | 古銅大瓶       | 早川理右衛門 | 第九號  | 青銅遊環附花瓶   | 郷 亮三   |
| 第十四號      | 青磁壺花瓶      | 近藤 伊三郎 | 第十號  | 白南京水烈紋花瓶  | 片野 龍藏  |
| 第十五號      | 古銅水盤       | 郷 佐太郎  | 第十一號 | 畫高麗壺形花瓶   | 片野 龍藏  |
| 第十六號      | 白交趾小筒花瓶    | 郷 佐太郎  | 第十二號 | 古銅長花瓶     | 井深 大三郎 |
| 第十七號      | 提籠挿花籠      | 片野 龍藏  | 第十三號 | 辰砂色錫象嵌大花瓶 | 片野 龍藏  |
| 第十八號      | 古銅銀嵌小瓶     | 大橋 榮吉  | 第十四號 | 白玉小花瓶     | 石原 彌藤太 |
| 第十九號      | 白玉蓋附小瓶     | 安田 彦八郎 | 第十五號 | 海鼠色壺形大花瓶  | 長屋 庄六  |
| 第二十號      | 海鼠色壺形大花瓶   | 巖田 彈之丞 | 第十六號 | 白高麗提籠花瓶   | 中村 音次郎 |
| 第三區 本堂北餘間 |            |        | 第十七號 | 蕎麥色耳管附大花瓶 | 片野 龍藏  |
| 第一號       | 古銅壺形耳附大花瓶  | 和田 淺之丞 | 第十八號 | 古銅花瓶      | 高橋 瀨一郎 |

又管内著名の物産を天覽に供し奉らん爲め陳列すること左の如し。

第一區 天然物陳列

第十四章 岐阜行在所

岐阜縣御巡幸

奇石 化石 礦石 太湖石類

第二區 製造物陳列

青銅花瓶	一對	厚見郡 小熊村	岡本太右衛門製造
同	大一	同	同
古銅花瓶	小一對	同	同
同	小一個	同	同
古銅瓶掛	一個	同	同
古銅火鉢	一對	同	同
黃銅火鉢	一對	同	同
水石鉢	一對	不破郡 赤坂村	清水溫故製造
植木鉢	一對	同	同
總金繪花瓶	一對	同	同
金墨畫花瓶	一對	同	同
砂金彫畫花瓶	一對	同	同
急須	七對	同	同
袋形銀瓶	一對	各務郡 芥見村	篠田三郎兵衛製造
モール形瓶	一個	同	同
銀急須	一個	同	同

銀茶托	一個	各務郡 芥見村	篠田三郎兵衛製造
銀茶合	一個	同	同
剪刀小刀類	十二箱	厚見郡 關町	鹽谷儀兵衛製造
山繭絲入三釜戸紋縮緬	一疋	厚見郡 關町	後藤善兵衛外二名製造
白紋縮緬	一疋	同	縮緬會社製造
山繭絲入總縫取紋縮緬	一疋	同	同
山繭絲入鴉皮縮緬	一疋	同	同
青練烏帽子縮緬	一疋	同	同
白鳥帽子縮緬	一疋	同	同
山繭絲入大巾無地縮緬	一疋	同	同
山繭絲入無地縮緬	一疋	同	同
カスリ入絹袖	一反	同	同
銀鼠色山繭絲入總縫取紋縮緬	一疋	同	同
緋鳥帽子縮緬	同	同	同
棕櫚色烏帽子縮緬	同	同	同
葡萄色小模樣紋縮緬	同	同	同

第十四章 岐阜行在所

青竹色山繭絲入三釜戸紋縮緬	一疋	厚見郡 岐阜町	縮緬會社製造
魚茶色山繭絲入鴉皮縮緬	同	同	同
紫色紋縮緬	同	同	同
龜綾	一疋	羽栗郡 笠田村	田中文左衛門製造
一松綾	一疋	同	同
諸壁羽二重	一疋	同	同
羽二重	一疋	羽栗郡 松原島村	鈴木幸右衛門製造
生龍門	一疋	同	同
繪絹	一疋	笠田村	田中文左衛門製造
繪絹	一疋	同	同
繪絹	一疋	松倉村	奥村慶助製造
寒紗	一疋	同	同
壁織子	一疋	同	同
結城縞	一疋	美濃郡 羽栗郡	竹ヶ鼻村產
同	一反	同	同
同	一反	同	同
棧留縞	二反	同	同
白紬	一疋	益田郡 川西村	野口甚吉製造
櫛一刀彫根付	十個	大野郡 高山町	津田定之助彫刻
同	一個	同	同

同短冊掛	三個	大野郡 高山町	津田定之助彫刻
同狀箱大	二個	同	同
同狀箱中	二個	同	同
同大枝折	十枚	同	同
同角箸	十二袋	同	同
同丸箸	十二袋	同	同
批目春慶髮提重	一組	同	吉川太助製造
同胴張盆	二組	同	同
同胴張重	一組	同	同
同船形煙草盆	一組	同	同
同胴張會席膳	五枚	同	同
同胴張會席膳	五枚	同	同
同胴張吸物膳	五枚	同	同
油圓	二枚	厚見郡 岐阜町	栗本要助製造
大書物用紙	二帖	同	美濃紙會社製造
上等書院紙	五帖	同	同
中等書院紙	五帖	同	同
半椿書院紙	五帖	同	同
大長紙	一帖	同	同
生廣厚紙	一帖	同	同



岐阜縣御巡幸

便殿鋪設

葉 藍 美濃國本巢郡 北方村産 貼アルコール漬 同國 長良川産  
 實 綿 同國羽栗郡 竹ヶ鼻村産 葉 煙草 同國惠那郡 上村産

さて便殿は本堂の右側に建てる座敷今御殿をいふを充てたり。中門を入れば内玄關あり。廣間いま對面に通す。更にその後方に續きて別に竹ノ間四十疊と上段ノ間十七疊とありその前面向南にさやの間に幅一間半あり庭園に面す。上段ノ間に玉座を設く。床ノ間には明の揚文馳筆水墨山水純本山本梅逸舊藏を懸げ、白玉香爐・同箸瓶・同香合早川理右衛門所藏漢銅圓絡藏俗稱米甕、山本梅逸舊藏を飾り、同附書院には張秋谷畫帖片野龍藏所藏神代五鈴横山孫六所藏水晶瓶西原竹三郎藏紅水晶鉢一雙片野龍藏所藏白高麗盆大橋榮吉所藏漢清明四神鑑・古代金更紗二品とも横山孫六所藏を配置せり。御着輦に先ち門前幔幕便殿等の裝飾を始め、御手元御使用品等は何れも宮内省差廻しの御品もて調へられたり。

岐阜着御

鹵簿加納廣江橋を渡りて岐阜往還を進み、幸之町を経て上加納村に至ります。大書記官斯波有造こゝに奉迎す。車駕更に笹土居町通り靱屋町へ、左へ本町筋、釜石町、鍛冶屋町、車町、七曲町等市民堵列奉迎の中を龍顏麗はしく進ませ給ひ、稻束村字忠節中程より左へ今泉の行在所に着御あらせたまふ。時に正午十二時なり。縣令直ちに天機を奉伺し、斯波大書記官及び判事芹澤政温拜趨謁を賜ふ。教導職六級以上亦伺候せり。

次いで此の時曩に指示ありしに依り、左の書類を供奉太政官庶務課へ進達す。

取調書捧呈

- 一 八十歳以上及百歳以上ノ者人員取調書
  - 一 御道筋ニ係ル區戸長人員
  - 一 官員人員 警部巡查及御用掛御雇共
  - 一 師範中學兩校校長教員生徒人員優等生徒姓名書
  - 一 病院及附屬醫學校同斷調書
  - 一 西南ノ役召募ノ者戰死ノ人員
  - 一 招魂場所祭ノ姓名
  - 一 明治十一年十月一日調未決囚現在表
  - 一 窮民恤救取調書
  - 一 陸軍恩給令ニ憑據扶助料出願人員取調書
  - 一 縣稅收入並ニ仕拂及民費取調表
- 又管下人民より奉りし詩歌數十首を宮内省庶務課へ捧呈し、且左の書類を宮内大輔を経て乙夜の覽に供す。

- 一 美濃奇觀
- 一 美濃國古跡考

詩歌並濃飛志類獻上

岐阜縣御巡幸

- 一 飛驒國古跡考
- 一 濃飛名區略志
- 一 管内學校撮影
- 一 管内警察本・分署撮影

是日午後二時宮内大輔杉孫七郎、同省書記官等を隨へ、縣令の先導にて縣廳及び師範中學兩校を巡視し、其の體裁を検す。次いで供奉式部寮より縣令宛、明日の御日程「別紙之通被仰出候條午前八時行在所へ參集可有之」趣達せらる。

〔別紙〕

明二十四日午前八時三十分 御出門

第一 縣廳

第二 師範學校中學校

右臨幸被仰出候事

又御巡幸御用掛より「明二十四日午後其縣病院及附屬醫學校へ御名代臨視候條此旨申入候」と通牒あり。

岐阜町内に於ける供奉官員其の他の宿割左の如し。表中缺號の所は井上參議其の他御名代として三重縣へ巡行により本縣へ供奉せられざるによる

御日程發表

供奉員宿割

符號	局課及官員	勅	奏	判任		合計	町名	宿主
				下士官	從兵等			
一號	右大臣	岩倉具視		一	五	七	十四松屋町	渡邊甚吉
三號	參大藏書記官	大隈重信		五	二	九	十八七軒町	玉井伊兵衛
四號	太政官書記官	谷森眞益		二	二	五	十中竹屋町	市橋牛助
五號	宮内大輔	近藤孫七郎			二	二	四相生町	加藤與三郎
六號	宮内書記官	山岡鐵太郎		四	二	八	十七七軒町	渡邊銚次郎
七號	掌典	岩倉具綱		一	一	二	四珠城町	山田源兵衛
八號	侍補	佐々木高行			二	二	六七軒町	玉井伊兵衛
八號	侍補	山口正定			一	三	一同	加藤銀次郎
九號	侍醫	伊東盛貞			一	三	六大工町	青木雄哉
九號	醫員	伊東盛貞		三	一	四	八中新町	箕浦宗吉
十號	侍從同試補	堀河・太田・西四辻		一		一	八端詰町	小川汲三郎
十一號	同	北條・増山・藤波		一		一	八磐根町	三輪傳右衛門別宅
十二號	内膳課	高辻・富小路・中園		五	四	九	十八同	河合文助
十二號	同	片岡・京極・荻		一	四	五	九美江寺町	小鹽重吉
十三號	調度課			二	三	五	九七軒町	渡邊銚次郎
十四號	内匠課			二	一	三	十一同	同

第十四章 岐阜行在所



十五號一	內廷課		十三		十三	二十六	美江寺町	加藤竹次郎
十六號	同		一	十五	二	十八	同	森嘉太郎
十七號	同			十五	一	十六	同	中島茂三郎
十八號一	御廩課		四	四	二	十七	軒町	安藤平助
十八號二	同		六	一	九	十六	同	渡邊金右衛門
十九號一	同				四十二	四十二	美江寺町	奧村正次郎
十九號二	同				十六	十六	西野町	鷺見勇平
二十號	大藏書記官	橋本安治	三	二	三	九	七軒町	渡邊金右衛門
二十一號	權少警視補	長迫尾田景利直綱	二	四	四	十二	太田町	小見山又吉
二十二號甲一	警視本部		三	二十二	一	二十六	美江寺町	田中富三郎
二十二號甲二	同		一	十一		十二	同	後藤長右衛門
二十二號甲三	同		一	十一		十二	端詰所	小川汲三郎
二十二號甲四	同		一	十一		十二	美江寺町	森嘉太郎
二十二號甲五	同		一	十一		九	同	小鹽重吉
二十三號乙一	同		四	三十三	一	三十八	常盤町	本島常次郎
二十三號乙二	同		一	十一		十二	同	出口七左衛門
二十三號乙三	同		二	二十一		二十三	下竹町	高田六四郎
二十三號乙四	同		二	二十一		十四	釜石町	三輪傳右衛門
二十四號丙一	同							

二十四號丙二	同		一	十一		十二	小熊町	平尾宇右衛門
二十四號丙三	同		一	十一		十二	同	淺野甚右衛門
二十四號丙四	同		一	十		十一	同	神田文助
二十四號丙五	同		一	十一		十二	笹土居町	淺井佐右衛門
二十四號丙六	同		一	十一		十二	七軒町	江崎甚衛
二十五號甲	警視第一部署		一	十一		十二	松屋町	渡邊甚吉
二十五號乙	同		一	十一		十二	中竹屋町	森島德三郎
二十七號甲	警視第三部署		三	三十五		三十八	七軒町	玉井伊兵衛
二十八號乙	警視第四部署		一	十二		十三	大工町	棚橋作兵衛
二十九號	驛遞局		二	一		三	七軒町	杉山文助
三十號	近衛士官	比志島少佐外十人		一	十三	二十七	西野町	願警寺
三十一號	近衛騎兵			六	三十五	四十一	同	小教校
三十二號	警視醫		二	一	二	五	七軒町	高木作左衛門
三十三號一	大警視		一	二	二	五	中鐵屋町	岡本萬兵衛
三十三號二	警視局	川路利良	四	二	八	十四	同	岡本太右衛門
三十四號	陸軍少輔	高山中尉		一	二	五	布屋町	市橋喜左衛門
號外一	同	西村友三	三			五	本町	矢野嘉右衛門
號外二	軍吏試補	矢野駒之丞	一			二	下鐵屋町	堀江德兵衛

岐阜縣御巡幸

管下人民獻詠詩歌

大君の行幸ましますこの國はいくよの後のはしめなるらむ  
 をろかなる賤のふせやのふすまゝで光みちぬるみ世を嬉しき  
 ひのみかけちかく仰くは天空にのほりしはかりうれしかりけり  
 天皇のけふのみゆきをいなは山みねの紅葉も待ちわたるらむ  
 よりてこそつかへまつらめ行幸の道の草木もあかきこゝろに  
 大君のいてますみちの紅葉はもをりしりかほに錦をそしく  
 いなは山ふもとの田の足穂にもとしある御世はしろしめせ君  
 くもりなき光や空にかよふらん雨にはかにもふりやみにけり  
 岐阜縣に御駐輦のをりいなは山行幸のことをうけたまはりて  
 松風の千世よふ聲もいなは山かひあるけふのみゆきなるらむ  
 御風輦拜觀にもえまうて侍らすして  
 仰きてもいかに待ても御輦のかよはぬ國はすへなかりけり  
 ことひの御巡幸にもれしわが飛驒のくにのことをもひつゝけ侍りて  
 めくりますくにみの爲の御車もかよはぬ山のをくそかなしき

岐阜町平民 井上茂三郎  
 茂三郎母 井上なほ女  
 師範學校教員 野村秋足  
 惠那郡中津川村平民 間半兵衛  
 同上 市岡武充  
 同上 肥田敬一  
 同上 菅井嘉久三  
 十等屬 野村稻守  
 愛知縣土族 野村稻守  
 吉城郡古川町平民彦太郎父 佐藤泰郷

いはさきて岨路ひろめて御車のかよはむ國となすよしもかな

九月三十日御輦越中の富山をすきさせ玉ふよし遙にうけたまはり侍りて

ゆまはりてみさきはらひて御車をむかふる程やかしこかるらむ  
 たゝ民はやすくあれとて出ましの畏こくもあるか旅の長路を  
 國のため民の爲こそかしこけれ田つらの里に御車のおと  
 君の世のはてはとこは、天地のあらむかきりはあらむとこたへん  
 天雲のはれゆく空のさやかに大御光をあふくけふかな  
 御車のしるしの御はたみえそめてしつかにひゝく駒のつま音  
 かしこさにこともたえつゝ御車のまへにぬかつく外なかりけり  
 御民われいけるしるしのあるよとは此出ましを仰きてそしる

厚見郡加納 廣江徳方  
 日置江神社 北川俊夫  
 祠官少講義 神谷道喬  
 士族道一父 三浦千春  
 八十六年

關の藤川

藤川の底のさゞれも大君のいわたらす日はたまごころみれ

靈龜の昔をおもひて

千歳あまりたえしみゆきの跡ごめていまもこえますみの中山

老人にものを玉ふ

かしこしや老木のえたの末までもうるほひわたるあめのたまもの

右大臣公をはしめ官人たち鶴飼みたまふ

うま人のみそなはずよは長良川くたすうかひのかひもありけり

武儀郡關邑民 柳原又兵衛

みゆきます路のまつともなりてしかしくれふる日はかけと成へく

大君のおほみゝののどけさにいまを春へともゆる民くさ

大君の光をうけて山の名のこかねの花もいまかさくらむ

同上 深川茂七

御輦のをすのひまもる御光をうけて時めくした紅葉かな

をしめごもかへらさりけり出ましのなこり床しき御輦のあと

同上 塚原治郎兵衛

大君のけふのみゆきはみどりこの乳房にあへるおもひなりけり

大君の行幸かしこみ鳳輦をどめかねたる我涙かな

同上 塚原二六太

民草のしつか垣ねにくちもせてけふのみゆきにあへる嬉しさ

八等屬 天野景昌

かけまくもいともかしこし 榎原の神のむかしの大御世にかへしましたつゝ うちらをはなほくた

いらに みしたまひきかしたまへる 御こゝろごあふきおもへは こしの山其やまごりも いや

たかくふしておもへは さゝなみの近江の國の うみよりもふかきめくみは あめつちのそきへ

のきはみ 白雲のむかふすかきり くまもおおちす國ちふくにゝ しけりあふ青人草の 末葉ま  
てあまりたらひて 學ちふまなひの道の 日にひらけ月にさかはえ すゝみゆくうつし大御世を  
あきらけくをさめしらする すめらきの神のみことは かしこくもその民くさの ありさまをみ  
そなはさむと 百小竹の美濃の國內に はろくゝとめくりきましゝ みゆきをはかしこみもへは  
たまちはふ神世もきかす 三栗の中むかしなる 二御世のためしにもあらし 皇國の千世のはし  
めの けふの日といはひをろかみ をろかみまつる

いなは山風しつかなる老松の千世のしらへやきかしますらん

厚見郡岐阜平 民 森島徳三郎

士族静姉 片岡すむ子

しきしまのやまどの國は 日の御子のしろしめすくに なにこどもあかぬことなく 物みなの  
たらひたる國 世にさはにくにはあれども ことくにのたくひならめや たまちはふ神のみよ  
よりごこしへにをさめしらすして かしこしやこの大み世は ますかゝみいやますゝに あきら  
けき大みこゝろを 朝よひにつくし玉ひて もろくゝをみちひきまして ありとある事業すゝ  
め わらへにはものまなはしめ くまもなくをしへたまへは 日に月にみちもひらけて ひど  
くさもいやしけりゆき ことしはもくにみまさんと うちひさすみやこをさかり こゝにしも

みゆきしませは さごごごによろつ代よはひ 家ごごにちごせをうたふ 大君のこのいてまし  
を 敷ならぬみのしつめの みめくみのあつみのさごごに かしこみもあふきまつると たち  
いするかも

神なから國見をさすと大君のいてますけふにあへる民はも

民くさはいかになひくと行幸ましめくまひ玉ふごごの尊き

伊奈波神社  
官 馬 島 維 基

たかきこのくりのみやはしらねごもいまもみゆきのあるよ也

厚見郡岐阜  
平民 村 瀬 篤 二 郎

やすみしわが大君 たかひかる御子の命 ひさかたの日つきしらして

惠那郡中津  
川村平民 市 岡 政 香

しも みいつもてなつけまつらへ たまきはるうちつくにをは

あまさかるごつくには

ろくのつかさごのへ も八十の物部あごもひ たましきのみやごをいて

あまさかるひ

なのかきり たりほなすいなはのやまの かりみやにごまりませは

やまかつもくになたゝる

はごりものするものかぬち まかやくまたましらたま

栲つぬの紙のしなく

くみまへにつらね くさまくらたひのみうさを

おのかしゝ持て

さゝくるを しら雲のよごにもみまさす

愛たまひほめたまひつる

あなにかしこき

おほ君のおほみこゝろそ

同 上 岩井織之助

百小竹みぬのくには やま河はさわにあれごも 八束穂のたりほしなふる 名細しき稻はの山  
の 山松は千代のよはひを 天皇にさけまつると 神さひてまちこそわたれ 大みよをなから  
の河も 大みけにつかへまつると 平瀬には年魚こそはしれ うへなくわが大君は いわかね  
のこしきやまも 白浪のあらき河瀬も おほごのにいますか如く たひらけくやすくこえつゝ  
ひたふるに御民しめぐゝ 撫たまふらし

たひらけくやすらけき御世はごごはぬ山河さへにつかへまつらん

同 上 市 岡 正 藏

かりこものいごもしごごに みたれりし世をたらしよの やすみよご 取すへまして 現神我天  
皇は 敷ませるくにのこごごく くまもおちすみしたまはんと 真木たてる信濃をすき 科さか  
るこしの路より いははしのおふみをわたり あきの田のたり穂さかゆく 八束穂の稻葉のさご  
の 行宮に大御馬ごめ そのくにのつかさにおふを くれたけの齡のたかき こまつるきわさ  
にいそしむ 田子をさへやまかつをさへ かしこくもめくまひませは 國ひごはあふきをろか  
み 君か世を長良のかはに 鵜川たてあゆこすなごり けふの日の御食にもかもご つかへまつ  
ろふ。

神漏岐の御ことかしこみ御よさしの民はくむと國見さすらん  
長柄川浪たちかへりけふよりの後もいてませあゆこえかてら

厚見郡岐阜 竹屋町平民 豊田半助

八隅し、吾大君 高光る日の御子 神なから神さひせすと いてましの國の八十國 みそなはず

しまの八十しま みくるまのめくらんかきり おほみまのいたらむきはみ みたからをむつひめ

くまひ 民くさをなてやはします とほつかみすめらみことのおほみいつあふきかしこみと

こしへにつかへまつらん 國のやそくに しまのやそしま

瑞籬のひさしきときゆいなは山まれてふことはけふにそ有ける

きたのみち東の海も浪たぬ行幸をけふもあふくみ世かな

正逢鳳輅遠西巡 野草閑花亦覺新 日月旗飄龍影動 滿街瑞靄拜清塵

錦旆拂天辭九重 翠華幸處瑞雲鍾 自非聖世開明澤 不許蒼生拜御容

いてましをおろかむけふの嬉しさは麻のたもつみかねつ

あらたよのかしこき御よに生れすはかゝるみゆきのけふにあはめや

飛驒たくみうつ墨繩のひとすちに待し行幸のけふに逢にけり

宮川の早瀬のやなの落あゆも君か御贄につかへけるかな

同 上 渡邊章

かねてより待しみゆきの御車にめぐりあひぬるけふのかしこき

白真弓飛驒の山ちをたどりきて君の行幸ををろかみまつる

うさか川よろつよかけて御輦の水にうつれる御影あふかむ

舞にけんをはりての老翁を思ひ出て行幸をろかみうたふことのは

あゆちめか秋のあはれを聞こしめせよさむの里に衣うつなり

大君の恵もひろきあめの下の四方おたやかにめくるみくるま

おもひきやわが大君の生まれをけふこのさきにをろかまんとは

皇國のみちいやひろにめぐりますみ世の恵にあふはうれしも

あめのした四方をめぐらす御車のわたしよりこそ道は開けめ

出ましのひつきのみこの照しますすめくみにもる人あらめやは

四方の國みめぐりまして天放るひなも恵を受る御世かな

けふよりはあめなふりそね我里の御車の跡のきえまくをしも

およひをりいつぬき川のいつしかとけふのみゆきを待し也鳥

みよそほひ拜みまつると御車にひかれて出ぬ人なかりけり

同 上 後藤重泰

同 上 蒲得郎

同 上 佐藤彦太郎

同 上 稲葉幸平

同 上 伊奈治明

同 上 平松盛明

同 上 島保道

同 上 大橋平三郎

同 上 廣瀬周吾

同 上 宇都宮秀尙

同 上 國井清廉

同 上 奥屋求馬

同 上 伊奈治明

同 上 平松盛明

同 上 島保道

同 上 大橋平三郎

同 上 廣瀬周吾

同 上 宇都宮秀尙

おもひきやひなのあかたに日の神のみこのみことを仰きみむとは  
 出ましの惠のかせに草も木もなひかぬ里はあらしとそおもふ  
 大君のみゆき待えて御惠の露にうるほふ四方の民くさ  
 なみ風もたす海路もくぬかちもよりてつかふるけふの出まし  
 野も山も大路のこくひらけゆく道ある御世の大みゆきかな  
 大君のみゆきかしこみとよみきをみたまのふゆといはふ民くさ  
 わかゆてふたきの泉もいにしへにわかかへりつゝみゆき待らん  
 かけひろくとはにさかえてみゆきをはみの、御山の峯のまつかせ  
 いなは山みゆきをまつこのまより色に出にけり峯の紅葉は  
 數ならぬ我身なからもをりにあひてけふの行幸を仰てそみる  
 秋のゝのみちの錦ふみわけてみゆきましますみ世の賑はひ  
 秋萩の花のにしきをしきかへていなはの紅葉行幸待らん  
 皇國のみ世ゆたかにとめくります惠をあふく民のにきはひ  
 くさふかき賤かすまひも日の光あつき惠はごころわかたす  
 御前にうた奉れるは老の身のいけるかひになん

多藝郡島田村平民	柏淵友次
同上	土屋篤四郎
同上	澁谷市次郎
惠那郡中津川同上	肥田通一
安八郡大垣町士族	平松良知
同上松之助母同上	増田はつせ
同上守一	山岸みつ
士族同上	鈴木草庵
同上政徳母同上	下川知照
士族同上	大浦可一
安八郡大垣町士族	小林清
七十六年同上平民	一柳清足

おいこまのめさるへき身にあらなくにをりにあふみそ嬉しかりける

わか大垣のさごにもおもひかけす一夜大御輦とめさせたまふを  
 よろこひ奉りて

八幡神社祠官士族 清水篤太郎

あまさかるひなにすむ身のかしこくも君か行幸を拜みつる哉  
 年ふりしみのゝを山のひとつ松みゆき待えて千枝にさかえん  
 天津日のめくるみかけを民草もるみさかえつゝ仰くけふかな

大垣町士族 柏淵静夫

八十八の齡をかさねて寢食をやすするもひとへに天恩のあつきゆる  
 なるへし ことたひためしなき御巡幸にあひ奉ることを歡喜踊躍して

さゝけはや米かかどたの出來初穂  
 みくるまをむかへてしくや野の錦

西興寺住職 温井村	中村興西
七十六年難波野村平民	大橋士平
教導職武儀郡須原村	揖家有齋
權中義岐平民	日比野忠俊

うちなひく青人草におく露のかゝる行幸にあふそ嬉しき  
 いてましの惠の露にぬれてきるみの嬉しさをけふこそはしれ  
 しろかねやこかねのやまのはな紅葉色こそはゆれ君か行幸に  
 天放るひなのはてまで出ましのみたまのふゆを仰かきらめや

武儀郡關村平民	深川友竹
權訓導本巢郡祖父江村	豊田光平

ためしなきひかりをうけて民くさのころの花も開くみ世かな

厚見郡岐阜町

高橋善太郎

こたひ北陸東海の二道をみそなはしたまふ序にわかみのくくにしもみゆきせさ  
せたまふなるいかてかのなたる養老の瀧御覽せさせ奉らはやごかしこうもひと  
しれすはかりきこえて かくなん

たきのいどのたえしみゆきの跡とめてたきの野のへに君をこうまで

石津郡高須里

吉田耕平

大み世にあふ身のさちや露のふち

大垣町平民

神野嘉右衛門

ひの恩やあなにひそめるむしまても

代をみそなはず 八ツの隅は民やすかれの行幸かしこく なひくみはたに 風は舞つれ

かやく御衣に 麟は踊れる 節をめぐみて あつきたまもの ふみをさくけて いの

る叡覽 されはこよなき おほみころを いたつきあふく 天地の恩 寒夜に御衣を

ぬかせ給ひし 大みころの いくしきより ひなのおくまで めくるみくるま あ

さひかやく 君のみけしき

みくるまの菊にすからんあきの蝶

さくの香にあふくや高きひのめくみ

つしむて羽をたきけり秋津蟲

常樂寺住職  
訓導大垣町

小漆間圓翁

南寺内村  
士族

高木巖九郎

大垣町同上

佐倉幾七

つゆの身へうくるめくみや月のてり

あまつ日のめくみにまふやあきの蝶

むかへまつる現人かみやよの秋

大垣町平民

曾根歸巢

同上士族

山本十藏

林村平民

久保田八郎

大垣町同上

安藤鐵彌

世をみそなはず 君のみゆきに みのる稻穂も なへてうつふき

五風十雨の

ときもたかはて かまごにきはふ 億兆の民

みくるまのかくやく四方のにしきかな

日の恩にかしこみまつる盞かな

同上

白井萬

同上士族

永田精之進

南嶺村平民

北村整三

わか大君の みいつくしみに 鄙にすむ身も もれぬ御惠 よにためしなき

行幸をかみて 仰き尊む み世の文明

稻の香や世をみそなはずひの恵み

うるほふは月のしつぐや稻の花

日の恵みしるや千くさも花のゑみ

さくけはや賤の手作のことしよね

同上

谷岡是助

大垣町同上

岡安慶介

多藝郡飯木  
村平民

西脇善藏

同郡下笠村  
七十一平民

田中泰藏

岐阜縣御巡幸

一〇〇

うまれかひあるよやひなもあふく月  
 四方はにしき日の通ひ路をまのあたり  
 みくるまのおとや秋富む世にひきき  
 草も實をむすふめくみやゆきのみち  
 君か世をなかくもかなと老の手におりてさくるきぬのひと巻  
 限りなき恵しられて御車の音ゆたかなるみゆきにそあふ

こはかねてよみおきて おほみくるまのいたらせたまはん日 さくけ奉らんの  
 こころしらひなりしを にはかにやまひにかゝりて身まかりにければ その子  
 重朝重臣義勝等 父のこころさしのむなしくなりなんことをかなしみ のちに  
 そのよしを具して奉れるなり

よそなから仰くもうれし天津日のみこのみことのけふの行幸を  
高木瀧二郎

第十五章 車駕親臨

御出門

十月二十四日少陰正午晴。午前六時大書記官以下僚屬一同登廳。同七時縣令 行在所に伺候の上  
 登廳し、聖上御親臨を待ち奉る。宮内省調度課員先着して、廳門に菊御紋章附紫御幕を張り、且便

鹵簿列次

殿に御卓御椅子を備へ玉座を設く。同八時三十分車駕行在所御出門、六等警部杉本義定・同石川豊  
 吉御先導申し上げ。鹵簿の列次左の如し。遠近子來の民輩路に堵列して盛儀を拜す。

- |       |       |       |      |        |          |
|-------|-------|-------|------|--------|----------|
| 警部馬   | 騎兵    | 御旗    | 騎兵   | 近衛士官馬  | 同        |
| 警部馬   | 騎兵    | 御旗    | 騎兵   | 近衛士官馬  | 同        |
| 上 御馬車 | 侍從    | 侍補    | 宮内大輔 | 宮内書記官  | 大臣 參議 馬車 |
| 大警視馬  | 侍從    | 侍醫    | 掌典   | 大政官書記官 |          |
| 陸軍少輔馬 | 陸軍少輔馬 | 内務書記官 | 騎兵士官 | 騎兵     |          |
| 同     | 同     | 同     | 同    | 同      |          |
| 同     | 同     | 同     | 同    | 同      |          |

御臨幸

車駕西野町より右へ縣病院前、左へ西都賀佐町通御縣廳へ臨幸し給ふ。大書記官斯波有造僚屬を  
 率ゐて門外に、西上南面して整列奉迎し敬禮を行ふ。縣令小崎利準玄關に奉迎して便殿に御先導し

第十五章 車駕親臨

一〇一



祝辭奏上

奉る。こゝに天皇、謁を縣令・大書記官に賜ふ。畢つて、大臣參議侍立、縣令祝辭を奏す。

臣利準謹言伏以ニ人主乾剛ノ德能ク萬類ヲ宰シ覆育ノ仁能ク群生ヲ遂ク臣愚徒ニ往聖ヲ聞誦ス今ヤ盛世ニ遭逢スルコトヲ得タリ恭惟ニ

陛下神聖特達宵肝治ヲ求メ宸極ノ高ニ端拱シテ默歛ノ卑ヲ軫念シ東巡北幸追暇アル無ク茲ニ信越ノ阻ヲ陟リ畿甸ノ野ヲ省ミ我三野ノ鄙ニ臨ム龍駕ノ過ル所天澤下降枯ヲ濡シ朽ヲ滋シ以テ億兆來蘇ノ望ヲ慰ス於是乎山川祥ヲ呈ス其化醴泉ノ仙蹤ニ符シ四海命ニ服ス其略泳宮ノ聖模ニ合ス蓋上下ノ感孚景福ヲ萬年ニ享ケ天人ノ應和寶祚ヲ無窮ニ保ツ微臣幸ニ守牧ノ寵任ヲ蒙リ盛儀ノ末光ニ陪スルコトヲ得抃舞踊躍ノ至ニ任ル無シ臣利準誠歡誠喜謹テ祝辭ヲ陳ス

明治十一年十月二十四日

岐阜縣令正六位 小崎 利 準

縣治書類捧呈

次に縣治書類を捧呈す。その書目左の如し。

- 一 上縣治提要表
- 一 縣治提要
- 一 孝子義僕節婦等は迄賞與施行濟之者行狀並賞與之次第取調書
- 一 勸業之方法
- 一 警察區域一覽表

廳中御巡視

御小憩の後、縣令御先導、廳中各課掛員平常の如く事務を處理するの狀を御巡覽あらせ給ふ。この時各員起つて敬禮を行ふ。畢つて便殿に御小憩、やがて還幸仰出さる。大書記官廳門外まで御先導申し上げ、僚屬一同門前右側に北上東面して列立奉送す。

師範中學臨幸

車駕縣廳御出門、直ぐに右へ磐根町通り、岐阜縣師範中學校へ向はせたまひ、同九時三十分着御一等屬兼師範中學校長井手今滋、教員生徒を率ゐて校門外に奉迎羅拜し、縣令玄關に奉迎して本校樓上便殿に入御あらせ給ふ。乃ち縣令より本校規則、一覽表及び生徒名簿を上る。

次に學校長・縣令御先導師範學校本科生徒物理學、速成生徒授業演習、豫科學生徒史學講義、中學校下等中學第六級生徒史學講義、同第五級生徒畫學、同第四・第三・第二各級生徒數學、上等中學第四級生徒英學等の諸教授を御巡覽あらせ給ふ。

次に理化學試驗室に入御（置て玉座を置く）上等中學第一・第二・第三各級生徒無機化學（燐化水素の製法、炭酸氣の性質、大氣の成分、化合熱の理及び、弗化水素を以て玻璃板に左の祝詞を蝕出する等）の實驗を天覽に供す。

明治中興照輝往世 新政皇張革除宿弊 和鑾鳴東海北際 黔黎呼千秋萬歲

盛矣鴻圖物息彙蘇 大哉聖恩雨露霑濡 此生雖微軀祝辭豈可無（飯尾多三郎）

畢つて便殿に御小憩あらせ給ふ。この時縣令校長の祝辭及び生徒の作文（祝辭を上の）を説明し都て進歩するやう見えたり」とは供奉一官員の所見なり。

祝辭

華蓋ヲ入挺ニ輝スハ建國ノ世以來其光ヲ仰クコトヲ得ス 玉輅ヲ三野ニ轡ラスハ養老ノ朝而降其響ヲ聞クコトヲ絶ツ 今ヤ明治天皇陛下文武ノ徳ヲ備ヘ神聖ノ姿アリ 虚心規ヲ求メ而シテ握恩ヲ有截ニ灑キ一物所ヲ失フ以テ軫念ヲ納陸ヨリ切ニス 是ニ於テカ皇雄故キヲ革ムルノ文早ク初九ノ道ヲ述ヘ 中行否ヲ休ムルノ功毎ニ苞桑ノ戒ヲ存ス 内臣是ヲ以テ筆ヲ丹墀ニ珥ミ 外官是ヲ以テ板ヲ澤宮ニ投ス 澆耗ノ弊速ニ銷エ子育ノ孚已ニ達ス 然ルニ猶明ヲ屈

シテ惠化ヲ北陸ニ問ヒ又謙ヲ撝シテ嘉賦ヲ東海ニ敷ク 實ニ都ヲ經シ鄙ヲ緯スルノ隆舉而シテ金牀ヲ紫闈ノ月ニ措ヘス而シテ玉珩ヲ艸野ノ露ニ霑スト謂フ可キナリ 猗戲古ハ按察ノ吏スラ猶車帷ヲ褰ケ而シテ民瘼ヲ顧恤スル者ナシ 今ヤ陽光窪窳ヲ嫌ハス以テ蒼生ヲ煦覆ス 是ニ於テカ百年ノ老モ擊壤ノ聲ヲ清道ノ傍ニ颺ケ五尺ノ童モ鼓腹ノ詠ヲ行輩ノ下ニ發ス 臨撫ノ道實ニ憂勞ニ在リ故ニ庶績ヲ和平ニ致シ黎元ヲ豊富ニ驅ルコトヲ得ルナリ 粵ニ三野ノ國岐阜ノ縣ハ山道ノ中ニ在リト雖亦鴻沛ノ霑ヲ被リ貞明ノ景ヲ仰ク 實ニ彩鳳翻ヲ金華ノ山ニ翰チ飛龍髯ヲ長良ノ川ニ垂ル、ト謂フ可キナリ 之ニ加フルニ日御師範學校ニ臨ミ光華第一中學ニ照リ以テ諸生ノ技藝ヲ天覽ス 是ニ於テカ諸生ハ益分陰ヲ惜ミ以テ報國ノ志ヲ來日ニ期シ父兄ハ愈皇恩ニ感シテ而シテ勤學功ヲ將來ニ勸ム 是ヲ以テ象雷ノ天意ヲ宣布セルコト今日ニ至リ而シテ華ヲ開キ兩校ノ聖化ヲ承流スルコト歲月ヲ追ヒ以テ菓ヲ結フ 實ニ千歲一時逢フ可ラサルノ嘉會ト謂フ可キナリ 臣今滋 乏キヲ校長ノ任ヲ承ケ且嘗テ縣令諭蒙ノ書ヲ受ク而シテ今又大明ニ咫尺シ靈光ヲ仰瞻スルコトヲ得ル則豈獨此校ノ光榮ヲ發スルノミナランヤ 蓋益三野ノ不窳ヲ穿チ萬民ノ智光ヲ磨キ而シテ無窮ノ天澤ニ報ヒ奉ラサルヲ得ンヤ 臣今滋恐惶感佩ニ堪ヘス聊蕪詞ヲ述ヘ以テ寶祚ヲ億齡ニ保ツコトヲ祝シ奉ルト云フ

明治十一年十月二十四日

岐阜縣師範學校兼中學校長 井手 今滋

岐阜縣御巡幸

一〇六

觀世變他成天下英主中興之芳猷也 省地方而賑恤兆民明時守文之盛典也 懿哉 明治天皇陛下德侔蒼昊故置八荒於掌握 量容衆智故照六合於胸襟 仁扇玄風故驅黎元於雍熙之域 道傳粉澤故導冥朦於文明之鄉 猗戲盛矣 彩鳳巢閣是以朝班英拔光磨 群鶴留縣是以地方水清衡平 猶軫悼民患殊眷風化 故鳴和鑾于北陸則越山之靈前駟沿道皆致就日之望 又翳翠華于東海則邦甸之英後擁率土 旁通嚮風之跡於是乎每州之人除穢革邪移頑易翬若痿而起若朦而瞭騰躍相喜權言克順 實可謂陽光遍照遐邇霽澤固均董蒼也 昭回之景遠及濃陽 於是乎岐山之巔忽輝晴霞藍水之波亦映餘光 豈得不謂之幸之又幸者乎 加之上天錫祉黔黎之業能豐下土資腴紅粒之糧可蓄 宜哉商賈懽呼之歌湧於市中農夫拊舞之聲喧於壟頭 罷癯起瘠以納履鰥孤變呻而爲謠 草木爲之衣被蟄蟲爲之浴灌 如鄙賤 重遠亦蒙明治之餘潤者固雖朽殘敗腐不能生殖猶是蒸出地菌則庶乎不負爲太平之民也 謹屬蕪辭以奉祝焉

明治十一年十月二十四日

岐阜縣師範學校兼中學校教員 鈴木重遠

生徒作文の一

明治天皇陛下齊聖英邁ニシテ 而メ德上下ニ格リ化四表ニ加ハル 是ニ於テカ千歲拔ケサルノ大患ヲ拔キ百世復ラサルノ 王政ヲ復シ庠序ヲ宇内ニ基布シ信義ヲ外國ニ申明ニシ躬自節儉ヲ行ヒ風俗ヲ醇ニシ租稅ヲ減シ萬民ヲシテ豊富ノ域ニ躋ラシム 故ニ農夫ハ隴畝ニ鼓腹シ女工ハ機杼ニ頌詠シ商賈其法ヲ得テ貿易日ニ盛ニ百工其宜シキヲ得テ製作月ニ増ス 養孚ノ

道至レリト謂フ可キナリ 嗚呼中興ノ業豈偶然ナランヤ 然ルニ猶戰々慄々トシテ及ハサルヲ恐ル 是ヲ以テ 龍駕ヲ東海ニ托ケ 鳳輦ヲ北阪ニ進メ而シテ 玉趾ヲ險峻ニ勞シ黼黻ヲ草露ニ沾シ以テ益撫字ヲ億兆ニ加フ 是故ニ治ハ益治ニ至リ化ハ益化ニ至ル 明主ノ爲ス所豈深遠宏大ニ非ラスヤ 爰ニ三野ノ國岐阜縣モ亦 臨御ノ惠ヲ辱ウシ翠華ノ光ヲ仰クヲ得タリ 之ニ加フルニ皇天眷佑ヲ降シ坤靈休祥ヲ襲ネ百穀豐饒スルヲ茲ニ比年而メ人コトニ足リ家コトニ給リ山野日ニ闢ケ生齒月ニ繁シ豈亦煌々タル 明主大業ヲ承續シ天下ニ照臨スルノ應ニアラサルヲ得ンヤ 是ニ於テカ萬歲ノ聲ハ 行輦ノ下ニ湧キ頌贊ノ歌ハ 駐蹕ノ側ニ滿チ明治ノ明治タル所以其レ是ニ於テカ大ニ著ルト謂フヘキ哉 草莽ノ微生モ亦明治ノ世ニ生レ千歲一時ノ嘉會ニ逢フ素ヨリ菲薄謏陋ニメ 聖德ヲ萬一ニ頌揚スルヲ能ハス然リ而メ感喜ニ堪ヘス聊鄙俚ノ言ヲ述ヘ以テ 聖壽ヲ金華ノ山ノ虧ケス崩レサルニ比シ 寶祚ヲ長良ノ川ノ悠久ナルニ較ヘ而メ謹ミテ之ヲ祝シ奉ル

岐阜縣第一中學校上等第一級生 澤田吾一

大明ニ私照ナク至公ニ私親ナシ是ニ地ノ所生一雨ノ所潤ノ如ク吾カ三千五百萬餘ノ衆庶千古未曾有ノ恩澤ニ沐浴スルヲ即 天皇陛下至大公明ノ致ス所ナリ 聖德ノ高キニ比スレハ富岳モ爲ニ低ク 皇恩ノ深キヲ思ヘハ琵琶湖モ却テ淺シ殊ニ文學ノ一舉ニ至リテハ國體ノ面目ヲ改

岐阜縣御巡幸

一〇八

ム 抑モ維新ノ際首トシテ學制ヲ改正シ天下ノ人民都鄙ヲ問ハス貴賤ニ論ナク 苟モ人タル  
 モノハ學ヒテ後知覺ヲ發揮スル理ニ基キ許多ノ學校ヲ創立セシム 小學ノ如キハ其數指ヲ僂  
 スルニ遑アラサルニ至レリ 眞ニ開闢已還ノ一大盛事ト謂ハサル可カラス 嗚呼至レル哉盛  
 ナル哉加之 鳳輦ヲ各地ニ廻ラサレ憂勞ノ仁四表ニ光被ス府縣ノ應ニ就テ親シク政治ノ成否  
 ヲ問村市ノ衢ヲ過キテ普ク下情ノ甘苦ヲ覽玉フ今又忝クモ 鑾聲ヲシテ此校内ニ環々タラシ  
 ム生等幸ニ 龍顏ニ咫尺スルコトヲ得此罔極ノ鴻恩ニ奉答センコトヲ欲ス知ラス幾層ノ勉勵力カ  
 増加セン欣抃ノ情胸臆ニ溢レ默止スルニ堪ス敢テ冒瀆ヲ願ミス 謹テ一言ノ蕪辭ヲ奉シ 聖  
 壽萬歲ヲ祈祝シ奉ル

御還幸

岐阜縣師範學校三級生 後藤亮平

縣令拜謝

やがて御還幸仰出さる。縣令校長以下奉送の禮奉迎のときに同じ。鹵簿本校前警根町より左へ今  
 泉學校前、縣病院前、左へ西野町通御、午前十一時行在所に還幸したまふ。  
 聖上 行在所に還御したまふや、縣令拜趨して天機を奉伺し御禮を言上す。陛下即ち右大臣竝に  
 宮内大輔を陪侍せしめ、特に謁を賜ひ、親して縣治の情況を御下問あらせたまふ。利準委曲對奏し  
 奉る。陛下則ち其の精勵職に當るを褒し、且いよく民力を培養すべき旨優渥なる御詔を賜ふ。利  
 準感激恐懼して退下す。

御名代縣病院  
巡視

同日正午十二時御名代として、岩倉右大臣、本縣病院及び附屬醫學校へ臨視す。八等警部中川靜  
 同柿崎干城先導たり。院長兼校長土屋寛之は醫員生徒等を率ゐて門内に羅列し、大書記官は玄關に  
 出迎へ設けの席へ先導す。院長兼校長より病院職員簿、同附屬醫學校生徒表、病院所有書籍器械表、  
 病院施療患者表、病院費出納表、病院規則、同附屬醫學校規則及び祝辭を呈す。

院長祝辭

祝辭

伏メ惟ミルニ 陛下神聖英武 列聖ノ緒ヲ繼承シ 大寶ニ 登御シ玉ヒシヨリ茲ニ十有餘年  
 宵衣肝食 未嘗逸豫シ給ハス孜孜治ヲ求メ唯及ハサランコトヲ恐レ賢ニ任シ能ヲ使ヒ群卿百僚  
 咸其職ニ稱ヒ億兆鼓腹 聖德ヲ謳歌セサルハ莫シ而ルニ敢テ寧處シ給ハス嚮ニ 奥羽ニ幸シ  
 今茲東海ト北陸ト躬稼穡ノ艱難ヲ察シ親吏治ノ成績ヲ按セラル謂ツヘシ千古未曾有ノ盛事ナ  
 リト 茲ニ明治十有一年十月二十四日 鳳駕轅ヲ轉シ 蹕ヲ岐阜ニ駐メラル衆庶ノ 龍旆ヲ  
 跋翹セル大早ノ雲霓屑ナラス室家相慶シ歡聲路ニ載テリ恭ク惟ミレハ 輦路數百里縣一二ニ  
 アラス國數十二亘ルモ敢テ勞トセラレス此日ヤ縣廳ニ 臨御アリ特ニ 勅シテ本院ヲ視察セ  
 シメラル蓋衛生ノ人生ニ必須ナル一日モ忽ニスヘカラサルヲ以テナリ抑 陛下民庶ヲ愛育ス  
 ルノ渥キ其健康ヲ保チ其幸福ヲ全クスルヲ得セシム謂ツヘシ死ヲ回シ骨ニ肉スル者ト臣寛之等  
 舞踏自知ラサルナリ謂フ今ヨリシテ後誓テ報効ヲ期シ 陛下至仁ノ聖意ニ副ヘント欲ス臣寛之

第十五章 車駕親臨

一〇九

等區々ノ誠 寶祚ノ無疆 聖壽ノ億萬斯年ナランコトヲ祈ル在リ臣寬之等誠惶誠恐謹祝

明治十一年十月二十四日

岐阜縣病院長兼附屬醫學校長 土屋寬之

次に右大臣は附屬醫學校生徒の課業を巡視し、又衛生事項を垂問するところあり。

次に名古屋裁判所岐阜支廳へ臨視せらる。奉迎送の儀前例の如し。判事片澤政温御先導、廳中各課及び民事審理の訟庭を巡視せられたり。

當日 行在所に於て拜謁を賜ふ者、愛知縣令從五位安場保和・岐阜縣大書記官從六位斯波有造・名古屋裁判所岐阜支廳詰判事正七位片澤政温・大教正大谷光尊代理少教正香川葆晃・陸軍會計軍吏補矢野駒之丞・權少教正淨土宗立政寺住職柴田基範・名古屋鎮臺司令長官陸軍少將四條隆詞外九十餘名あり。

岐阜行在所たりし本派本願寺岐阜別院は今岐阜市西野町三丁目一番地に在り。便殿は正面本堂の右側、中庭を距て、建てられたる座敷を充つ。今も舊のまゝ保存せられ、常に清掃し、出入を禁じ一年兩度の彼岸中御下賜品を飾り一般衆人に拜觀せしめ御聖徳をしのばしむ。

岐阜縣廳は岐阜市司町に在り。明治四年冬笠松縣外八縣を廢して岐阜縣を新置するや、翌年春笠松より轉じて岐阜に治し、先づ西本願寺別院を假用す。同七年六月今泉の廳舎成るを以て同月十一日移轉したるものなり。便殿に御使用ありし室は園池に面せる廣間なり。近時まで正廳として

岐阜裁判支廳  
臨視

拜謁者

聖蹟現狀

儀式又は會議室に使用しつゝありしか、大正十二年春現廳舎改築着手によりて取り毀てり。

師範中學校は舊厚見郡今泉にあり、現今岐阜市司町物産館敷地の南部を占む。明治十年五月新築せるものに係る。正面に本館、左右に教室あり。本館は今移して物産館事務所岐阜縣教育會となれるものなり。臨幸の日階上北ノ間正面を便殿に充て、南ノ間を供奉高等官室となす。爾來師範學校の講堂として使用し來りしが、明治三十二年校舍移轉、物産館新築に當り舊本館位置方向を改め、物産館事務所に宛て二階は岐阜縣教育會圖書館に使用しつゝ現今に至れり。

### 第十六章 縣 治 提 要

本日縣令小崎利準の奏上せる縣治提要、その他縣治に關する述職書類左の如し。

#### 上 縣 治 提 要 表

臣利準謹言本縣中山ノ鄙ニ僻在シ山河遼遠ナリ、茲ニ龍駕ノ親臨ヲ辱クシ微臣職事ヲ執リ天威ニ咫尺スルヲ得惶懼感激ノ至ニ任ヘス、恭惟ニ 陛下深仁厚德黎庶ヲ哀憫シ、大政維新ノ際首トシテ武斷專治ノ弊制ヲ革メ府藩縣三治ノ宏規ヲ開キ、嗣後更革一再以テ能ク今日ノ不績ヲ致セリ、而猶且ツ吏治ノ飾セス下民ノ寧處セサルヲ慮リ、屢方ヲ省ミ俗ヲ問ヒ逸豫アル事無シ、是以 皇化ノ光日ニ隆盛ニ趨キ休養ノ澤年ニ富庶ヲ加フ、臣愚無似乏ヲ本縣ニ承ケ仰テ 德意ヲ宣揚シ僥

縣治提要を上の奏文

テ吏民ニ率先スルコト能ハス、縣治ノ事項粗其端緒ニ就クヲ得ルモ、其舉行ノ或ハ未タ普及セス、其規程ノ或ハ未タ完全ナラサルモノ之ヲ振張シ之ヲ皇恢セサルヘカラス、臣愚敢テ夙夜匪懈勉報効ヲ圖ラサラシヤ、仍テ本縣施治ノ梗槩ヲ提録シ書表地圖若干種ヲ併セ、謹ンテ上呈ス、伏シテ幸ニ乙夜ノ照覽ヲ賜ランコトヲ、臣利準誠恐惶謹言

明治十一年十月二十四日

岐阜縣令正六位 小崎 利 準

縣 治 提 要

一本縣所轄美濃飛驒兩國ハ郡二十四、村町合ハセテ千三百三十三、戶數十六萬九千五百四十四、外ニ社寺四千四百九十三、人口八十二萬七百一、反別田畑山林原野等ヲ合セ凡百二十九萬六千餘町トス其ノ地勢タル、美濃ハ東北西ノ三面皆山嶽綿亘周匝シ、中央以南田野開豁木曾長良揖斐ノ三川其間ヲ灌漑シ下流相合シテ伊勢海ニ入ル。飛驒ハ山嶽重疊列峙シ國中曠野平田ヲ見ル事希ク、益田白川宮川高原等ノ諸川或ハ南駛シテ美濃ニ入り或ハ北流シテ越中ニ出ツ。其俗美濃ハ東北素撲ニシテ西南ハ較豪華ヲ喜フノ氣象アリ、飛驒ハ概シテ撲實ノ風ヲ存ス。兩國ノ人民專ラ耕耨ヲ事トシテ、傍ラ養蠶製茶陶窯漉紙坑鑛ノ業ヲカム、又所在市街アルヲ以テ商賣ヲ業トスルモノ亦尠カラス。

一管内ノ物品ニ於ケル頗ル農産ニ饒ニ、就中米ヲ最良トシ一歳ノ産額凡七十萬石、其他菽麥・綿花・

產 業

戶 口 反 別

學 事

製茶・藍葉・莖苔等皆佳品價格拾萬圓ノ上ニ出ツ。養蠶ノ如キ濃飛固有ノ土宜ニシテ近年最旺盛ニ趨キ、繰絲機械ヲ設置スル大小同シカラサルモ其數百二十七種、皆水車ノ便ニ依リ製絲ノ量二萬七千貫目ニ及ヘリ。鑛山行業ノ坑數二百箇所、製鍊ノ銀銅鉛併セテ七萬貫ノ量ヲ出ス。且製造物品ハ美濃紙ノ産額七十萬束・價格六拾萬圓餘、陶器製出ノ價額殆ント四拾萬圓ニ至ル。織物ニハ絹絲ニ岐阜縮緬、川島織アリ、艸綿ニ結城、棧留織等アリ、各參四萬圓乃至拾七八萬圓ノ産額トス。其他髹漆・銅器・及物等ノ製品亦尠カラス。各自競争改良ノ方法ニ從事セリ。農事ヲ講究シ其改進ヲ勸誘スルハ即今特ニ至要ノ務メタリ。仍テ農事講習場ヲ開設シ、學科ヲ分チテ豫科本科試業ノ三科トシ、現時本科ヲ修學スル者三十九人、目下創設ニ際シ著効ノ見ルヘキ無キモ、其將來有益ヲ物産上ニ與ルヲ信スルナリ。

一曩ニ學制ノ頒布アルヤ、管内中小ノ學區ヲ分割シ便宜施設セシモ、該時艸創各校教科等失當ノ憾ナキ能ハサルヲ以テ、六年十二月本縣師範學校ヲ創設シ學則校規一ニ東京師範學校ニ準據シ、爾來卒業ノ生員ヲ各校ニ派遣スル七百五十餘名ニ及フモ、尙各校ノ需用ニ供給スルコト能ハス、昨十年更ニ校規ヲ釐革シ一層養成ニ從事セリ。學區ハ六中學區・一千二百七十五小學區ニシテ、小學六百五十五校、就學生員六萬六百七人、乃チ人口百人中八二人分強ニ當リ、一歳ノ學費拾四萬貳千五百八圓餘ナリ。教則ハ現ニ正略數種ヲ設ケ適宜其ノ地ノ施行ニ任シ、以テ學事ノ進度人心ノ

歸嚮ニ應ス、就中最行ル、モノ小學略教則トス。中學ハ七年二月ノ創設ニシテ、爾來教則ヲ改正スル此ニ二回、近時規程稍整頓ニ歸シ既ニ本年中全科卒業ニ及フモノアリ。其他私立中學十一ニシテ、専門學ニ校アリ。文部省交付ノ補助金ヲ以テ師範學校費及小學補助費等ニ充テ、贏餘アレハ積テ他年ノ必需ニ供スルヲ目的トス

衛生

一管内衛生ノ事項、端ヲ明治五年ニ開キ同九年ニ至リ醫務概則ヲ發行シ、各區ニ醫務藥舖ノ取締ヲ設ケ藥舖百七十八名醫員五百八十二名假ニ免狀ヲ附與セリ。爾後新ニ醫術ノ開業ヲ請願スルモノハ其學力ヲ試験シ内務省ノ免狀ヲ申請ス、現時免狀ヲ得タルモノ十二名トス。又傳染病豫防ノ方法ヲ設ケ室扶斯泰斐土等ノ行ハルアルモ、該地戸長若クハ警察官吏ノ申請ニ依リ、時宜ニ應シ醫員ヲ派遣シ豫防救済スルヲ以テ容易蔓延ノ勢ヲ逞スルニ至ラス、本年ノ如キハ痘瘡並ニ行ハレ稍之カ慘毒ヲ被ルモノアルモ、速ニ豫防ニ着手シ一二月間ニシテ全ク撲滅ノ功ヲ効セリ。抑明治五年初メテ種痘ノ法ヲ設クル、民心未タ舊染ヲ脱セス往々狐疑ヲ抱キ施行頗ル困難ナリシカ、近時大ニ防疫ノ良法タルヲ悟リ、種痘ノ人員年ニ増加シ昨十年ニ於テ其數五萬二千六百五十七名ニ至レリ。明治八年公立病院ヲ創立シ、之ニ附屬スルニ醫學校ヲ以テス、其目途專ラ生徒ヲ教育シ管内ノ醫事ヲ皇張スルニアリ。現時修學ノ生徒六十名ニシテ、治ヲ請フ患者本年前半年ニ於テ新舊合セテ六千七百七名ナリ。

警保

一警察本署ヲ設ル美濃國ニ四ヶ所、飛驒國ニ一ヶ所合セテ五ヶ所、其各管轄スル戸數一萬八千餘戸乃至四萬六千餘戸、人口十萬乃至二十一萬三千餘人、幅員直徑凡東西七里南北十四里ヨリ、東西十七里南北二十里ニ至リ、廣袤均シカラス。分署四ヶ所乃至八ヶ所ヲ管シ、總テ二十九ヶ所、亦各特區ヲ小別ス。別ニ市街要衝ノ地及ヒ分署遠隔ノ地ニ巡查交番所ヲ置ク總テ二十四ヶ所。警部ハ本廳ニ五名警察本署ニ三名乃至四名、岐阜大垣ノ二分署ニ各一名、其他ハ二三分署ヲ併セテ警部一名ヲ駐在セシメ總テ三十五名。巡查ハ本廳ニ五名、警察本署ニ四名乃至六名、分署ニ七八名乃至三十餘名適宜配置シ總テ三百三名、之ヲ管内人口ニ比較スレハ二千七百餘人ニ付巡查一人ニ當レリ。明治十年九月ヨリ本年八月迄一週年間管内盜難ニ遇フ者二千四百九人、罪犯ノ捕拿二千五百四十人、之ヲ巡查ノ現員ニ比較スレハ一人ニ付八人ナリ。又人ニ係ル事故千五百八十件、内保護スル者千二百二十件、即チ百ニ付七十餘、又物ニ係ル事故火災類燒ノ戸數ヲ除キ二百六十三件、内保護スル者百十八件、即チ百ニ付四十五弱、一般ノ事故之ヲ前年ニ比スレハ凡二割八分餘ヲ増シ、罪犯捕拿違警賣淫等處分ノ數モ亦一倍ニ及ヘリ。蓋シ警察ノ方法日ニ周密ヲ加ヘ注意ノ遍キニ由ルナリ。

刑事

一監獄ハ本署ヲ岐阜ニ設ケ、支署ヲ美濃國大垣・御嵩・飛驒國高山ノ三所ニ分置ス。本年前半年入監ノ數ヲ舉ルニ未決囚千七百七十九人、懲役七百六十一人、懲治者二十一人、目下繫獄ノ未決囚百七

十八人、懲役人四百八人、懲治者二十三人。懲役ハ内外ノ勞役ニ服サシメ、内役ハ陶工ヲ專ラトシ、其他木工・竹工・傘工・漉紙織工・縫工・絢繩・春米等ノ諸織工ニ使役シ、外役ハ耕耘土石運搬等ナリ。其内役ニ服スル者僅ニ十ノ二三ニ止マリ、其餘總テ外役ニ服サシム。明治十年囚獄ノ費額金四千八百九拾八圓餘、懲役ノ費額金壹萬五千五百參拾五圓餘、傭工錢六千五百八拾八圓餘ヲ收入セリ。毎日曜日教導職ヲ延キ囚徒ヲ説諭セシメ、二十五歳才以下ノ囚徒ハ工役ノ餘暇讀書・習字・算術等ヲ授ク、獄情相和シ改良ノ者亦尠カラス、本年特典ヲ以テ本罪ヲ減セラレシ者十六人ニ及ヘリ。

兵 事

一本縣兵役ノ現數ヲ算スルニ、常備在役ノ者九百八十三人、第一後備兵八百五十三人、第二後備兵百九十八人、國民軍十五萬五百三十六人トス。初徵兵ノ發令アルヤ、人民頗畏懼ノ念ヲ懷キシニ、爾來國家寧靜ニシテ好テ兵役ニ服スルノ情狀アルニ至リシカ、客年西南ノ役アル、影響ノ及フ所本年徵募ノ丁之ヲ前年ニ比較スルニ、地方ニ因リ或ハ三分ノ二ヲ缺クモノアルモ、幸ニ本年八月第二十號ノ公布ニ仍リ將來忌避ノ弊ニ於テ顧念ナキニ至ラン。

租 稅

一本縣改租ノ事業、美濃國ハ明治七年一月ヲ以テ着手シ、中間滿二年ノ調整ヲ經九年ニ至リ竣工、八年度ヨリ新稅ヲ施行シ、飛驒國耕地地ハ舊筑摩縣ノ調整ニ成リ、山林原野ハ本縣所轄ノ後之ヲ檢定シ、九年度ヨリ新稅ヲ施行ス。美濃國反別四十一萬三千六百六町五反八畝一步、内耕地地八

地 籍

開 墾

萬六千六百八十一町七反二畝二十七步、山林原野三十二萬六千九百二十四町八反五畝四步、地價合テ參千九百參拾壹萬九千七百四拾貳圓貳拾錢四厘。此百分二箇半ノ地稅金九拾八萬參千貳百拾貳圓七拾九錢參厘。飛驒國反別二十七萬六千八百三十五町六反八畝二十步、内耕地地一萬三千七百九十二町五反六畝十六步、山林原野二十六萬三千四十三町一反二畝四步、地價合テ貳百六拾五萬八千九百八拾九圓九拾七錢九厘。此百分二半ノ地稅金六萬六千四百九拾四圓參拾七錢六厘、兩國通計地稅金百四萬九千七百七圓拾六錢九厘トス。改租ノ初年ニ在リテハ百分三ノ地稅ナルヲ以テ舊稅ニ比較シ六萬六千九百七拾九圓餘ノ増額ナリシカ、十年一月減租ノ公布ニ依リ之ヲ舊稅額ニ比較シ、拾四萬千四百拾七圓餘ノ輕減ヲ成セリ。又同年凶歲租租延納規則田租半額代米納ノ公布アリ。爾後民間ノ景狀ヲ案スルニ專ラ田產ヲ重ンシ、實地賣買ノ價格前日ニ比較シ一割乃至二三割ノ昂貴ニ至ルヲ以テ、改租ノ均一膏澤ノ普及ヲ見ルヘキナリ。

一地籍編製ノ舉ハ田野ヲ經紀スルノ根基ニシテ其ノ調査最精確ヲ要ス。仍テ先ツ各町村地籍ヲ訂正シ、改租丈量地圖及諸帳簿ニ照合交互點檢シ、明治九年十月ニ至リ美濃國郡地籍ヲ編成ス。飛驒國ハ本縣所轄ノ後漸次着手シ、今ヤ殆ント編纂ノ功ヲ終ヘントス。爾後年々地種地目ノ變換ニ注意シ周密之ヲ踏查更訂セハ、永ク地盤紛亂ノ患ナキヲ得シ。

一管内從來荒地ノ夥多ナル殆ント數千町步ニ及ヘリ。明治五年地券發行ニ當リ綿密調査ニ由テ、六



年ニ至リ田畑ニ起反スル所ノ反別都テ五百五十七町一反五畝歩餘ナリ。尋テ改租丈量ニ際シ、每レノ實況ニ依リ精細之ヲ査定區分ス。仍テ八年ノ荒地總額前年ニ比較シ、反別凡ソ三千二百十町九反五畝歩餘ノ大數ヲ減却セリ。爾後起返シノ難易ヲ量リ、年季ヲ定メ年々其起返リヲ督勵ス。現ニ今年季中ノ荒地美濃飛驒兩國ヲ合テ反別三百九十二町九反七畝十一歩トス。管内荒蕪原野ノ如キ、其土質多クハ瘠薄ニシテ開墾ニ從事スル者アル事ナシ。尋常耕地接續ノ不毛地ヲ起シ藪等ヲ開クカ如キハ年々其箇所尠トセス。現今開墾下年季中ノ分、美濃飛驒兩國合テ反別二百七十六町四反八畝十三歩、坪數五萬六千八百七坪六合三勺トス。

一管内官有ノ山林反別五十七萬三千九百九十六町餘、民有ノ山林反別五十八萬四千四百四十二町餘、官民有未定ノ山林七十一町餘トス。民有山林ハ從來專ラ肥料薪炭等ニ資用シ、良樹繁茂ノ地ハ僅二分ノ一ニ過ス。官有山林往々良材乏シカラス、就中美濃惠那郡付知村外二ヶ村及武儀郡神淵村七宗山、飛驒益田郡小坂村大洞湯屋落合等官林ノ如キハ、巨樹大材鬱葱立頗ル星霜ヲ經又運輸ノ便宜ヲ得タリ。即今官有山林ハ既ニ地理局所管ニ歸シ、民有山林ハ本縣ニ於テカメテ愛護保存シ、濫伐禿盡ノ患ナカラシメント期ス。

一管内ノ河川木曾長揖斐ノ三川ヲ最大ナルモノトシ、各支派ノ川流合テ六十餘條アリ。其他溝瀆池沼枚舉スヘカラス。夏季霖潦毎ニ動モスレハ暴溢ノ害ヲ免レス、堤防樋管ノ修治歲ニ鉅萬ヲ費ス。

賑給貯蓄

ス。明治八年以降ノ工事ヲ通計スルニ、一歳ノ費其官給ニ係ルモノ參萬八千七百八拾八圓餘、民費ニ係ルモノ七萬六千九拾五圓餘、總計拾萬九千四百八拾參圓餘ノ多キニ至レリ。本年一月內務省ヘ申請スル所アルカ爲ニ、土木局員及ヒ水理工師ヲ派出木曾川改修ニ從事セシメ、今ヤ現ニ洋法ニ依リ一二工事ニ着手セシニ大ニ其功ヲ奏スルヲ覺フ。

一救荒豫備ノ金穀、其官貯ニ係ルモノ粃三千四十石餘、民有ニ屬スルモノ粃千四百三十石、金壹萬八千五百圓餘、其他民間有志多少蓄穀ニ從事スル者アルモ未タ全管普及ノ時機ニ至ラス。抑豫備ノ緊急ナル一日モ忽諸スヘカラス、幸ニ目下連年豊富ノ餘民費輕減ノ時ニ及ヒ、適宜之カ方法ヲ設ケ漸次勸誘貯蓄ヲ擴ムルヲ目的トセリ。

篤行

一管民ノ篤行奇特ヲ褒賞シ功勞死傷ヲ慰撫スルコト年或ハ其數ヲ加フ。爰ニ明治六年以降施行ノ人員ヲ概算スルニ、其孝義篤行ニ係ルモノ十三人賞金貳拾圓、建學修路等ノ資費寄附ニ係ルモノ千二百六十九人賜盃千二百六十九、獻品ニ係ルモノ七人賜盃六賞金拾五圓、功勞死傷ニ係ルモノ四百四人賞金及療治料吊祭資遺族扶助料ヲ合セテ六百六拾六圓餘トス。

一窮民ノ救助孤獨無告ニシテ自存スル能ハサル者ハ成規ニ依リ之ヲ賑救ス。其増損多寡年ニ異同アルモ、即今官救ヲ仰クモノ僅ニ二人、又棄兒ノ養育料ニ頼ル者現時十三人、此二項ヲ合セ一歳ノ給額七拾壹圓餘トス。其他水火災異依リ一時目下ノ窮餓ヲ賑濟スルニ如キハ、昨十年ニ於テ人員

賑恤

士族

千九百三十人費額貳百八拾八圓餘ナリ。  
一本縣士族現員二千五百六十七人、大垣其他舊藩治下及郡村ニ散住ス。明治六年中家祿ノ金額或ハ分通奉還ノ者千餘人ナリ。現時ノ景況ヲ通視スルニ土地ニ因リ其方向同轍ナラサルモ、各自食力就産ノ途ニ汲々タルモノ、如シ。本年金祿券ノ交付アル、爭テ國立銀行ニ加入シ其急遽沾却ヲ要スルモノハ特ニ百中ノ二三ニ過キス。概シテ其前途ヲ察スルニ、窮苦自存スル能ハサルモノ、如キハ甚タ多カラサルヲ信スルナリ。

銀行

一現今國立銀行創立ノ許可ヲ得既ニ開業スルモノ一、末タ開業ニ到ラサルモノ四、資金合テ參拾四萬圓、銀行類似ノ會社五、資金合テ參萬圓ナリ。抑改租以降米納ヲ廢セラレ、一時影響ノ及フ所民間動モスレハ金融ノ否塞ヲ致セシニ、各地銀行創設以來自ラ流通ノ便ヲ開キ利子隨テ低下セリ管内ノ如キ物産夥多金融時アリテ需要ニ給セサルモ、之ヲ曩日ニ比スレハ大ニ霄壤アルヲ覺フ。  
一本縣ノ歲入客年即チ十年度ニ在テ、地税金百五萬六千五百四拾參圓四拾四錢七厘、地券證印税金六千四百七拾八圓六拾六錢六厘、煙艸酒類税金八萬七千七百五拾參圓五拾八錢壹厘、諸印紙税金壹萬四千八百九拾九圓四拾八錢貳厘、銃獵及牛馬賣買船車度量衡賣藥版權免許税金壹萬四千四百四拾五圓八拾九錢七厘外ニ稅外收入金六千六拾五圓六拾貳錢六厘、縣税金壹萬七千五拾七圓參拾八錢、總計金百拾九萬參千四百貳拾四圓七錢九厘トス。之ヲ前年度ノ收入額ニ比較スルニ、地稅ハ十年

歲入

一月減租ノ公布ニ由リ貳拾萬八千八百貳拾七圓餘ノ大數ヲ減シ、其他諸稅大ナル差違ヲ見ス。酒類稅ハ特ニ貳萬九千五百六拾七圓餘ヲ增加セリ、蓋該稅ハ十年十二月第八十一號公布ニ依リ、行商鑑札料及飲食店諸賣營業稅ヲ課シ、卸賣營業稅ヲ増シタルト、酒價調査ノ漸ク眞價ヲ得タルトニ由ルナリ。

歲出

一本縣ノ歲出客年即チ十年度ニ在テ、定額常費四萬九千五百四拾六圓餘、額外常費壹萬六千七百八拾六圓餘、虎列刺病救濟及其他ノ臨時費六千八百七拾五圓餘、警察費壹萬四千百參拾九圓、堤防及營繕費參萬八千九百貳拾六圓餘、小學及師範學校補助金壹萬七千五拾壹圓餘、國幣社ノ經費千八百七拾貳圓餘、通計拾四萬五千九百九拾七圓餘、是則官給ニ係ルモノナリ、外ニ縣稅ヨリ支出スルモノ壹萬貳千四拾六圓餘ヲ併セ、總計拾五萬七千貳百四拾四圓餘トス。曩ニ豫算法ノ發令アル應費其ノ他專ラ節減ノ方法ヲ設ケ、カメテ費出ヲ節シ豫算ノ額ニ超過セザラシム。  
諸公債證書現時管内ニ在ルモノ、新債五千九百貳拾五圓舊債四萬參千六百圓、秩祿債貳萬五千貳百圓金祿債貳百萬參千參百貳拾五圓、總計貳百七萬八千五拾圓ニシテ、此公債ニ對スル一歲ノ利子年賦金ヲ合セ拾參萬九千貳百五圓餘ナリ。又諸貸出金現今未納ニ係ルモノ、石高割貸下六萬參千六百五拾七圓餘、舊藩々貸下貳萬四千四百拾參圓餘、通常貸下五千六百六拾參圓餘、總計九萬貳百參拾四圓餘ナリ。

一民費ハ地方ノ休戚ニ關スル最大ナルモノニシテ、多年嵩費ノ憂慮ヲ免レサリシカ、近時ニ至リ稍輕減ノ効ヲ見ルニ至レリ。爰ニ明治七年以降ノ費額ヲ通算スルニ、七年五拾貳萬七千七百八拾八圓餘、八年六拾五萬五千九百五拾壹圓餘、九年四拾九萬八千五百五拾四圓餘、十年參拾萬貳千參百拾五圓餘ニシテ、八年ヲ以テ前後無比ノ巨額トス。蓋該年ハ改租竣功ニ際シ官民最多端ナルニ由ル。爾後平時ニ歸スルニ隨ヒ漸次輕減スルコトヲ得、將來ノ費額力メテ之ヲ節損セハ平常ニ在テ參千萬圓内外ヲ超過セサルヲ得ヘシ。

一本縣屬官ノ分課初メ縣治職制ニ導據、課目ヲ定メ、後チ明治九年第二十二號公達ノ旨ニ基キ實際處務ノ便宜ヲ計リ、昨十年五月已定分課目ノ外別ニ傳達・史誌編纂・監獄・土木・公債ノ五掛ヲ設ケ課中ニ科ヲ分チ掛中ニ專務ヲ置キ、以テ其課掛ニ屬スル庶務ヲ分掌セシム。本年六月史誌編纂掛ヲ廢シ其事務ヲ第一課ニ附シ、監獄掛ヲ廢シ監獄本・支署ヲ置キ、更ニ地理・銀行ノ二掛ヲ設ク。本年七月第三十二號府縣官職制改定ノ公達アルモ、屬官分課ノ如キハ姑ク從前ノ便宜ニ從フ。現今人員屬六十六人、內警部ヲ兼任スル者五人、警部三十人、等外吏四十二人。縣治ノ處務日ニ詳確ヲ要シ調理稽查ノ多端ナル前日ノ比ニアラサルモ、屬官多年職ヲ奉スル者多キニ至リ、自ラ事務ニ慣習事ヲ舉ル稍澁滯ノ患ナキコトヲ得タリ。

孝子義僕等是迄賞與施行濟之者行狀並賞與之次第取調書

孝子義僕等賞與行狀取調書

加納の孝子

美濃國厚見郡上加納村平民飯沼梅松、同人妹飯沼淺野、飯沼鐵野、飯沼菊野  
右之者資性孝順皆能ク幼ヨリ双親ニ奉事ス、父ヲ甚藏ト云フ維新以後始メテ民籍編入ヲ得タリシカハ、梅松殊ニ國恩ノ優ナルヲ感喜シ、是ヨリ常ニ受地小作ヲナシ専ラ耕耘ヲ力メ、淺野ハ紡績ノ業ヲ取リ、鐵野・菊野ノ兩人ハ日々他戸ニ傭作シ時トシテハ池沼ノ泥螺ヲ拾ヒ獲テ之ヲ岐阜ノ市ニ鬻キ同胞力ヲ戮セ汝々老父母ニ事ヘ、各身ハ常ニ飧糲ヲ食シ双親ニハ務メテ甘旨ヲ供スル等奉養至ラサルナク、殊ニ梅松ハ齡四十ヲ過クルモ未タ妻ヲ娶ラサレハ人或ハ之ヲ勸ムルモノアルニ答テ云フ、他人ヲ交ヘ該人或ハ父母ノ意ニ適ハスンハ孝養恐ラクハ闕クルアラント、姉妹三女モ亦嫁適ヲ其父母ニ促カスモノアルニ、各永ク膝下ニ侍センコトヲ請ヒ嫁期ヲ過クルモ願ミサルニ至ル、旃レニ加フルニ各溫和ノ質ヲ具ヘ貧窶ノ身ヲ以テ近隣ノ交際厚カラサルナク、鄉閭舉テ其行ヲ賞スルニ至レリト、本區々長其狀ヲ供申セリ、困テ明治七年十一月三十日褒賞アラントコトヲ内務省ニ稟請セシニ、翌八年一月四日梅松ヘ金貳圓淺野・鐵野・菊野ノ三女ヘ金壹圓貳拾五錢ツツヲ下賜リタリ。

美濃國土岐郡日吉村平民土屋廣吉、同人姉土屋美屋、土屋佐登

右之者稟性孝順ナルカ、不幸ニシテ累年不虞ノ災厄ニ罹リ其ノ田產ヲ失ヒ、加フルニ往年父ヲ喪フ以來日ニ窘迫セルヨリ、廣吉ハ他戸ニ傭作シ或ハ受作シテ耕耘ヲ力メ、農隙ハ竹工ヲ爲シ、美

日吉の孝子

屋・佐登ハ専ラ紡績ニ勵ミ、同胞力ヲ戮セテ生業ヲ營ミ、祖母竝ニ母ニ奉事シ愛養至ラサル處ナク廣吉ハ妻ヲ娶ルヲ勸ムル者アレハ、貧窶ノ家ニシテ更ニ口數ヲ増サハ自ラ孝養ヲ缺クニ至ラント之ヲ肯ンセス、美屋ハ少シク書算ヲ解スルヲ以テ、曩キニ祖父在世ノ日ハ常ニ祖父ヲ助ケテ商業ヲ勉ム、祖父曾テ病アリ偶蜜柑ヲ望メルニ、土地邊僻初夏ニ際スルヲ以テ之ヲ得ルコト極ミテ難キヲモ、各所奔走遂ニ之ヲ七八里外ノ他郷ニ求メ得テ供スル等、其行狀殊勝ナルヲ聞キ之ヲ娶ラシコトヲ請フ者多シト雖モ固辭シテ己マス、佐登モ其志操廣吉美屋等ニ異ナルナク、各奇特ノ者タル狀ヲ該村戸長具申セシヲ以テ、公規ニ依リ明治九年一月四日金壹圓五拾錢ツ、ヲ褒賞セリ。

松森の孝子

美濃國武儀郡松森村 平民 巾織藏

右之者資性篤實、曾テ他人ノ家ニ雇使セラルノ日、能ク其家長ニ仕ヘ、十五年前父没スルニ及ンテ家ニ歸リ業ヲ繼キ耕耘ヲ力メ、餘暇アレハ陶器乾魚ノ類ヲ肩擔シテ之ヲ里巷ニ鬻キ以テ生業トナシ、老母ニ奉事スルコト甚厚ク、生計乏シキモ母ノ嗜ム所ハ常ニ其望ミニ應セサルナク、奉養多年些ノ倦怠アルナク、郷黨舉テ之ヲ賞嘆スト、該區區長ノ具申ニヨリ、明治九年二月九日公規ニ照シ金壹圓五拾錢ヲ賞與セリ。

松山の孝子

美濃國大野郡松山村平民 戸長 山村總三郎

右之者本村平民山村金左衛門ノ實子ニテ、幼稚ノ時山村十郎兵衛ニ養ハル、稟賦篤實、能ク養父母ニ事フ、養父退隱ノ後其讓リヲ受ケ家業ヲ勉勵シ、晨ニハ田圃ニ出テ力ヲ耕耘ニ盡シ、夕ニハ隱居ニ至リ詳ラカニ植物ノ實況ヲ養父母ニ告ケ、其穫ル處ノ米穀蔬菜ハ必ス先ツ之ヲ養父母ノ處ニ納レ、其餘ヲ以テ我所居ノ家ニ收ムト云フ、養父ハ文久二年閏五月齡七十七ニシテ病死シ、後養母ニ奉養スルコト愈厚ク、養母ハ當年齡八十三歲餘ニシテ殊ニ六年前ヨリ病床ニ在ルヲ婦ト俱ニ日夜侍養怠ラスト雖モ、或ハ奉養ノ足ラサルヲ恐レ、之カ爲メ故ヲ看護ノ者ヲ雇フテ侍側セシメ、養母ノ嗜ム所ハ常ニ之ヲ貯藏シテ乏シカラサシメ、或ハ不時ノ望ム所ハ市ニ行キ自ラ求メテ之ヲ供シ、常ニ人ニ語リテ曰ク、我ハ本ト養父母ノ養ヲ受ケシ身ナリ、今ノ家産ハ養父母ノ家産ナリ、假令其讓與ヲ受クルトモ父母ノ爲ニ之ヲ費スニ於テハ何カアラント、奉事今ニ五十年其家道貧ナラサルモ嘗テ無用ノ財ヲ費サス、且恤窮ヲ好ミ窮民ヲ救賑セシコト屢々ナリシヨリ、明治二年己巳八月舊藩主岩村藩知事金千匹ヲ賞與セシコトアリシカ、猶其孝狀ヲ旌表センコトヲ該區區長申請セシニヨリ、公規ニ準ヒ明治十一年一月四日金參圓ヲ褒賞セリ。

大名田の義婢

飛騨國大野郡大名田村平民定之助姉 垣越 長

右之者飛騨國大野郡高山町平民服部岐ナルモノ、雇人ニテ、稟性貞實、雇主岐ニ仕フルコト多年曠曩ニ犯セル罪アリ懲役ノ刑ニ處セラレ、明治十年秋役滿チテ家ニ歸リ、尋テ信濃國松本驛ニ到リシカ該所ニアリテ病ニ罹リ困難ヲ極メシヨリ、書ヲ郷里ニ贈リ藥餌ノ資ヲ求ムト雖モ、近來家

道衰へタルヨリ其意ニ應シカタキヲ憂ヒ、妻津留長ニ告ケ曰ク、當國船津町ハ人家稠密富豪少カラサル地ナレハ、該所ニ赴キ會テ學ヒ得シ寫眞術ヲ以テ營業トヒハ利ヲ得ルモ易カルヘシ、而シテ其所得ヲ以テ松本ニ送り夫ノ藥餌ニ供セントス、汝且ク此家ニ留リ我三兒ヲ養育セヨト云ヒテ、船津へハ赴カスシテ松本ニ在ル夫ノ處ニ到レリ、是ニ於テ長ハ三兒養育ノ事ヲ以テ自ラ任シ會テ雇主ニ學ヒ得シ攝影術ヲ業トシ、傍ラ紡績裁縫ヲカメ幼兒ヲ養育スト雖モ、日計費ラレサルヲ以テ終ニ己レノ被服ヲモ典賣スルニ至レリ、然レトモ雇主ノ家財ニ至リテハ毫モ之ヲ散スルコトナク、加之雇主ノ長男健藏<sup>九</sup>ハ雇主ノ家ニ在リシ日ニ同シク小學校ニ通學セシメ學業ヲ勵マシ、三男政彦<sup>三</sup>ハ本年一月ヨリ病ニ罹リ起臥不自由ナルヲ、我カ母ト謀リ厚ク療養ヲ盡ス等、主家ノ爲メニ非常ノ辛苦ヲ究ムル狀郷黨ヲ感動セシムルトノ聞エアルヲ以テ、該區長ニ諮詢シ公規ニ依テ明治十一年四月八日賞金壹圓ヲ附與セリ。

五ノ里の節婦

美濃國大野郡五ノ里村平民 若園甲子次郎繼母 若園多計

右之者父ヲ若園貫十郎ト云ヒ大野郡唐栗村ノ平民ナリ、多計ノ姉某先キニ若園喜間太ナル者ノ妻タリシカ、慶應二年中小兒四人ヲ殘シ置キテ病死セシヨリ、其妹即チ多計ヲ以テ喜間太ノ後妻トナセシカ亦小兒二人ヲ擧ケタリ、然ルニ夫喜間太ハ妾與根ナル者ヲ愛シ會テ與根ヲ家ニ迎フルタメ若干ノ財ヲ消費シ、爲メニ家財ヲ散スルニ至レハ雇人ヲ放チ遺ク、多計ハ與根ヲシテ専ラ家事

神岡の孝子

ニ任セシニ、與根ノ多計ヲ蔑視スル恰モ家婢ニ異ナルナキモ多計聊カ以テ意トナサス、喜間太ハ日々家計ノ窮乏スルヲ視テ與根ヲ携テ別居セシカハ、多計多クノ幼兒ト七十歳ニ餘レル姑養育ノ事ヲ一身ニ擔當シ、剩サヘ姑ハ五ヶ年前ヨリ病ニ臥シ今ハ窶ツシキ生計ナレトモ、姑ハ老ノ身ノ兎角ニ昔時ノ慣習去リ難ケレハ食餌ノ如キモ彼是ト望ムヲハ、多計其意ニ違フコトナク、且夏日ニ枕席ニ扇キ寒夜ハ我衣ヲ脱キテ姑ニ供シ、五年ノ久シキ只一日ノ如ク能ク奉養ヲ竭スヲ以テ、姑ハ常ニ人ニ語テ云フ媳アリ幸ニ我カ餘命有ルナリ、深夜目覺レハ媳寢ネスシテ我レヲ撫摩シ居レリ、偶々時刻ヲ問ヘハ鷓鳴已ニ兩度ニ及フト答フルコト屢々ナリト、此ヲ聽ク者視ル者等皆感動セサルナシト該區區長ノ申報ニヨリ公規照シ、明治十一年五月四日金壹圓五拾錢ヲ賞與セリ。

飛驒國吉城郡神岡村平民 平五郎弟 田中善三郎

右之者ハ極メテ貧ナレトモ、天性孝順ニシテ幼ヨリ二親ニ事フルニ能リ其道ヲ竭シ、殊ニ母ハ二十年前ヨリ病ニ罹リシニ日夜看護ヲ怠ラス、其父平右衛門ハ昨年病死シ、父平五郎ハ從來多病ニテ生業モ營ミカタキニヨリ飢寒日ニ迫ルヲ、黽勉備作シテ孳々病母ト兄トニ奉養ヲ盡スヲ以テ、郷黨擧ケテ之ヲ感賞ストノ聞エアレハ、其狀ヲ該村戸長ニ咨詢シ公規ニ準ヒ、明治十一年六月一日金貳圓ヲ褒賞セリ。

勸業ノ方法

本縣勸業ノ方法タル一法ニ止マルヘカラスト雖モ、其ノ要ヲ掲クレハ、地方在來ノ物産ヲ改良シ及ヒ皇張スルト、土地ノ宜ヲ量リ事業ヲ新起シテ產出物ヲ増殖セシムルノ兩事ニ在リトス。然而シテ之ヲ實施スルニ至リテハ縣設又ハ縣費ヲ以テ爲スヘキアリ、人民ヲ勸奨シ合資又ハ獨資ヲ以テ爲サシムルアリ。大抵縣設縣費ヲ以テスルモノハ總テ良否得失ノ未タ判シ難クシテ一時ノ試驗ヲ要スルモノ、或ハ費額巨大ニシテ人民其起業ヲ難ニスル所ノモノニ屬ス。而シテ民費ヲ以テスルハ人民該業ニ馴熟シ利害損益ノ觀易キモノ及自奮シテ開業ヲ望ムモノニ屬セルナリ。今其著大ナルモノヲ左ニ列載シ、各項下ニ就テ其原旨ト實況トヲ呈露セントス。

農事講習場

農事ハ物産ノ源基ニシテ民業ノ最モ重キモノタレハ勸業事務中ノ極メテ肝要ナルモノトス。而シテ之ヲ勸奨シテ其盛大ヲ期スルノ事ニ至リテハ頗ル多端ニ涉リ一朝ノ爲シ得ヘキニアラス。且ヤ人民慣習ノ業務ニ干渉シ改良スルアラント欲スル如キ大小ニ論ナク事容易ニ非ストス。然レトモ舊ニ依リテ振起セサレハ殖産ノ功途ニ空シカラシテ恐ル。是該講習所ノ設ケアル所以ナリ。其意タル一ハ人民ノ子弟ヲ募リ之ヲ教育スルニ泰西諸般ノ農事ヲ以テシ、學成ルノ後自ラ擇フ所ニ從テ之ヲ實地ニ施サシメハ、官ニ強誘ノ弊ナクシテ適應ノ事業自ラ興起スヘク、二ニハ生徒卒業各所ニ歸散スル後ハ其現業ヲ看做フ者、或ハ事ヲ質問スルモノ多カルヘク、然ル時ハ管内ノ農事一

植物園 農事講習場ニ附屬ス

般ニ漸ク改良ニ至ルヘク、三ニハ從來農ト稱スル者多クハ耕種ニ止マリテ農事區域ノ廣大ナルヲ知ラサルヨリ農民務ムル所ノ業狹シ、故ニ該場教ユルニ泰西混同農ヲ以テシテ務メテ民ニ遺利ナキヲ期セシメントス、四ニハ農事ニ精キ者管内ニ多ケレハ官之ヲ勸誘スルモ勞少クシテ効大ナルヲ以テナリ。其教育方法ノ如キハ別冊之ヲ詳ニスルヲ以テ茲ニ之ヲ省略ス。

該園ハ内外各國ノ菓樹穀菜ヲ移植又ハ播種シテ、氣候及培養ノ適否ヲ實地ニ試驗シ、其得失ヲ考慮スルノ所ニシテ、明治八年始メテ之ヲ縣廳接近ノ地ニ開設シ、勸業寮洋種菓木穀菜若干ヲ斯ニ致シ、爾來内外植物各種ヲ採集シ目今試驗ヲ經ル者其數二百餘種、果シテ有益無害ノ物タルヲ認ムレハ培養法ヲ記シ、漸次之ヲ管内各所ニ配與セン事ヲ圖ル。已ニ穀類ニハ洋種小麥果等ニハ華菓梨葡萄等ノ如キハ果シテ良好ノモノタルヲ知ルヲ以テ、種子ヲ頒チ或ハ苗木ヲ製シテ移植セシムル者其數少ナカラス。如此行ヒ去テハ管内ノ農産ヲ改良スルニ於テ大ニ補益スル所ナラン。此般農事講習場ノ設ケアルニ及ンテ更ニ之ヲ同場ニ附屬シ益培養法等ヲ講究セシメ旁ラ生徒實踐ノ助トナサシム。

牧牛場

場ハ美濃國各務郡各務野ニ在リ縣設ニ係レリ。明治九年中内務省ニ申請シ洋牛三頭ヲ得テ之ヲ原

種トシ始メテ牧牛ノ業ヲ起シ、尋テ良和牛ヲ但馬國ニ購求シ雜種ヲ合セテ蕃息ヲ圖ル。現今頭數左ノ如シ

一 洋 牛 九頭 一 雜種牛 六頭 一 和 牛 九頭

開牧尙淺キヲ以テ前數ニ過キスト雖モ年月ヲ概算スレハ其蕃殖頗ル速カナルヲ覺フ。如此頭數增加スレハ隨テ費額ヲ要スルモ亦多シ。故ニ乳牛ノ如キハ之ヲ賣乳家ニ、孕牛ハ之ヲ農家ニ貸與シテ省費ノ方法ヲ施セリ。以住益藩息ニ至ラハ之ヲ牧牛者ニ貸付シテ漸次管内ノ牛種ヲ改良セシメントス。但現今ハ良種少ナキヲ以テ該場ニ來リ交尾ヲ請フモノ、及交尾ノ爲メ日ヲ期シテ牡牛ノ貸借ヲ請フモノニ限り之ヲ許セリ。前陳ハ牧牛上ノ所見ヲ記セルニ止マルモノニテ、抑牧場ヲ該地ニ開クモノハ、原來本所各務野ト稱セルハ二千町餘ノ大野ニシテ而モ地味薄瘠從古開墾ヲ難ンスルノ地タルヲ以テ、斯ニ牛種ヲ牧養シ、旁ラ開墾ノ業ヲ實試シテ堆糞ヲ施ス等ノ事ヲ爲サハ大ニ土質ヲ變易スルノ功アラントヲ思フテナリ。現今墾闢ヲ試ミルノ地凡四千五百坪餘、植物ノ繁茂セル收穫ノ多量ナル鄰接地ノ比シ得ヘキニ非ラサルヲ視レハ果シテ豫期ニ違ハサルニ庶幾カラシカ。

牛馬改良方

管内濃飛兩國中含畜ヲ以テ牛馬ヲ牧養スルモノ尠カラス。通算スルニ牡牛凡二千頭、牝馬凡一萬

その四

生絲

その五

五千頭、隨テ出ス所ノ駒犢モ亦多シ。如何セン種類甚劣得益自ラ微、到底該業ノ盛大ヲ望ムヘカラス。因テ八年內務省陸軍省ニ申請シ、良牡馬合テ五頭ヲ產馬ノ地ナル美濃國惠那郡付知村ニ借受シメタリ。他地モ亦宜ヲ量リ漸次此例ニ依ラシメント欲ス。又牛種ノ如キハ前項下ニ述ル如ク各務野牧場ノ洋種ヲ以テ一般ノ改良ヲ圖ルニ在リ。如斯セハ數年ナラスシテ人民ノ憤勵心ヲ引起シ遂ニ管内ノ畜産ヲ一變シテ養良ノ種類ヲ蕃息スルニ至ルヘシ。

生絲製造ノ業ヲ修ムルモノハ美濃國東北郡及飛驒國ヲ以テ最多シトス。唯年來舊套ニ因仍シテ良法ヲ求ムルモノ稀レナリシカ明治六年生絲製造取締規則發行アリシヨリ人々製絲品位ヲ進ムルニ注意シ、到底機械ニ賴ラサレハ利ヲ得ルノ難キヲ知り、同七年以還機械場ヲ建設スルモノ年々遂テ益々増加、昨十年ニ至リテハ大小合セテ百二十七所ニ及フ。其生絲額ヲ算スレハ七・八兩年ハ一歲大凡二千個ニシテ價格四拾萬圓以内ナリシカ、九・十兩年ニハ三千個以上九拾萬圓ノ巨額ニ上レリ。如此差額ヲ爲ス所以ハ幾何カ時價ノ高低ニ原因スルノ理ナキニ非スト雖、職トシテ機械ノ効力ニ之レ由レリ。然リ然シテ茲ニ遺憾トスル所ハ獨リ製絲場ニ入ル所ノ生繭踈惡ナルモノ多キノ一事ニシテ、從來養蠶家タル者其養蠶ノ始ニ於テ飼育其道ヲ得ス徒ニ慣手ノ踈漏法ヲ用ヒ成否ヲ以テ時氣ノ順逆ニ歸スル等ノ通弊ヲ免レキルヨリ、繰絲ノ良ナルモ絲質ノ不良ヲ掩フ能ハサルナ

リ。茲ニ於テカ之ヲ開導スル所以ノ法ヲ思ヒ、明治八年遠ク上信ノ良桑苗ヲ購求シ桑園ヲ廳下ニ開キ、明治十年養蠶練熟ノモノ一名ヲ擇ヒ勸農局養蠶場ニ就テ養法ヲ研習セシメタリ。則チ本年該人ヲシテ前ノ園中ノ桑葉ヲ用ヒ其試育ヲ命セシカ果シテ良繭ヲ得。故ニ漸次民間ノ桑樹ヲ換植セシメ此養法ヲ普及シテ閩縣生絲ノ品位ヲ進メンコトヲ欲ス。

蠶卵紙

該紙ハ舊來製造スルモノ至テ稀ニ、今ヲ距ル五六年前ハ僅ニ一二千枚ニ止マレリ。是土地不適ノ故ニ非ス。本土養蠶家タルモノ年々場引ト唱フル他地方所製ノ卵紙ヲ買取スルノ習ヒアルカ爲メナリ。然ルニ近年奸商等粗惡ノ種紙ヲ持シ來リ往々養蠶家ノ損害ヲ釀成スルヲ視、管民相競フテ土地ノ製種ヲ張大ナラシメン事ヲ企テ、試製スルニ各良種ヲ得頗ル養蠶家ノ望ニ副フニ至ル。昨十年ノ製造紙數ヲ閱スルニ八千枚ノ數額ヲ爲スニ至レリ。然レトモ現在養蠶家掃立ノ紙數凡五萬枚ニ下ラサレハ、僅ニ其六分一ニ相當スルノミ。則チ本年五月第十號蠶種規則廢止ノ公布アルヲ以テ、益製種家ヲ勸奨シ良種紙ヲ製セシメ養蠶家ヲシテ損害ノ憂ヲ免レシメント期ス。

製茶

從來茶場ヲ以テ名アルモノハ美濃國池田郡六ノ井村、同國加茂郡白川郷トス。而シテ六ノ井村ハ無色茶白川郷ハ綠茶ヲ製出セリ。兩地ノ外ハ產額僅々稱スルニ足ラサリシカ、曩ニ價格ノ騰貴セル

その七

美濃紙

ニ際シ、各處相競テ山野ヲ拓キ茶圃ヲ起セルニヨリ今時ハ同國東北面數郡ニ延及シ頗ル其廣大ヲ極メ、一歲所產凡百萬斤ノ上ニ出ツ。然ルニ近來價值ノ低落セル勢挽回ニ由シナケレハ、製茶家大ニ衰敗ノ色ヲ現ハスニ至ルハ實ニ浩嘆スヘシ、因テ之ヲ保續スル所以ノ法ヲ思ヒ、曾テ印度風製紅茶ナルモノ、最歐人ノ望ニ適スルヲ聞キ、本年五名ノ生徒ヲ勸農局ニ送り該製造法ヲ傳習セシメリ、自今製茶家ニ諭示シ漸次此法ニ依リテ製造シ、綠茶ト共ニ海外輸出ニ充テシメント欲ス

その八

陶器

美濃國武儀郡村中抄出スル所ノ書院紙從來最名ヲ得タリ。同紙ノ外諸紙合セテ七十餘種、昨十年ノ調査ニ據レハ紙數六十七萬束代價六拾萬圓ナリ。書院紙ニ次テ世上行ハル、モノヲ雁皮薄葉紙トス。近來之ヲ抄出スルモノ逐年増加セリ。幸ニ雁皮木該地山中ニ自生スルヲ以テ最其便ヲ得タリ。然レトモ楮皮ニ至リテハ摠テ之方ニ取ラサルヲ得サルハ常ニ遺憾トスル所、故ニ近時ハ楮苗ヲ養ヒ楮園ヲ拓クヲ以テ專ラ緊急ノ要務トセリ。

その九



ラ精巧品ニ在ルヲ以テ、今ニ及ンテ小ク其圖ヲ改メントスレハ遂ニ舊來所得ノ賣價ヲ失フニ至ラ  
 シ。故ニ宜シク工力ヲ費ヤシ務メテ精良品ヲ製作シ、而シテ他ノ粗製廉價ノ物ヲ併セテ之ヲ販賣  
 シ、普ク内外各人ノ賞美ヲ得セシメント是今日ノ最汲々スル所ナリ。其築窯方及製造器械ノ類  
 ノ如キハ漸次實効ヲ認定シテ以テ便宜ニ從ハシメント欲ス。

以上ノ外鑛業職工其他種々ノ製造物等勸業ノ務ニ關スルモ、目今別ニ所見ヲ寓セサルモノ又ハ構  
 造ノ小ナルモノニ至リテハ、敢テ之ヲ條陳セス。右ヲ本縣勸業方法トス。

諸調書進達

警察區域一覽表以下上奏書を略す。次いで孝子義僕節婦等行狀取調書、學校數並生徒人員、寄附  
 金總高取調表、管内人民年齡八十年以上の者名前取調表並に左の書類を供奉太政官庶務課へ進達す。

- 一 奇特者賞與表
- 一 奇特者褒賞表
- 一 警察上ニ關シ功勞ノ者賞譽表
- 一 警察上ニ關シ非命ノ死ヲ遂ケシ者始末書
- 一 管内普通物產表
- 一 管内特有物產表
- 一 明治十年諸稅一覽表 附例言

- 一 明治十年吟味願審理表
- 一 明治十一年上半年審理表
- 一 明治十一年吟味願審理表
- 一 明治十一年上半年審理表
- 一 明治十年警察年報表
- 一 明治十一年上半年警察年報表
- 一 明治十年岐阜縣罪犯彈告一覽年表
- 一 明治十一年上半年岐阜縣罪犯彈告一覽表
- 一 岐阜縣警察沿革略誌
- 一 岐阜縣警察施設概況
- 一 岐阜縣下學事統計表
- 一 岐阜縣下公學費出納表
- 一 岐阜縣下私學校表
- 一 岐阜縣下學校位置略圖

- 一 岐阜縣公立學校諸規則
- 一 岐阜縣教育略誌
- 一 岐阜縣病院職員簿
- 一 岐阜縣病院附屬醫學校表
- 一 岐阜縣病院附屬醫學校生徒等級表
- 一 岐阜縣病院附屬醫學校所有書籍器械表
- 一 岐阜縣病院費出納表
- 一 岐阜縣病院附屬醫學校規則
- 一 岐阜縣病院略誌

今これ等詳細のことは省略し、次に縣經濟に屬することを摘記せん。

明治十年度諸税一覽表

明治十年七月より今年六月に至る縣稅收入高金壹萬七千五百七拾七圓參拾八錢、前年より越高五千八百六拾七圓六拾五錢貳厘を合計して金貳萬貳千九百貳拾五圓參錢貳厘。同年支出高壹萬貳千四拾六圓七拾貳錢五厘、差引殘金壹萬八百七拾八圓參拾錢七厘、これ翌年越高なり。而して管内人口八十二萬七百一人、戶數十六萬九千五十四戶、土地反別六十九萬四百四十二町二反六畝二十一歩、地租

金百六萬九千七百七圓拾六錢九厘なり。

自明治十年七月 至十一年六月縣稅收入明細表

解説

- 一 收入表第六ハ河川通漁業ノ名義ヲ以テ許可セシモノニ付何漁業稅何釣稅等ノ細別雖出來故ニ漁業稅トス
- 一 同表第十二ハ前年ノ馬市稅牛馬市稅ノ二項ヲ併セシモノ
- 一 同表第三十三ハ前年ノ音曲及諸藝師稅三味線指南稅軍談稅義太夫三味線稅ノ四項ヲ併セシモノ
- 一 同表第三十七第三十八ノ二項ハ前年ノ荷積車稅ヲ分裂セシモノ
- 一 前年ノ收入表中正米會社稅獵業稅斬髮稅結稅諸間屋稅麴屋稅魚鳥店稅魚鳥振賣稅鬘牛馬買入稅飲酒器商稅煙艸具商稅水車鑑札料石灰燒鑑札料炭燒鑑札料岩石掘鑑札料藥種掘鑑札料ノ十五項ハ本年收入ナキヲ以テ此合金參百九拾貳圓五錢ハ前年ニ比較減少セリ
- 一 前年仕拂表中師範學校費金貳百圓及道路修繕費ノ内道路新築費金拾五圓四拾錢病院費ノ内病院營繕費金七千八百四拾九圓五拾錢壹厘並舊築摩縣ニ於テ遺拂ノ内金五拾參圓拾五錢ハ本年支出無之ニ付此合金八千百拾八圓五錢壹厘前年ニ比較減少セリ

課目	通計	前年ヨリ増	前年ヨリ減
一 鳥網獵稅	三六・九五〇	二〇・三五〇	—
二 大網獵稅	一五・〇〇〇	二五・五〇〇	—
三 築漁稅	五二〇・〇〇〇	四六〇・〇〇〇	—

岐阜縣御巡幸

四	笹築漁稅	四二〇〇〇	三八〇〇〇	
五	鶴遺稅	一五七五〇〇	六一二五〇	
六	漁業稅	五八五二三五	一五〇四〇〇	
七	陶器仲買稅	三〇七五〇〇	五五〇〇	
八	製茶賣買稅	一二六〇五〇〇	三〇一〇〇〇	
九	鑄物師稅	三四五六九	八〇〇三	
一〇	諸市場稅	三一〇〇〇		三四〇〇〇
一一	諸寄場稅	七六〇〇〇	二四〇〇〇	
一二	馬市稅	五二〇〇〇	一四一〇〇	
一三	美濃紙會社稅	二二八〇二	〇九九七	
一四	鄉宿稅	二〇四〇〇〇	三五〇〇〇	
一五	宿屋稅	一三五四二五〇	四八六二五	
一六	質屋稅	二〇六四〇〇〇	三二七〇〇〇	
一七	古着商稅	一一一九〇〇〇	二五二六二五	
一八	古道具商稅	五五七〇〇〇	一一六七五〇	

一九	洋物商稅	一一〇五〇〇	一一五〇〇	
二〇	翫物商稅	五七〇〇〇	二〇五〇〇	
二一	小間物商稅	八五〇五〇〇	三三二七五〇	
二二	菓子商稅	九四二五〇〇	三三八二五〇	
二三	料理店稅	五七一五〇〇	一四五〇〇〇	
二四	煮賣店稅	八八二三〇〇	二七七二五〇	
二五	鳥獸肉賣捌稅	六七〇二五〇	一四〇五〇〇	
二六	屠牛場稅	一八三〇〇		一八〇〇
二七	洗湯稅	八二〇〇〇	二六二二五	
二八	雇人口入所稅	五三三五〇	一一七二五	
二九	劇場稅	五五〇〇〇	一七〇〇〇	
三〇	大揚弓店稅	二〇四五〇〇	一三〇五〇〇	
三一	俳優稅	四四五五〇〇	三三〇〇〇	
三二	人形操稅	三九〇〇〇	五二五〇	
三三	音曲及諸藝師稅	五三六五〇〇	一八六〇〇〇	

岐阜縣御巡幸

三四	角力稅	四三五〇〇	六五〇〇	一四〇
三五	諸興行稅	四四六〇〇	—	三五五〇〇
三六	獅子舞見世物等諸開場稅	二四七五〇〇	六二六〇〇	—
三七	二人乘人力車稅	一一二五	七五〇	—
三八	一人乘人力車稅	二四七六〇〇	三三五〇	—
三九	荷車大七車稅	二八二〇	—	二二八〇
四〇	同中車稅	二六九〇〇	一六二九〇	—
四一	租稅息納金	一七五八三九	九三二〇八〇	—
總計		一七〇五七三八〇	四四〇四二九〇	七三、五八〇
差引増		四三三〇七二〇	—	—
自明治十年七月 至十一年六月縣稅支拂明細表 本年仕拂高 前年ヨリ増 前年ヨリ減				
第一	道路修繕費	二八九〇八〇	二六〇、三五五	—
第二	橋梁修繕費	一一七〇五〇	九七、三三〇	—
第三	溝渠修繕費	一八三二	一八三二	—
木費	計	四〇七、九六一	三五九、四八六	—

仕拂明細

民費課出

第一	牧畜諸費	一六四一、四〇四	一〇三五、八五七	—
第二	博覽會諸費	一二五七、〇七〇	八〇六、〇三二	—
第三	試驗所諸費	九八二、九四三	—	八三〇、〇七六
第四	佛國博覽會諸費	六〇、二八二	六〇、二八一	—
計	計	三、九四一、六九九	一、九〇二、一六〇	八三〇、〇七六
第四	病院諸費	五二九、五四三	—	四七〇、四七七
第五	醫師給料	四九六、五〇〇	四九六、五〇〇	—
計	計	五、四四四、五四三	四、九六五、〇〇〇	四七〇、四七七
第五	巡查費	一、八九七、七八九	九五四、三五三	—
第六	警察署建築修繕費	一六、二六二	—	二五、二七六
第七	警察署諸費	二九六、四七一	一四九、二九七	—
計	計	二、二〇三、五三三	一、一〇三、六五〇	二五、二七六
合計	合計	二二、〇四六、七五五	八、三三〇、二六六	一、五五一、七二三
差引増		六七八、五八三	—	—

明治十年民費課出表

課目

縣廳舍警察署倉庫營繕費

第十六章 縣治提要

通計

金千六百拾壹圓九拾七錢參厘

- 獄舎懲役場營繕費 金八百六拾貳圓六拾參錢四厘
- 道路堤防橋梁修繕費 金六萬參千八百六拾八圓六厘
- 布告並布達類入費 金四千六百八拾七圓貳拾壹錢七厘
- 管内限達事ニ付諸費 金四千貳拾五圓拾壹錢七厘
- 諸御用ニ各廳正副區戶長等出頭費 金貳萬八千八百七拾七圓八錢參厘
- 區扱所諸費 金貳萬六千五百六拾八圓八拾七錢八厘
- 正副區戶長以下給料 金八萬參千百拾參圓拾壹錢貳厘
- 縣社鄉村社以下營繕費 金七千九百參拾壹圓六錢壹厘
- 祭典遙拜式費 金七千六百八拾壹圓七拾四錢七厘
- 縣社鄉村社神官給料 金四千七百貳拾貳圓八拾六錢
- 貢金取集ヨリ納濟迄諸費 金八千九百七拾八圓九拾錢壹厘
- 山林調費 金貳百八拾壹圓八拾參錢參厘
- 里程調費 金四拾八圓參拾五錢參厘
- 地租改正調費 金壹萬五千五百六拾四圓九錢貳厘
- 戶籍調費 金四千七百九拾五圓拾四錢八厘

管内高齢者人員調

- 徵兵下調費 金千五百拾九圓八拾八錢
- 學校費 金參萬八千七百四拾參圓貳拾九錢貳厘
- 敎院費 金百拾壹圓參拾七錢貳厘
- 道路掃除費 金貳千五百貳拾九圓貳拾七錢
- 用惡水道費 金五萬四千六百六拾貳圓四拾九錢九厘
- 暴漲水防費 金五千五百拾五圓貳拾壹錢貳厘
- 井堰守給料 金貳千五百參拾四圓拾九錢
- 消防入費 金千貳百四圓六拾錢四厘
- 巡查給料並ニ諸費 金貳萬貳千參百七拾七圓拾九錢六厘

總計 金參拾九萬貳千參百拾五圓五拾參錢

美濃國八十一年以上人員郡分表

○名前取調書を略し統計のみを掲ぐ

郡名	八十年以上人員		九十年以上人員		百年以上人員		人員計	同男女分
	同男	同女	同男	同女	同男	同女		
厚見	二百三十五人	一七〇	三人	〇	〇	〇	二百三十八人	男一七三 女六五
各務	六十九人	五〇	五人	〇	〇	〇	七十四人	男五九 女一五
羽栗	百八十一人	一五七	六人	二	〇	〇	百八十七人	男一五五 女三二

中島	百十六人	男	三八	女	七八	六人	男	二	女	五	○	百二十二	男	八三	女	三九
海西	三十四人	男	二二	女	一二	二人	男	一	女	一	○	三十六	男	二一	女	三三
石津	百二十一人	男	八四	女	〇一	三人	男	二	女	二	○	百二十四	男	八四	女	二二
多藝	百六十三人	男	九六	女	八五	三人	男	二	女	二	○	百六十六	男	〇六	女	八二
不破	百十六人	男	七四	女	四二	二人	男	一	女	一	○	百十八	男	〇六	女	七五
安八	三百八十八人	男	二〇〇	女	六二	十六人	男	二	女	二	○	三百二十四	男	二〇六	女	七五
池田	八十七人	男	四四	女	六一	二人	男	一	女	一	○	八十九	男	四二	女	四七
大野	百十六人	男	七四	女	〇六	五人	男	四	女	一	○	百二十一	男	七四	女	四七
本巢	百二十七人	男	八四	女	二五	二人	男	一	女	一	○	百二十九	男	八四	女	三六
席田	十人	男	八	女	二	○	男	〇	女	〇	○	十	男	八	女	二
方縣	百十三人	男	七三	女	四九	一人	男	〇	女	〇	○	百十四	男	七三	女	五九
山縣	百五人	男	七三	女	〇五	五人	男	一	女	〇	○	百十	男	七三	女	三七
武儀	二百八十七人	男	一一七	女	五二	九人	男	四	女	五	○	二百九十六	男	七三	女	三七
郡上	三百三十七人	男	一八五	女	〇七	九人	男	四	女	五	○	三百四十六	男	一八六	女	四二
加茂	二百十四人	男	一一九	女	四〇	五人	男	二	女	三	○	二百十九	男	一一九	女	三三

可兒	百七人	男	七〇	女	七	三人	男	二	女	一	○	百十	男	七三	女	八
土岐	百十五人	男	六五	女	五〇	二人	男	二	女	〇	○	百十七	男	六五	女	七〇
惠那	二百八十四人	男	一一五	女	五九	三人	男	二	女	一	○	二百八十八	男	一一三	女	五八
通計	三千二百四十五人	男	二〇二五	女	二二〇	九十二人	男	六三	女	二九	○	三千三百三十八	男	二〇二五	女	二二〇

飛驒國八十年以上人員郡分表

郡名	八十年以上人員	同男女分	九十年以上人員	同男女分	百年以上人員	同男女分	人員計	同男女分
益田	百四十八人	男七六 女七二	七人	男四 女三	○	男〇 女〇	百五十五人	男七九 女七六
大野	二百十八人	男一〇七 女一〇一	六人	男三 女三	一人	男〇 女〇	二百二十五人	男一一四 女一一一
吉城	百五十六人	男七八 女七五	四人	男三 女一	○	男〇 女〇	百六十人	男八六 女七四
通計	五百二十二	男二七二 女二五〇	十七人	男七 女一〇	一人	男〇 女一〇	五百四十人	男二七九 女二六一
兩國總計	三千七百六十七人	男二四九二 女二二七五	百九人	男三八 女七一	二人	男二 女〇	三千八百七十八人	男二五三〇 女二三四〇

第十七章 御聖德

御仁惠

天皇即位の初大いに國是を定め、親しく神祇を祭り誓ひて五事を宣し以て維新洪謨の大本を示したまふ。又億兆安撫の御宸翰を下して宣はく「朕幼弱を以て猝に大統を紹ぎ、爾來何を以て萬國に

對立し、列祖に事へ奉らんやと、朝夕恐懼に堪ざる也。竊に考るに、中葉朝政衰てより武家權を専らにし、表には朝廷を推尊して實は敬して是を遠け、億兆の父母として絶て赤子の情を知ること能はざるやう計りなし、遂に億兆の君たるも唯名のみになり果て、其が爲に今日、朝廷の尊重は古に倍せしが如くにて、朝威は倍衰へ上下相離るゝこと霄壤の如し。かゝる形勢にて何を以て天下に君臨せんや。今般 朝政一新の時に膺り天下億兆一人も其處を得ざる時は皆 朕か罪なれば今日の事朕自ら身骨を勞し、心志を苦め艱難の先に立ち、古列祖の盡させ給ひし蹤を履み、治績を勤めてこそ始て天職を奉じて億兆の君たる所に背かざるべし」と。これ、朝政御一新に際し、民と共に更始したまはんとの深き御仁惠の大御心におはしますなり。何ぞ感激にたへん。爾來東巡西狩、親しく地方の民情風俗を櫛はし、夙夜精勵萬民保全の道を立てたまふ。されば車駕到りますところ遠近皇澤に霑はざる無し。

聖旨訓示

今回御親臨の儀も先に林内務少輔より訓令ありたる如く、親しく地方の實況を知食さるべき御聖旨なれば、御巡幸御用掛より發せる沿道地方長官心得書にも人民の困苦迷惑にならざるやう取計ふべきこと肝要なる旨、篤く達せられたること前に掲げたが如し。實に萬乘御親臨は古今稀有の盛典なるを以て、厚くその敬禮を盡さんと欲するは國民の赤心なり。されど人民に於て無益の費を爲さんことありては、折角奉尊の意も却て聖意に適はざるを以て、成るべく人民日常實地の景況御覽

御趣旨訓示

相成るやう厚く注意せられたるなり。

八月七日重ねて林内務少輔より新規建築等見合の儀竝に心得書の御趣旨貫徹方人民一般へ精々諭達すべきことを達せらる。次いで九月十七日岩倉右大臣より亦左の如く縣令に宛て注意せられたり

前略今般 御巡幸其管内御通輦ニ付テハ前後種々御配慮察入候然ハ接待ノ儀ニ付テハ先發官員ヨリ及御達且内務書記官ヨリモ内達有之候處是迄經過候御休泊驛村等ニ於テ往々接待鄭重ヲ極メ候者有之其内旅館修繕既成ニ屬シ器具新製豫メ備リ候分ハ宸早致方無之候ヘトモ膳部ニ至リテハ二ノ膳及ヒ別段酒肴等ノ取扱有之右ニテハ定價ノ賄料不足ヲ生シ候事必然ニ付兼テ被仰出候簡易ノ御旨意ニモ反シ人民へ迷惑相掛候次第且拙者等ニ於テモ却テ痛心ノ至旁前途旅館向鄭重ノ接待不致様屹度御説諭有之度此段爲念更ニ得貴意候也

是月下旬品川内務大書記官より熊谷發回章を以て、縣治提要竝に諸表の外、學事、勸業、縣稅の負擔、民費の惣高、囚獄懲役者員數、孝子・節婦・義僕の調査、老衰・幼弱・癡疾・疾病に對する救護方武官恩給扶助料出願等に關する取調を通達せられたり。皆これ人民の風教疾苦を御軫念あらせたまふ有りがたき大御心に因るものと拜聞す。

産業御獎勵  
天皇また深く心を民業授産に用ゐさせたまひ、到る處その地方の物産を御覽ありて御買上あらせたまふ。これ産業御獎勵の難有き思召に因るものと拜察し奉る。本縣に於てもその光榮に浴せるも

物産御買上

の左の如し。

御用品

金畫植木鉢	一對	清水温故製造	金參圓五拾錢	焦茶色山繭絲	三尺三寸	同	金四拾錢
總金畫急須	一對	同	金壹圓五拾錢	入鴉皮縮緬	一丈	同	金貳圓五錢
金墨畫急須	一對	同	金壹圓參拾錢	紫色紋縮緬	一組	清水甚七外	金貳圓五錢
金畫急須	一個	同	金六拾錢	白石玉組臺付	一組	清水甚七外	金五拾錢
金墨畫花瓶	一對	同	金參圓九拾錢	桃花石壺	一個	同	金五拾錢
金畫菓子器	一個	同	金壹圓五拾錢	白石煎茶碗	一組	同	金壹圓參拾錢
水石鉢	一對	同	金參圓	白石	二個	同	金貳拾四錢
白紋縮緬	一疋	縮緬會社製造	金拾壹圓	大理石盃	一個	同	金拾貳錢
山繭絲入	一疋	同	金八圓	鮫石盃	二個	同	金貳拾四錢
鴉皮縮緬	一疋	同	金八圓	鼈甲石湯呑	一個	同	金五拾錢
青練烏帽子縮緬	一疋	同	金八圓九拾五錢	白石湯呑	一個	同	金五拾錢
白烏帽子縮緬	一疋	同	金七圓貳拾五錢	鮫石湯呑	一個	同	金五拾錢
銀鼠色山繭絲入	八尺三寸	同	金貳圓	桃花石コップ	一個	同	金五拾錢
總縫取紋縮緬	六尺	同	金壹圓參拾五錢	花斑石コップ	一個	同	金五拾錢
緋烏帽子縮緬	五尺	同	金六拾貳錢	桃花石筆立	一個	同	金壹圓
棕子縮緬	三尺八寸	同	金五拾壹錢	白石三ツ笠硯	一個	同	金拾五錢
葡萄色紋縮緬	一尺七寸	同	金參拾八錢	白石硯	一個	同	金拾貳錢
青竹色山繭絲入	一尺七寸	同		白石硯	三個	同	金拾貳錢
三釜戸紋縮緬							

御注物品

鼠根	付四組	同	金四拾八錢	白石文鏡	小五對	同	金六拾錢
鼠鬘斗押	一個	同	金拾貳錢	鮫石文鏡	一個	同	金拾貳錢
犬根	付四個	同	金四拾八錢	白石肉入	大二個	同	金貳拾錢
兎根	付二個	同	金貳拾四錢	白石肉入	小一個	同	金拾五錢
栗根	付一個	同	金拾貳錢	剪	刀二挺	後藤茂十郎 外一名製造	金拾五錢
白石文鏡	大一對	同	金貳拾錢	丈長	紙一帖	美濃紙會社製造	金壹圓五拾錢

白石コップ 五個 清水甚七外 金四圓七拾五錢  
 鮫石コップ 五個 同 金參圓七拾五錢  
 白石大文鏡 二對 清水甚七外二名製造 金六拾錢

本縣臨御の日、縣官その他へ酒饌料並に物を賜ふこと差あり。

- 一金壹圓五拾錢 奏任官二人
- 一金參拾六圓 判任官<sup>六十</sup>及御用係人<sup>六十</sup>合七十二人
- 一金拾六圓五拾錢 等外<sup>四十</sup>及御雇<sup>二人</sup>合六拾六人
- 一金拾五圓 警部三十人
- 一金七拾五圓 巡查三百人
- 一金八圓 輦路沿道副區長十六人

酒饌料下賜



一金參拾貳圓五拾錢 輦路沿道戸長百三十人

師範中學兩校職員及び優等生へ賞賜

一金四圓 師範中學兩校教員十六人

一金參拾六圓 同校優等生徒三十六人

縣立病院醫員並に附屬醫學校優等生へ下賜

一金九圓七拾五錢 病院院長・教員・助教・當直醫等合十二人

一金拾八圓 同附屬醫學校優等生徒十八人

管内人民年齢八十一年以上者へ左の如く賜りて、その壽を祝させたまふ。

一眞綿二把

百年以上二人 惠那郡吉真見村吉村權藏祖母よう 大野郡白川村中井佐次右衛門祖母せく

一金九百六拾九圓 八十年以上三千七百六十七人

招魂社所祭の者へ祭糝料を下し賜ふ

一金拾參圓五拾錢

戊辰の役戰死者大垣藩士族軍事奉行佐竹五郎源義著等五十四人

西南の役戰死者へ祭糝料

一金五拾錢

遊撃別手組副取締一人 石津郡太田村木村市太郎

一金貳拾五錢

同二等兵卒一人 武儀郡乙狩村名古屋松五郎

一金壹圓

警視局巡查四人 惠那郡岩村片山祐五郎・大垣町仁林末太郎 不破郡荒川村和田藤吉郎・吉城郡上寶村秋田正孝

岐阜行在所へ御下賜

一菊御紋章付三ッ組銀盃一重 今泉村本願寺別院

一金百圓

同上

一金壹圓五拾錢 非常御立退場 上加納村西覺寺

今回は諸獻上物一切不相成事既に嚴達ありたるを以てその取扱無かりしが、土岐郡大湫村の老媪長谷川之乃八十年十月より手織絹に和歌一首前出を添へて獻上を出願せり。縣に於てもその衷情を汲み本日供奉太政官書記官宛進達の手續を爲したり。翌日その奇特のものたるを賞せられ、御嘉納あり、依つて金七拾五錢を下し賜ふ。

本縣一等屬井手今滋石川縣越前國福井平民義父橋曙覽著述するところの志迺夫迺舍歌集を聖上並に皇后宮に獻上せしに、是又特別の思召を以て御嘉納あらせられ、白羽二重二匹を下賜せられたり。

今夕特に縣令小崎利準及び大書記官斯波有造を行在所に招かせ給ふ。兩人定刻六時半參上し、特に拜謁仰付けられ、玉座御次ノ間に於いて酒饌を賜はる。依つて親しく利準に天盃を下し賜はり、精勵治民の勞を慰せしめたまふ、共に感戴拜謝して退出す。

是夜岩倉右大臣を始め參議卿補及び奏任判任非番の官員等、長良川に鶴飼を觀る。少々時節後れ

行在所へ御下賜

手織絹獻上

歌集獻上

酒饌下賜

長良川鮎獻上

たれども十分捕獲あり。直に行在所へ差上ぐ。實に愉快なる見物なり」といふ。

### 第十八章 笠松御小休

車駕進發

笠松御小休

二十五日陰。午前七時今泉行在所御發輦、縣令供奉、六等警部村井高正・石川豊吉御先導、官員學生市民等門前より沿道に堵列して鳳輦を送り奉る。大書記官上加納村まで扈從奉送す。

車駕加納新道名古屋街道を通御あらせられ、八時三十分羽栗郡田代村木曾川堤上の假營に着御御休憩あらせられ、少時木曾の清流を賞觀したまふ。景致頗る御感に協ふごかや洩れ承る。

水害を聞召し給ふ

木曾川は信濃國に發源し、東濃山地を西流して濃尾平野に出で、是より岐阜愛知兩縣の界を流れて伊勢灣に注ぐ。邦内三大河の一にしてこの邊風光愛すべしと雖も、一朝霖天に際すれば洪水汎濫して下流一帶その害を被ること甚し。陛下洪害を聞召され、憐憫垂問したまふこと懇切を極め給ひし由にて縣令感激具にその狀を奉答せりといふ。

笠松御發輦

茲に愛知縣縣令安場保和御出迎へ、交替扈從して御警衛の任に當る。同九時三十分御輿に召させられ、當縣官民敬禮奉送の中に寶橋愛知縣葉栗郡北方村篤志者急設、十月十七日竣工を渡御したまひ、寶江堤にて再び御馬車に御移乗、愛知縣御巡幸の途に上らせ給ふ。小崎縣令扈從奉送、一等屬井手今滋・七等屬齋藤倍また送り奉る。

御下賜

この時御小休所新築共同者笠松本願寺別院門徒に金百五拾圓及び別に金拾五圓、御厩課休所高橋彌助へ金貳圓、騎兵休所川本定七へ金貳圓、巡查休所村井伊兵衛・川本與五兵衛へ金參圓づゝ、御膳水井戸主岩田味三郎へ金五拾錢を下し賜ふ。當所に於て臨時御用を奉りたる者副區長杉山市右衛門・戸長岩田味三郎の外、臨時御用取扱小川彦左衛門・記野利右衛門・田中善兵衛・高島久右衛門あり。

聖蹟現狀

羽栗郡松枝村田代地内木曾川堤上御假屋跡は今羽栗郡笠松町字柳原二百三番戸高橋彌助方地先河岸に臨める地なり。御假營は笠松東本願寺別院在勤高木惠了外門徒總代十五名自費新築せしものにて間口三間奥行六間の總檜造り柿葺平屋建にて木曾川に面せり。玄關六疊・次ノ間八疊・上段ノ間八疊床邊欄ありの三室あり。川に面したる外側に四尺幅の張椽あり。急造のことゝて民家に接したる一面の壁は總べて紙張りにて仕上げたり。當日玉座は二疊臺を置き、次ノ間との界には白縮緬の幕を垂れたり。御入御に先ら係官御椅子テーブル並に玄關御幕等の鋪設例の如し。御用濟の後建物を笠松別院の書院に移し建てたりしが、明治二十四年の震災に倒壊せり。

名古屋御着輦

車駕黒田村今葉栗郡木曾川町大字善龍寺御小休、一ノ宮驛佐分利新右衛門方にて午饌を召し給ひ、正午頃御發輦下津村今中島郡稻澤町の大字清洲驛・土器野新田今西春井郡新川町の大字に御小休ありて、午後五時十分名古屋行在所東本願寺別院に御安着あらせたまふ。小崎縣令天機を奉伺す。

翌朝小崎縣令行在所に參上し、天機を伺ひ御禮を言上して拜辭す。特に拜謁仰付られ、連日道途供待につき有り難き御誼を賜ひ、供奉を免せらる。依つて曩に高宮行在所に於て授與せられたる供奉章を宮内省に返納し、諸般御用濟に付午後二時名古屋出發歸縣せり。

第十九章 御還幸

二十六日車駕愛知縣廳に臨御し政績を視たまひ又公立醫學校・博覽會場に臨幸したまふ。翌日師範學校中學校に臨幸あり。又鎮臺練兵場に御して觀兵式の儀あり。二十八日熱田神社に御參詣親しく奉幣あり。岡崎に至りまして專福寺に御駐蹕あらせ給ふ。此夜暴風雨あり、豊川橋流失するを以て翌日同地に留りたまふ。三十日同所御發輦、以東一路平安、東海諸縣御巡幸あらせられ、十一月九日東京宮城に御還幸あらせたまふ。

前に十月十七日 品川内務大書記官より、御巡幸に付地方在勤の官吏へ酒饌料恩賜且長次官等別段行在所へ被召呼御酒被下杯を始、昔年王事に勤勞の者及び其子孫へ御特典、孝子義僕の賞、耆老の祝壽並學校病院の優等生徒、其他工業を起し或は民費を補助し、又は郷黨の爲め便益を興す者へ被下物御賞詞等は勿論、御休泊主へ賜り金等に至る迄、此度御巡幸先きに於て御施行相成たる事件は詳細記載差出の儀を達せらる。依つて縣より直に巨細報告せり。今之を通計するに、御下賜金壹千八百

御下賜品等取調

東海道御巡幸

圓七拾五錢、外に三ツ組銀盃一組、木盃一個眞綿二把あり。その類別内譯左の如し。

- 一金百四拾四圓 縣官巡查四百四十人へ御酒饌料
- 一金四拾圓五拾錢 輦路沿道區戸長百四十六人へ御酒饌料
- 一金四拾圓 師範中學兩校教員優等生五十二人へ御酒饌料
- 一金拾八圓七拾五錢 病院院長教員附屬醫學校優等生等十六人へ御酒饌料
- 一金九圓 病院當直醫藥局長心得看護長司藥生心得等九人へ追賜
- 一金七拾五錢 長谷川とつへ賞賜
- 一金九百六拾九圓及眞綿二把 八十歳以上の者三千八百七十八人へ祝壽
- 一金貳拾五圓 小原迪へ父是水祭糒料
- 一金拾參圓五拾錢 戊辰の役戰死者五十四人へ祭糒料
- 一金壹圓七拾五錢 西南の役召募の四戰死者四人へ祭糒料
- 一金參拾圓五拾錢 關ヶ原御小休所七人へ御手當金
- 一金參拾五圓五拾錢 垂井御小休所六人へ御手當金
- 一金參拾圓五拾錢 長松御小休所六人へ御手當金
- 一金五拾貳圓七拾五錢 大垣行在所三人へ御手當金

御用取  
與報

- 一金五圓 林村御召替所一人へ御手當金
- 一金參拾參圓 呂久御小休所五人へ御手當金
- 一金參拾貳圓五拾錢 河渡御小休所六人へ御手當金
- 一金五圓及御紋付木盃一個 鏡島御召替所一人へ御手當
- 一金參拾七圓 加納御小休所五人へ御手當金
- 一金百壹圓貳拾五錢及御紋付三ツ組銀盃一重 岐阜行在所二人へ御下賜
- 一金百七拾五圓五拾錢 笠松御小休所七人へ御手當金

十月より翌月に亘り本縣より、御巡幸御用取扱者又は區戸長等特別勉勵せし者に賞狀又は金貳拾五錢乃至金拾五圓づゝを賞與すること左の如し。

岐阜町賞與人名 高橋善太郎・近藤伊三郎・本島常三郎・小川久三郎・玉井伊兵衛(以上金拾)・菅宗三・三輪傳右衛門・加島勘藏・大澤儀三郎・片野龍藏(以上金拾)・岩田彈之進・高橋瀨一郎・石崎專之助・石原彌藤太(以上金七)・戸倉六郎・渡邊金右衛門・渡邊銈次郎・横山孫造(以上金五)・大橋榮吉・中村音次郎・野田文柄(以上金參)・渡邊甚吉(狀)・副區長辻左郎・松橋喜三郎(以上金壹)・副區長塚田九郎三・戸長村瀨甚助・井上茂三郎・山田儀左衛門・副戸長出口新左衛門・平田藤左衛門・戸田善三郎(以上金五)・岡本太右衛門・吉田盛吉・桑原善八・神山喜一郎・副區長坂井田吉三郎・戸長篠田太藏・副戸長棚橋甚平・同千種治平・

戸長代理服部甚兵衛(以上金廿)

大垣町賞與人名 奥田盛八(金七)・野田喜兵衛・小幡守登・高橋圭二・戸長河村長四郎・服部傳吉・飯沼武作(金五圓)・川瀨榮之助・國枝靜也・横幕忠雄・辻利左衛門・高田長五郎・高田紋八・吉田源兵衛・今澤一兵衛(金參圓)・副區長鈴木徹・五島庄兵衛・藤江半之丞(金壹圓)・戸長水谷十太夫・石原尚秀・戸長早野清九郎・雇河合周之(金五拾)・戸長山村蕃藏・副戸長松岡半助・同奥田弘右衛門・副戸長雇吉田吳助・同森平司・同堀江善助・副區長河合榮之助・同大橋茂十郎(以上金廿)

沿道賞與人名 笠松村御用取扱三谷孝助・加藤助市・高木武八・山田良之助・小川彦左衛門・田代村赤塚治太郎(以上金五)・田中喜兵衛・杉山逸作・久納貞助・高木久次郎・丹下喜七・赤塚武一郎(金貳拾五)・堤防修理惣代五島貞之進・伊藤清之進・川瀨昇・松岡治郎平(金壹圓)・御小休所御用取扱人賞與(金五拾錢又金貳拾五錢)・厚見郡加納町鈴木勝藏・村瀨定次郎・宮部縫次郎・杉山久治・中川藤九郎・宮部藏三郎・同郡鏡島村上松萬造・上松松平・森島猶善・馬淵房吉・服部喜市・方縣郡河渡村御用取扱會我屋村會我部仲衛・會我部俊治、川部村福島清一、寺田村小林市平、厚見郡今嶺村戸崎惣十郎、本巢郡美江寺村(狀)・小森治三郎・大澤定五郎・松井新次郎・馬淵久平・毛利庄吉、大野郡呂久村北村哲三・馬淵六三郎・馬淵研三・横山恭平・馬淵辰次郎、不破郡長松村柳瀨儀兵衛・佐久間佳又・柳瀨謙次郎・廣瀨榮治・山田光也、同郡垂井村奥山文藏・石黒松兵衛・磯野儀左衛門・安東七兵衛・福井與右衛門、同郡關ヶ原村古山兵四郎